

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2018年度 卒業論文

佐伯 奈津子ゼミ

東 祐斗／加藤 大輝／神納 和希／田中 将平／深川 開斗

山本 良介／葉 政廷／渡辺 菜月／大島 千佳

ホームレス支援を行うビッグイシュー基金
——サッカーボール一つで出来ること……………19W1001 東 祐斗 7

はじめに

第1章 ビッグイシュー基金について

第1節 ビッグイシューとは

第2節 生活自立支援

第3節 仕事・就業サポート

第4節 スポーツ文化活動

第2章 サッカーボール一つの力、その活動

第1節 サッカー活動

第2節 ホームレスワールドカップとは

第3節 野武士ジャパンの活動・ダイバーシティカップとは

第3章 ビッグイシュー・サッカー活動についての生の声

第1節 Eさん

第2節 Hさん

第3節 Iさん

おわりに

ソーシャルビジネスとはなにか……………19W1018 加藤 大輝 19

はじめに

第1章 ソーシャルビジネスとは

第1節 ソーシャルビジネスの定義

第2節 ソーシャルビジネスの歴史

第3節 ソーシャルビジネスと一般的なビジネスの違い

第2章 ソーシャルビジネスの事例

第1節 グラミン銀行とソーシャルビジネス

第2節 ソーシャルビジネスの例～ilo itoo のコルテスカート

第3節 ソーシャルビジネスの事例～Angkor Cookies のクッキー

第4節 愛知県で行われているソーシャルビジネス

第3章 ソーシャルビジネスの現在と未来

第1節 ソーシャルビジネスのメリット

第2節 ソーシャルビジネスのデメリット

第3節 ソーシャルビジネスの課題

おわりに

ボクシングと生きる人々……………19W1026 神納 和希 31

はじめに

第1章 貧困とボクシング

第1節 貧しい人がなぜボクシングをするのか

第2節 フィリピン、Eジムの事例

- 第3節 エローデ・ボクシングジム：元世界チャンピオンとの出会い
- 第2章 障がい者とボクシング
 - 第1節 目の不自由な人がするボクシング
 - 第2節 ブラインドボクシングの課題
 - 第3節 車椅子ボクシング
- 第3章 自分を変えるためのボクシング
 - 第1節 いじめとボクシング
 - 第2節 性同一性障害とボクシング
- おわりに

タイの性産業と日本人——微笑みの国の素顔………19W1032 田中 将平 45
はじめに

- 第1章 性産業が多い原因と問題点
 - 第1節 性産業が発展した経緯
 - 第2節 タイの貧困と経済格差
 - 第3節 HIV/AIDS が引き起こす社会問題
- 第2章 タイの性産業と日本人
 - 第1節 ジャパゆきさんによる売春
 - 第2節 タイにおける日本人の買春行為
 - 第3節 日本人の買春にともなうトラブル
- 第3章 タイのフィリピン人セックスワーカー
 - 第1節 フィリピンからタイ、そしてサウジアラビアへ
 - 第2節 学費のためにセックスワーカーになったブライアンさん
 - 第3節 家族に言えずに働くマラさん
 - 第4節 日本で働いた経験もあるエリカさん
- おわりに

チョコレートの裏側
——パプア州におけるカカオキタの活動………19W1045 深川 開斗 59
はじめに

- 第1章 「チョコレートの裏側」～カカオ生産者の状況
 - 第1節 カカオ生産者と貧困
 - 第2節 カカオ生産と児童労働
 - 第3節 「カカオの裏側」に取り組むNGO
- 第2章 パプアについて
 - 第1節 パプアの特徴
 - 第2節 パプアの歴史
 - 第3節 パプアの現在の問題
- 第3章 パプア州におけるカカオ農民自立に向けた取組
 - 第1節 オルタ・トレード・ジャパン

- 第2節 カカオキタの設立の経緯
 - 第3節 カカオ生産者に寄り添うカカオキタ
- おわりに

アジア観光と買春産業——旅行者による児童買春……19W1059 山本 良介 73

はじめに

第1章 アジア地域における観光と児童買春

- 第1節 児童買春の定義・児童買春の実態
- 第2節 子供が児童買春に至るまで、児童買春を取り巻く組織・環境

第2章 観光地における児童買春への国際的な取り組み

- 第1節 児童買春に取り組む世界の旅行・観光産業の団体
- 第2節 ECPAT の活動内容
- 第3節 ECPAT と日本との関わり

第3章 コードプロジェクト（子供買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範）

- 第1節 コードプロジェクトの概要・取り組み
- 第2節 コードプロジェクト参加団体の活動内容・運用事例

おわりに

LGBTを知る——同性婚合法化へ……19W1060 葉 政廷 93

はじめに

第1章 LGBTを知る

- 第1節 同性愛者の差別禁止は世界の流れ
- 第2節 同性愛者の権利を人権課題として認識すること
- 第3節 世界における同性婚

第2章 台湾の同性婚

- 第1節 差別の歴史
- 第2節 社会運動
- 第3節 「法改正」か「新法制定」か

第3章 日本の同性婚

- 第1節 同性婚と憲法24条
- 第2節 同性カップルを取り巻く不利益
- 第3節 不利益解消のための方法

おわりに

生物と共存するために～人々は何をするべきか～……19W1063 渡辺 菜月 109

はじめに

第1章 オランウータン

- 第1節 オランウータンの説明
- 第2節 背景
- 第3節 対策

第2章 トラ

第1節 トラの説明

第2節 背景

第3節 対策

第3章 ホッキョクグマ

第1節 ホッキョクグマの説明

第2節 背景

第3節 対策

おわりに

子ども食堂と交流～心の豊かさを育むために～……………19W1901 大島 千佳 127

はじめに

第1章 子ども食堂と日本

第1節 子ども食堂の成り立ち

第2節 日本の貧困の現状

第3節 子ども食堂と学校給食

第2章 子ども食堂と地域

第1節 子ども食堂とカネ

第2節 子ども食堂とモノ

第3節 子ども食堂とヒト

第3章 子ども食堂と家庭

第1節 子ども食堂の利用

第2節 子ども食堂の課題

第3節 子ども食堂への提案

おわりに

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2018年度 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

ホームレス支援を行うビッグイシュー基金
サッカーボール一つで出来ること

19W1001 東 祐斗

はじめに

本論文の目的は、ホームレスを支援する団体「ビッグイシュー」を例に、その活動の内容、活動に参加しているホームレスが団体の目的をどう捉えているのか、実際に目的は達成されているのかなどを明らかにすることである。

なぜこのテーマにしたのか。私なりの経緯がある。第一に、私は国際協力学科に入学し、日本だけでなく世界各地で共通する社会問題について研究したいと考えていた。第二に、あまり世間に知られていない問題、そして第三に、私自身が興味のある問題に取り組みたかった。この三点を重視して考えた。

そこで出会ったのが、「ホームレスワールドカップ」である。ホームレスの問題は、形は違えど世界で共通している。ホームレスについては、社会で大きく取り上げられているのだが、そのホームレス問題とワールドカップがどうつながるのだろうか。ワールドカップというと、国際サッカー連盟（FIFA）が主催するサッカーの世界選手権大会を思い浮かべるが、サッカーと関係するのだろうか。それが聞き慣れない「ホームレスワールドカップ」という言葉を聞いた私が最初に感じた疑問だった。小さい頃から私がサッカーをしていたということもあり、ホームレスワールドカップに関心をもった。

ホームレスワールドカップについて調べていくと、私が住んでいる日本で、サッカーを通じてホームレスの支援をしているある団体に辿りついた。それが「ビッグイシュージャパン」である。文献・インターネットなどの資料のほか、ビッグイシューの事務所（東京、大阪）を訪問、ビッグイシューに関わっているホームレスにインタビューをした成果を、本論文でまとめ記した。

第1章 ビッグイシュー基金について

第1節 ビッグイシューとは

ビッグイシューはロンドンが発祥の地である。イギリスの化粧品製造会社の創業者であるゴードン・ロディックが1991年、アメリカのニューヨークでホームレスのみが販売できるストリート新聞を見かけたことがきっかけとなった。ロディックは、古い友人で後にビッグイシューの創始者となるジョン・バードに市場調査を依頼した。バードは、ビジネスとしてならロンドンで十分成立するという結論を出した。こうして設立されたのがビッグイシューである [ビッグイシュー日本 2017]。

設立と同じ年の1991年、ホームレスの社会福祉情報だけでなくエンターテインメント情報なども重視して、ロンドンで『ビッグイシュー』の第1号が発行された。Big issueの名前には、Big（大きな）issue（問題）とBig（大きな）issue（出版物・発行物）という二つの意味がある¹。

『ビッグイシュー』誌はその後、イギリス各地はもとより世界各地に広がり、各言語への翻訳と発行地域で独自取材した記事を組み合わせで発行されている。『ビッグイシュー』誌はイギリスに2誌、世界にはオーストラリア、南アフリカ、日本、韓国、台湾の5誌が、それ以外の地域では『ビッグイシュー』という雑誌名ではないがそれぞれの国、地域がそれぞれ独立した団体・企業として活動をしている [ビッグイシュー日本 2017]。

¹ 2018年10月27日、ビッグイシュー（大阪）職員インタビュー。

有限会社ビッグイシュー日本が設立されたのは、2003年5月である。同社は「ホームレスの人々の救済ではなく、仕事を提供すること」を目的として、作成した雑誌をホームレスに路上で販売してもらい、その売り上げの50%以上を彼らの収入にする、という事業に取り組む社会的企業である。設立から約4年の活動を通して、ホームレスの人々の自立には就業を含めた総合的なサポートが必要であると考え、ビッグイシュー日本は2007年9月に非営利団体ビッグイシュー基金を設立し、2008年4月にNPO法人の認証を受けた[ビッグイシュー基金(a)]。

日本のビッグイシューは、現在では主にホームレスに関する雑誌の事業を行うビッグイシュー日本、雑誌以外での総合的なサポートをするビッグイシュー基金の2体制で成り立っている。ビッグイシュー基金は、生活自立支援、仕事・就業サポート、スポーツ文化活動などという主に3つの事業を通じて、ホームレスをサポート・支援している。以下、ビッグイシュー基金の活動について述べたい。

第2節 生活自立支援

ビッグイシュー基金は、先ほども述べたように、ホームレスの生活自立支援を行なっている。定期的な健康診断、住宅・仕事・生活・法律・福祉などの相談、貯蓄応援などの活動である。

生活自立支援の一つが、空き家を活用したステップアップ事業である。ビッグイシューの活動に協力をする、空き家のあるアパートの大家さんから特別に許可を得て、ホームレスが家賃1万5000円で住むことができる。それだけではない。家賃1万5000円のうち1万円は、アパートを出る時の積立金となっているのだ。つまり家賃は月に5000円となる²。

この事業の第一の目的は、アパートを貸すことではなく自立支援である。アパートの部屋数は限られているため、1人の住める期間は半年～1年間とされており、支払いをできるだけ準備がある人が対象である。応募の人数が多い場合は抽選を行うそうだ。2018年10月までで約30名がそのアパートに住み、その後は仕事に就くか、違うアパートを借りるなど自立に繋がったという結果が出ているそうだ³。

その他にも「路上脱出・生活SOSガイド」というプロジェクトがある。これは路上で生活する人に向け、生き延びて自立への道を歩けるように助ける1冊の情報冊子を、ホームレス全員に配布しようとするものだ。大阪・東京から始まり今では全国の各地で作られ、配布されている。このSOSガイドには、「食べ物がない」「泊まる場所がない」「体調が悪い」「今すぐ仕事をしたいとき」などといった悩みを解決に導くための情報が記載されている。その他の相談事に対しての相談先の情報も記載されている[ビッグイシュー基金2018a]。

実際に私もこの冊子を手に取り内容を見たが、一つ一つの悩み事に対してとても具体的に解決策が書かれていた。またビッグイシューという団体についても記載されているため、自立へ導くことは勿論のこと、ビッグイシューという団体を知ることができる相乗効果のある一冊だと感じた。

² 2018年10月27日、ビッグイシュー（大阪）職員インタビュー。

³ 2018年10月27日、ビッグイシュー（大阪）職員インタビュー。

第3節 仕事・就業サポート

ビッグイシュー基金が行う第二の活動が、仕事・就業サポートである。すぐに働ける『ビッグイシュー』誌販売をはじめ、就業を支援する団体と連携して仕事を紹介する。

「ビッグイシュー販売」とは、ホームレスが路上で『ビッグイシュー』という雑誌を売ることである。雑誌を販売し、または買って読んでもらうことで「生きやすい社会」につなげることを目標の一つとして行っている。定価 350 円の『ビッグイシュー日本版』を販売者であるホームレスが売ると、350 円のうち 180 円がホームレスの収入となる。しかしホームレスには、雑誌を仕入れる元手がないため、初めの 10 冊はビッグイシュー基金が無料で提供する。その 10 冊分 (3500 円) を元手に、販売者は 1 冊 170 円で仕入れる。その後は販売者各自でやりくりする。現在では 120 名 (大阪で 45 名、東京で 45 名、その他各地で 30 名) が『ビッグイシュー』販売をおこなっている⁴。

2018 年 1 月の厚労省の調査によると、ホームレスが確認された自治体は 300 市区町村であり、前年度と比べて 8 市区町村減少している。また、確認されたホームレス数は、4977 人 (男性 4607 人、女性 177 人、不明 193 人) であり、2017 年度と比べて 557 人減少している。2017 年からみて減少しているのではなく、それ以前の年から見てもホームレスの数は減少している。ちなみに 2017 年のデータでホームレス数が最も多かったのは東京都 (1242 人) で、次いで多かったのは大阪府 (1110 人)、そして神奈川県 (934 人) という順になっている。路上のみでの調査であるため、正確な数とは言い難いが、減少しているのは確かなようだ [厚生労働省 2018]。

時代とともに雑誌自体の衰退が進んでいるのに加え、ホームレスの減少に伴い『ビッグイシュー』販売は難しい状況になってきている。そのため、雑誌に加え、飴、手紙、川柳を渡すなど、販売者独自の販売方法もあるそうだ。実際に川柳を楽しみに毎月購入する人もいるという。その他にもビッグイシューオンラインといって、雑誌に載せきれない記事をオンライン上で発信するなどといった取り組みも行なわれている。また今後は販売者本人を含め講演などを行うといった予定もあるそうだ⁵。

第4節 スポーツ文化活動

上記に挙げた他にも、ビッグイシューは、スポーツや文化に触れた様々な活動を行なっている。自立への心の準備を促し人間関係をつくるのが、この活動の主な目的である。ホームレスにならないための予防にもつながる。活動の例として、サッカー (フットサル)、野球、ダンス、路上文学賞などに加え、歩こう会、英会話などが挙げられる。歩こう会とは月に 1 回程度街を歩く活動である⁶。

他にも大阪では「大阪ホームレスクリスマスパーティー」というイベントを毎年 12 月に開催している。ホームレスは入場料無料で、その他の参加者は有料である。呼び名通りパーティーであり、ご飯を食べたり、簡単なゲームをしたり、何か物を作ったりする。2017 年度にはダンボールハウスを制作したそうだ。この活動は 2018 年で 10 回目を迎えた。今後

⁴ 2018 年 10 月 27 日、ビッグイシュー (大阪) 職員インタビュー。

⁵ 2018 年 10 月 27 日、ビッグイシュー (大阪) 職員インタビュー。

⁶ 2018 年 10 月 27 日、ビッグイシュー (大阪) 職員インタビュー。

機会があれば私も是非参加したいと思う⁷。

ビッグイシュー基金の活動のなかで、私が一番に気になった活動がサッカーである。次章では、サッカーを通じたホームレス支援について述べたい。

第2章 サッカーボール一つの力、その活動

第1節 サッカー活動

上記でも挙げたように、ビッグイシューではスポーツ文化活動の中にサッカー活動がある。そもそも数あるスポーツ文化活動の中で、何故私がサッカーの活動を選んだかという、小中高と私がサッカーをしていたこと、たまたま友人が読んでいた1冊の本との出会いが理由だ。その本の中で「ホームレスワールドカップ」という単語が私の頭の中で引っかかったのだ。私たちが「ホームレスワールドカップ」という単語を聞いて何を思い浮かべるだろうか。私はまさかサッカーというスポーツが関わっているとは思わなかった。実際に友人、家族に「ホームレスワールドカップ」を知っているかと尋ねても、誰一人として知っている人はいなかった。中にはすでに知っている人もいるかもしれない。だが世の中で知らない人の方が多いと私は考える。だからこそ尚更私の興味を引いた。

それから「ホームレスワールドカップ」を調べていくと、日本のビッグイシューと繋がりがあった事が分かったのだ。しかしサッカー活動を行うよりも先に支援すべきことがあるのではないかと、という意見もあるそうだ⁸。しかし考えてみると、ホームレスにとって周りの人との関わり、人間関係を築くことがとても重要なのである。独りぼっちではないということ、仲間がいるということを経験してもらった必要があるのだ。ビッグイシューがサッカー活動を通じてホームレスに感じて欲しいことは、この活動やビッグイシューという団体自体が「頼りになる」「ホームレスにならないための予防」「コミュニケーションを取る場になる」「個々で何か感じ取るものを得る」などだという⁹。

以下、ビッグイシューのサッカー活動について記していく。

第2節 ホームレスワールドカップとは

ホームレス・ワールドカップは、2001年に南アフリカで開催されたストリートペーパー国際ネットワーク会議（INSP）¹⁰でビッグイシュー・スコットランドのメル・ヤング氏らによって発案され、2003年より毎年開催されている。ホームレス状態の人が一生に一度だけ選手として参加できるストリートサッカーの世界大会だ〔岡田 2014：45〕。ホームレス・ワールドカップは、サッカーを通して生きがいや人との関わりを取り戻し、自信をつけてホームレス生活から脱することを目的としている大会でもあるため、大会への参加資格は一生に一度となっているのだ。ボールさえあればどこでもできるサッカーは、貧富や年齢、人種に関係なく人をつなぐことができる最高のツールである。

世界に共通する貧困という問題や人間の可能性について世界中に人々に考えてもらい、

⁷ 2018年2月22日、ビッグイシュー（東京）職員インタビュー。

⁸ 2018年2月22日、ビッグイシュー（東京）職員インタビュー。

⁹ 2018年2月22日、ビッグイシュー（東京）職員インタビュー。

¹⁰ INSPとは、ホームレスの仕事を生み出すことを目的に制作・販売されている「ストリートペーパー」をテーマとして世界各国から100以上の団体が一堂に会する国際会議である。

同時に貧困状態にある人たちに楽しみや喜び、希望を感じるきっかけをつくるために、ホームレス・ワールドカップは生まれた。男性チームだけでなく、女子チームのトーナメントも設けられており、フェアプレーを重視したホームレス・ワールドカップならではのルールが設けられている。

日本チームでは、海外で開かれるホームレス・ワールドカップへの出場を目指す過程で、パスポート取得の支援にも力を入れている。パスポートを取得すると、ホームレス状態になったことで失った戸籍や住所を取り戻し、就職活動のきっかけになるからだ。日本では、NPO 法人ビッグイシュー基金が運営の中心となり、代表チームを「野武士ジャパン」と命名し出場に臨んだ。ホームレスワールドカップに出場するためには各国のホームレスに対する定義が必要である。ビッグイシュー基金では、一般的にホームレスと呼ばれる「屋根のない状態（野宿）」＝ルーフレス状態の人に加えて、「屋根はあるけど家のない状態（ネットカフェ、施設など）」＝ハウスレス状態の人をホームレスの定義として採用している [岡田 2014 : 55]。

野武士ジャパンは 2004 年のスウェーデン大会、2009 年のミラノ大会、2011 年のパリ大会に出場した。「自力の一勝」「決して諦めない」という二つの目標を掲げて諦めずに戦ったが、最終的な順位は 48 チーム中 48 位と自力の一勝を勝ち取ることはできなかった。それでも諦めずに戦ったとして、グッドスポーツマン賞と勇敢賞を受賞した。自力の一勝は成し遂げられなかったものの、胸を張って新たに人生の一勝を目標にしてワールドカップを後にした [野武士ジャパン (a)]。

野武士ジャパンは、パリでの大会を最後にホームレス・ワールドカップには出場していない。相手チームと比べての日本のチームの年齢層の高さ、寄付金など資金不足のためである¹¹。それでもサッカーという活動はやめず、ボランティアのサッカーコーチ協力のもと、月に 2 回練習をしていた。するとホームレスだけでなく様々な人が参加を希望するようになり、「こうした活動を国内で広めていく」ことになった¹²。それでも国内で広めていくためには、やはり大会が必要だということで、ビッグイシューが中心となって毎年開催されるのが「ダイバーシティカップ」という大会である。

第 3 節 野武士ジャパンの活動・ダイバーシティカップとは

野武士ジャパンの活動は、Hopeless¹³になってしまったホームレス状態の人々が、チームスポーツであるサッカーを通して、自立への心の準備や人間関係をつくる場となることを目指して、2004 年に始められた。野武士ジャパンは、前述したとおり、これまでに 3 度ホームレス・ワールドカップに出場し、ビッグイシュー基金はサッカーを通じて選手たちの自立へのステップを応援してきた。

ビッグイシュー基金は現在、ホームレス・ワールドカップへの参加だけでなく、サッカーの場を通じて互いの違いを理解し、尊重し合える場づくりに取り組んでいる。隔週で実施している野武士ジャパンの練習には、ホームレス状態の人、生活困窮者、うつ病などの社会的

¹¹ 2018 年 10 月 27 日、ビッグイシュー（大阪）職員インタビュー。

¹² 2018 年 10 月 27 日、ビッグイシュー（大阪）職員インタビュー。

¹³ Hopeless とは希望がないこと、独りぼっちになること。

困難を抱えた若者や支援者、散歩のついでに立ち寄った地域住民などが参加し、子どもから60代まで、年齢や肩書を越えて一つのボールを追いかける光景が日常になっている。私も2018年の2月（東京）10月（大阪）の練習に参加したが、確かに子供から大人までと実際に年層は幅広いように感じた。

このつながりの輪をさらに広げていくため、ビッグイシュー基金は2015年からホームレスの人にとどまらず、若年無業者、うつ病、LGBTなど様々な社会的困難・背景を持つたちを対象としたフットサル交流「ダイバーシティカップ」を始めた。現在ではその「ダイバーシティカップ」で勝利を収めることを目標の一つとして練習に励んでいる〔野武士ジャパン (b)〕。

「ダイバーシティ」という言葉には、違った境遇に置かれた当事者がスポーツを通じて、自分のこと、チームメイトの経験や多様性（ダイバーシティ）を互いに、また社会的にも認め合える場になってほしいというビッグイシュー基金の願いが込められている。

ダイバーシティカップの最大の特徴は、「人と自分自身を認める」機会を生み出すことで、その場では当事者と支援者という関係はない。社会の常識や進路の考え方、また、人と違うことで窮屈な思いをしてきた人に対し「ありのままのあなたで良いこと」「他者を比較対象としてみるのではなくそのままの存在として認めること」を言葉だけではなく、サッカーという非言語コミュニケーションを通し、交流型社会空間をつくりながら認め合っているのだ。

いま日本には、引きこもり54万人、若者無業者（ニート）77万人、フリーター152万人など、社会的困難を抱える若者があわせて283万人以上いるとされている〔ビッグイシュー基金 2018b：2-3〕。ダイバーシティカップという取り組みを全国に広めることで、彼ら彼女らが外に出て他者と関わり多様な価値観を知り、自分の人生をイキイキと生きていくことを後押ししていけたらいい。また、ダイバーシティサッカーという取り組みを広めることで、社会の中に様々な人がいて良いし、それらの人々が元気と活力を生み出す多様性のある社会を目指していけたらと思う〔ビッグイシュー基金 2018b：2-3〕。

第3章 ビッグイシュー・サッカー活動についての生の声

第1節 Eさん

Eさん¹⁴は40代の方で生まれは九州。色々な都道府県の状況を知りたくて仕事を辞め居場所を転々としていたそうだ。今は建築関係の日雇いの仕事で働いていて、身体を少し悪くしているため仕事もハードには出来ずに最低限のお金で生活をやりくりしている。ビッグイシューを知ったきっかけは、ビッグイシューの活動の一つである「夜回り」である。「夜回り」とはビッグイシューの職員が定期的に夜街を回り、ホームレスに声をかけ力になるなどといった活動である。

私がEさんと会った日、初めてEさんもビッグイシュー大阪事務所[?]を訪れたのだという。Eさんは、アパートの家賃を払うのがやっとの状態で、服や布団、薬などを買いに来たのだった。

Eさんに、ビッグイシューの活動、またスポーツ文化活動に対してどのような印象をもっ

¹⁴ 2018年10月27日、大阪でインタビュー。

ているか尋ねてみた。Eさんは、他の団体と比べても支援が豊富で助かる事が多く、良い団体なのではないかと話していた。また、スポーツ文化活動に関しては、こうしてサッカーなどをして身体を動かすとともに、人と心を通わすことは良いと思うとのことだった。

夢や目標などの話題になると、目標や夢はない、ただお金を最低限稼いで生活できれば良いという。人生を楽しく過ごすためにも、小さな目標や夢を持ったほうがいいのではないかと思ったが、私はその言葉を何故か発することは出来なかった。

ただ、私と話すEさんは会話を楽しんでいるようだった。初め自分から挨拶をした時は少しぎこちなく挨拶を返してくれて、少し人と関わる事が苦手なのかとの印象を受けた。しかし、その後も積極的に話しかけに行っても何気ない話をしていて、Eさんの方から質問が来るようになり、言葉のキャッチボールを出来るようになったと実感した。Eさんにとっては答えづらいであろう質問であっても嫌な顔をせず答えてくれ、また人生の先輩としてアドバイスをしてくれるなどと親切であった。相手がどんな人であろうと話してみないと何もわからない、見た目だけで人を判断する事は本当に間違っていると改めて感じた瞬間だった。

第2節 Hさん

Hさん¹⁵は『ビッグイシュー』の販売者だ。以前はネットカフェに寝泊まりの毎日で、ネットカフェが空く時間までどのように過ごそうかと考える日々だった。そんなある日に『ビッグイシュー』販売を行なっている人が、仕入れの為にビッグイシュー大阪事務所に戻る最中に声をかけられたことがきっかけとなって、『ビッグイシュー』販売を始めた。ホームレスからホームレスへの一つの情報提供からHさんの人生を変えたという。

Hさんはその後、『ビッグイシュー』販売だけでなくスポーツ文化活動の一環であるサッカーも始めた。Hさんは世間に対しての心の叫びのような話をしてくれた。

世間にホームレスについて知ってほしいだけではなく、こういったサッカーを含め活動があることを知ってほしい。知る場所としてダイバーシティカップをもっと活用して欲しい。サッカーをしたい人も参加すればいい、サッカーをしなくても見学だけでもいい、まずはそこからこの社会問題を解決へと繋げていきたい。極端に言うならば、LGBTなどとそうした社会問題を部門ごとに分かれてダイバーシティのワールドカップを開催してもいいのではないか。まずは世間にこういった社会問題、団体、活動を知ってほしい。知らないからこそ偏見や誤解が生まれてくるんだよ。世間がホームレスの方の寂しさを紛らわす部分に踏み込むということ。興味がない人に知ってもらうことの難しさ。これが1番のネックだ。まずは知ってほしい。ビッグイシュー、ダイバーシティは私にとっての恩人だ。

誰にでも何かこの問題に対して、人間の一人として出来ることがあるはずだ。私も少しでもこうした人達の力になりたいと強く思った。Hさんの気持ちも背負って少しでも世に発信していきたい。

¹⁵ 2018年10月27日、大阪でインタビュー。

第3節 Iさん

Iさん¹⁶も『ビッグイシュー』の販売をしている。

初めて会った時は常に周りの空気を気にしているように感じた。プロレス、野球、サッカーなどのスポーツを観ることが好き。カメラを向けるとお茶目な顔をするが、実は人見知りだという。実際に会って一緒にサッカーをしたが、私から話しかけてもIさんから話しかけられる事は少なかった。それでも話す笑顔で楽しそうにしていることが印象的だ。

サッカーに参加し始めたのは健康のためだというIさんは、ビッグイシュー基金が発行する「ダイバーシティサッカー活動報告書」にも登場する。

「知らない人との交流が楽しいんだよね。人と話がしたいけど人見知りだから自分から話すのは勇気がいる。でも、ボールを蹴りながらの交流なら楽しんでできるからね」と言います。

これまで、誰かに『応援』されたことがないと語るI（原文では本名）さん。父は酒癖が悪く時には包丁をもって暴れることもあり、家は自分の帰る居場所には思えなかったといえます。

「雑誌の販売やサッカーの大会で応援されるのはありがたいよね。みんなの『頑張っ』の一言で頑張ろうって思える。それに野武士ジャパンの『みんな』と会えるのが楽しい。ビッグイシューやサッカーが自分にとっての居場所になっているんだよね」[ビッグイシュー基金 2018b: 11]。

私自身がIさんと一緒のチームになってミニ試合をした際も、非常に積極的で勝ちをこだわる事はなく、ただ単純にみんなとサッカーをすることを楽しんでいる様子だった。人と関わることが好きだという言葉は偽りではなかった。会話の中でもちょっと笑い話を入れてくるなど、人との関わりを大切にしていると感じた。なにより自分の置かれている立場に不満を抱いていないようなIさんの姿勢にもっとも感銘を受けた。また必ず一緒にサッカーをしたいと思う。

おわりに

ここでは私が実際に東京と大阪で2回練習に参加した雰囲気、この研究の成果について自身の感想を踏まえまとめていく。

東京、大阪共に練習として使用している場所は主に事務所から近い公園であった。東京の練習では事務所で集合する方もいれば公園へ現地集合する方もいた。空気は重くもなくみんなが挨拶を交わしながら率先して準備するなど、私が一人一人に挨拶をした際も誰一人として挨拶を返さない人はいなかった。練習を始める前にアイスブレイクと言って自己紹介や簡単なゲームを行うなどといったコミュニケーションを取ることで緊張を和らげる、その場の雰囲気をほぐすなどの取り組みが行われた。実際にアイスブレイクに私も参加したがみんなとの距離が一気に縮まったと感じた。その後の練習でもみんながみ

¹⁶ 2018年2月22日、東京でインタビュー。

んな真面目にサッカーをすることは勿論の事、何よりこのサッカーの活動自体を笑顔で楽しんでいるなど感じた。初対面にも関わらずみんなが私の名前を呼んでくれていることが心から嬉しかったことを覚えている。途中で近所に住む子供たちも交えてサッカーをするなどととてもフラットであった。

大阪でも同様に練習に参加させて頂いたが東京と特に変わった部分はなく、やはり初めは私と壁を感じているような方もいたが話してみると心は温かな人ばかりで話していくうちに徐々に心を打ち解けてくれて思わず笑みがこぼれてしまったことを思い出す。新聞の記者の方も取材に来ていて、1人のホームレスの方に取材をしていたがそのホームレスの方が心の声を叫んでいるように熱弁しているのが印象的であった。東京、大阪共に雰囲気としては堅い感じは全くなく、サッカーを楽しみつつこの活動から個々で何かを見つけようとしている。そんな風に私は感じた。

また、私が改めてこの研究を通して明らかにしたいことは、はじめにの部分でも書いたがビッグイシューという団体、その中のサッカー活動がホームレスの方たちの自信につながり社会復帰に繋がっているのか、ホームレスの方の役に立っているのか、どう感じているのか、ということであった。結果として、ビッグイシューに関わっている全てのホームレスの方がサッカー、団体の活動を通して社会復帰できている。とは言い難いが、ビッグイシューという団体がホームレスの方の自立への道へ導いていることは確かなことである。サッカーという活動に対しても直接話を伺っても誰一人として不満を抱いている方はいなかった。寧ろサッカーという活動を楽しみに日々頑張っている方も見えた。ビッグイシューの活動内容、その中でのサッカーという活動は「サッカーボール一つで社会を変える」という本の題名通りで身体を動かすためでもあるが、ボール一つで人の心をも動かす、変えてしまう力があるのだと。本来の私のサッカーという一つのスポーツとしての見方を変えた研究でもあった。また、ビッグイシューの活動、サッカー活動などを通して社会復帰につながることに、自信をつけて社会との壁を自ら乗り越えられるように心から応援したい。この研究でホームレスの方と関わり、私も気持ちとしてはビッグイシューの一員として、ホームレスを応援する一人として今後自分に出来ることがあるならば、積極的にサポートしていきたい。また、ホームレスについて、またホームレスを支援する団体、その活動について一人でも多くの方に広まることを願う。

【参考文献・インターネット資料】

岡田千あき (2014)『サッカーボール一つで世界を変える～スポーツを通じた社会開発の現場から～』大阪大学出版会

厚生労働省 (2018)「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00075.html

2019年1月10日最終アクセス

野武士ジャパン (a)「ホームレス・ワールドカップとは」

<https://www.nobushijapan.org/ホームレス-ワールドカップとは-1/>
2019年1月10日最終アクセス

—— (b) 「ダイバーシティカップについて」

<https://www.nobushijapan.org/ダイバーシティカップについて/>
2019年1月10日最終アクセス

ビッグイシュー基金 (a) 「ビッグイシュー基金のあゆみ」

<https://bigissue.or.jp/about/history/>
2019年1月10日最終アクセス

—— (2018a) 「路上脱出生活 SOS ガイド」

—— (2018b) 「ダイバーシティサッカー活動報告書」

ビッグイシュー日本 (2017) 「ビッグイシュー日本版 創刊の背景」

<https://www.bigissue.jp/about/background/>
2019年1月10日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2018年度 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

ソーシャルビジネスとはなにか

19W1018 加藤 大輝

はじめに

世界の貧困や労働の問題や人種差別などといった様々な社会問題を解決するために、私たちは一般的な寄付や NGO やボランティア活動などの方法を選択する。しかし、資金面では、外部の助成金に頼らなくてはならないということや、専門的な知識を持ったスタッフを雇用するためにかかる資金を得るのが困難であるなど課題が多い。それで新しく考えられたのがビジネスで解決するということだ。ビジネスという経済的な活動を通して、持続的かつスピーディーに様々な社会問題を解決していく。これがソーシャルビジネスというものである。

ビジネスを成功させるためには、みんなが思い浮かぶようなコンセプトではなく、考え抜かれたビジネスモデルが必須条件である。また、一度始めたらそう簡単にやめることはできない。しかも、社会問題を解決しながらマーケティングやマネジメントを行い、事業を成り立たせることは非常に難しく、社会起業家がソーシャルビジネスをゼロから立ち上げ、成功へ導くのはとても難しいと言われている。

本論文は、あまり知られていないソーシャルビジネスとは一体何なのかを明らかにすることを目的とする。第 1 章ではソーシャルビジネスについて概説する。第 2 章では海外や日本国内で行われているソーシャルビジネスについて取り上げ、どのような活動で利潤を得ているかなどを分析する。第 3 章では第 2 章で取り上げた事例をもとに、ソーシャルビジネスのメリット、デメリット、課題や解決策などについて考察する。

第 1 章 ソーシャルビジネスとは

第 1 節 ソーシャルビジネスの定義

本節では、ソーシャルビジネスとはなにか、その定義を述べる。

第一に、社会性を持ったビジネスである。現代社会において解決しなければならない様々な問題や課題の解決をするための活動や事業を行っていることが求められるので、利益追求だけのビジネスはソーシャルビジネスにあたらぬ。

具体的な社会的問題や課題の例としては、貧困問題や少子高齢化問題、そして環境問題や子育て、教育問題、さらに地方の活性化などが挙げられる。日本国内だけでなく、海外の社会的課題や問題に対して取り組むソーシャルビジネスもある。

第二に、しっかりとした事業性が必要である。問題解決の際に、良い理念だけを掲げるだけでは意味がなく、継続できるということも重要になる。そのためには当然利益も出さなければならない。利益を出すことがメインの目的ではないが、全く利益がなくても良いというわけではない。

第三に、新しい形のサービスや商品を提供するためのシステム作りなど、革新性を持つ必要がある。既に存在するビジネスの形をベースにしたとしても、なかなか社会問題を解決することには繋がらないため、新しいスタイルのビジネスでなければならない。

この 3 つの定義はソーシャルビジネスのイメージと言える。例えば、社会性が無ければそれは利益を追求するためだけの一般的なビジネスでしかない。そして、事業性がなく、ビジネスとして成り立たなければ、それは NPO・NGO と変わらない。また、革新性がなければ、社会的な課題や問題に対して何の影響を与えることもできない。

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは、2015 年に発表した「我が国における社会的企

業の活動規模に関する調査」でソーシャルビジネスの市場規模を算出した。それまでも、社会的企業の市場規模については、経済産業省など様々な機関・団体から推計値が発表されていたが、同調査で「社会的企業の範囲や定義が異なることもあり、大きな差異が生じていた」と指摘されるようなものだった。そのうえで同調査は、以下 7 つの要件を全て満たす企業を社会的企業と定義し、その市場規模を推計している [三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2015：2]。

1. ビジネスを通じた社会的課題の解決・改善に取り組んでいるということ。
2. 事業の主目的は、利益の追求だけではなく、社会的課題の解決であるということ。
3. 利益は出資や株主への配当ではなく主として事業に再投資するということ（営利法人のみの条件）。
4. 利潤のうち出資者・株主に配当される割合が 50%以下であるということ（営利法人のみの条件）。
5. 事業収益の合計は収益全体の 50%以上であるということ。
6. 事業収益のうち公的保険（医療・介護等）からの収益は 50%以下であるということ。
7. 事業収益（補助金・会費・寄附以外の収益）のうち行政からの委託事業収益は 50%以下であるということ。

また同調査では、ソーシャルビジネスの企業数は 20.5 万社。ソーシャルビジネスの付加価値額は 16 兆円で、対 GDP 比で 3.3%を占める市場規模である。また、ソーシャルビジネスの社会的事業による収益は 10.4 兆円となっている。

ソーシャルビジネスに取り組んでいる法人は全部で 6 つある。まず 1 つ目に営利法人。2 つ目に一般社団法人。3 つ目に一般財団法人。4 つ目に公益社団法人。5 つ目に公益財団法人。6 つ目に特定非営利活動法人である。

同調査によると、「利益の追求よりも社会的課題の解決が主たる事業目的か」というアンケートでの質問に対して、「はい」と回答した割合が営利法人のみ 6 割台 [三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2015：15]。その他法人格として活動する場合よりも、営利法人の場合は社会課題の解決と営利追求の両立バランスに葛藤する姿も伺える。

第 2 節 ソーシャルビジネスの歴史

世界の動向としてソーシャルビジネスが生まれたのは、1980 年代頃のイギリスと言われている。当時のイギリスは「小さな政府」へ移行する政策を取り入れ、公共サービスを大幅に縮小していた。そのような状況に対して、市民が公共サービスを補完するかたちで事業を次々に立ち上げ、ソーシャルビジネスが生まれた。

以上のような流れを受け、イギリス政府はソーシャルビジネスに取り組む組織や企業を優遇する政策を整備してきた。そして、アメリカやイタリアなどの欧米諸国においても、行政によるソーシャルビジネス支援政策は取り入れられ、世界へと広がっていった。

日本国内では、1998 年の特定非営利活動促進法¹の施行が、そのはじめの取り組みであ

¹ ボランティア団体に法人格を与え、活動の促進を図るための法律。略称 NPO 法。1998 年

った。この法律によって、ボランティア団体などが、都道府県庁の認証を受ければ法人格を得られるようになった。特定非営利活動促進法が施行された背景には、1995年に起きた阪神淡路大震災があり、ボランティア活動を促進させる狙いがあった。

また、2007年には、経済産業省によってソーシャルビジネス研究会が発足され、日本のソーシャルビジネスを更に後押しするように行政が動き出した。その翌年には、会社法が改正され、合同会社という新たな事業体も認められたのであった。

第3節 ソーシャルビジネスと一般的なビジネスの違い

結論から言って、ソーシャルビジネスと一般的なビジネスの最大の違いがその「目的」にある。例えばある人は「お金を稼ぎたいから」と答えた場合、この目的を達成するために行われるのがビジネスであると言える。

実際に、この世の中にある様々な事業が利益を生み出すことを目的としていることは理解できる。利益を追求しないとビジネスは存在することができない。いくらそれが社会的に素晴らしいビジネスであったとしても、利益を生み出せなければ継続することはできない。ソーシャルビジネスは、これまで目を向けられなかったところに対して、解決策を見出して取り組んでいく。そのため、一般のビジネスに比べ緊急性、難易度は必然的に高くなる。ソーシャルビジネスの場合、メインの目的は利益を生み出すことではなく「社会的な影響」なのだ。ビジネスとして成立させるためには利益を生む必要があるが、それが目標ではない。これがソーシャルビジネスと一般的なビジネスとの大きな違いである。

もちろん両者には共通点もある。例えば、一般のビジネスを行う上で必要とされるマーケティングのスキルや、組織運営のためのマネジメントスキルなどは、ソーシャルビジネスにも必要不可欠である。

第2章 ソーシャルビジネスの例

第1節 グラミン銀行とソーシャルビジネス

ソーシャルビジネスの先駆けとなったのが、バングラデシュのグラミン銀行である。1976年に当時チッタゴン大学の教授であったムハマド・ユヌス博士²が、大学に隣接するジョブラ村で貧困層をグループ化して融資を行っていたパイロット・プロジェクトが、その起源と言われている。このジョブラ村での試みは1979年まで続き、その後タンガイル地区などで各地に順次拡大されていった。そして1983年の政府登録を経て、1つの独立した銀行になったのである。

そもそも貧困層の女性達は、所得が貧しい上に資産もそれほど持ってはいないことから、銀行からお金を借りることは困難だった。地主や仲買人などから高い金利でお金を借りないといけない状況であったため、貧困の度合いを更に深めるといふ悪循環に陥ってしまったのである。このような状況の中、グラミン銀行が貧困層を対象としつつも、金融サービスを提供できる道を切り開いたのは、貧困削減の観点からも素晴らしいことだった。

3月成立、12月1日施行。

² ムハマド・ユヌスはバングラデシュの経済学者、実業家。またそこを起源とするマイクロクレジットの創始者である。貧困層の経済的、社会的基盤の構築に対する貢献として2006年にノーベル平和賞受賞。

一方、グラミン銀行は銀行だから、ビジネスとして融資や貯蓄などの金融サービスの提供を通じて、利益を上げる必要があった。グラミン銀行が貧困層をターゲットにしつつも、金融サービスを提供して、利益を上げることができた理由はいくつかある。

第一に、顧客である貧困層が銀行に出向いて手続きをするのではなく、銀行スタッフが村を訪れて手続きを行うという手段を選んだからである。毎週1回、村の人々が集まり、そこに銀行スタッフが出向いて、融資や貯蓄の手続きを行う。この行動により、銀行側にとっては一度に多くの顧客の手続きをこなすことができる一方、貧困層にとっても、遠い銀行の支店に行くことなく必要な手続きを行えるというメリットがある。

第二に、借り手同士で「5人組」と呼ばれるグループを作ったことである。返済不可能な者が出た場合は、他のグループメンバーが返済を肩代わりする。そもそも融資では、元本と利息が全て返済されて初めて銀行側の利益になる。この為、銀行経営の観点からも返済管理は重要である。一方、銀行のスタッフが一人一人の貸し手の返済状況を審査・管理することは多大な労力を要する。この「5人組」グループでは、メンバー同士で返済の管理をすることが期待される。

第2節 ソーシャルビジネスの事例～ilo itoo のコルテスカート

本節では、私が感心を持ったソーシャルビジネスの例を紹介したい。

ilo itoo 株式会社は、マヤの伝統産業を高めることで、女性の尊厳を守るという事業をしている。ilo itoo は、コルテスカートを販売している。コルテスカートには5種類のパターンがあり、グアテマラらしい色彩豊かなデザインが見られる「アルモロンガ縞」、目にも鮮やかな色使いが特徴の「カラフル縞」、シンプルにまとめた色合いが知的で上品な印象の「インディゴ縞」、深いインディゴカラーに彩り鮮やかに施された刺繍のラインと縞で入れられた縞模様が特徴の「インディゴ縞刺繍」、深い藍色が美しく輝く、やや厚みのある生地が特徴の「インディゴ無地」のバリエーションがある。

コルテスカートは、デニムに似た少し厚手の素材感なので、季節を問わず一年中着用でき、丈夫な素材感で肌触りも心地よいものとなっているようだ。履いたり、脱いだりする時は腰にサッと巻くだけで良いので、とても簡単である。また、デザインに関してもたくさんの色や柄が織り込まれた複雑なデザインだが、すべて織り手のオリジナルとなっているので、世界に1つだけのデザインである。

コルテスカートの使い方としても羽織として使えたり、マットとして使えたり、マタニティウェアとして使えたり、ワンピースとして使えたり、普通のスカートではありえないようなバリエーションの使い方があるのも ilo itoo のこだわりと言える。

コルテスカートを通じて現地に伝わる伝統織物やその他工芸品を使った商品を企画・製造・販売することで、マヤの伝統産業を高めるだけでなく、現地に直営工房を設置しマヤ民族女性の雇用数を増やすというソーシャルインパクトを与えられる。また、各種工芸技術に長けている女性を積極的に採用することで、女性リーダーの創出することもできる。

グアテマラの人口の約半数を占めるマヤ先住民族。古代マヤ文明の時代からその国の伝統・文化・産業を支えてきたマヤ民族の末裔でもある。16世紀スペイン植民地時代から続く民族迫害や、長く続いた内戦の影響で民族差別に苦しみながらも、誇り高きマヤ民族はその伝統文化を頑なに守ってきた。

とりわけマヤ文化において根強く残る男尊女卑³により、マヤ民族女性は教育の機会を得られず、読み書きができないことで社会に出られず、経済的な力を男性のみに頼らざるを得ない状況が続いていた。控えめでいて根気強いマヤ民族女性は、家事や育児の合間にできる得意な手織物や手工芸を生かして賃金を稼いでいた。

23の部族から形成されるマヤ民族は、その村々に伝わる特徴的な伝統工芸を用いて、世界に通用する高付加価値のある商品を企画・生産する。商品に使用する生地は、彼女たちが日常的に今もなお着用する伝統衣装の古布である。母から子へと受け継がれ、家庭で大事に着古された手織りの木綿布はしなやかでいてとても丈夫だ。彼女らにとっては着古した衣装でも、世界的なマーケットとしては伝統価値、希少価値の高い手織物である。そこに着目し、現代のライフスタイルにあったデザインに起こし、アップサイクル⁴することでさらに付加価値を高め、ブランディングすることが外部へのアプローチ方法である。生地の仕入れ・裁断・裁製・品質管理まで、ilo itooの現地直営工房にてマヤ民族女性らが行い、日本へ輸出する。日本にはない独特な配色と素材、珍しいデザインは日本の百貨店やセレクトショップにおいても一目おけるブランドに成長している。

ilo itooは、マヤ民族女性の潜在能力が最大限に生かされることで、自らが国の伝統産業を支えているという自負や、作ったもので人の幸せを手にするという自尊心を高めていくことを目標とする。実際に、工房に勤める女性たちは、得た収入により子供への教育費を賄ったり、また貯めたお金で自らの工房兼店舗を構えたりしているという。またilo itooは、年に一度のグアテマラツアーを開催し、日本の客と出会い交流することで、さらにilo itooを支える作り手の顔が想像できる商品作りを目指している。作り手も使い手も社会も幸せになるサイクルを作り出し、グアテマラと日本の客を繋ぐ架け橋となっている。

第3節 ソーシャルビジネスの事例～Angkor Cookiesのクッキー

もうひとつ紹介したいのが、カンボジアで作ったクッキーを販売するAngkor Cookiesだ。クッキーにはオリジナル味とパイナップル味とバナナ&シナモン味の3種類があり、オリジナル味はモンドセレクション2010にて銀賞を受賞している。他にもラスク、カシューナッツ、茶葉、コーヒー、砂糖など様々な商品がある。食材においてもカンボジアの24の州と1特別市を訪れ、本物の美味しさを追求しているという[Angkor Cookies]。

カンボジアというと地雷や内戦を連想し、まだカンボジアへ足を踏み入れたことがない人にとっては、危険でとても貧しい国というイメージがあるのではないかと。しかし、アンコールワットを訪れる観光客は年々増加し、町には新しいホテルが立ち並び、カンボジア料理をはじめ、日本料理、中華料理、タイ料理、インド料理、ベトナム料理、イタリア料理など、世界各国の味を楽しめるほど、レストランも増えている。人々の暮らしもこの数年でかなり豊かになり、自家用車に乗って家族で外食する姿も一般的になってきた。街中にインターネットカフェが立ち並び、携帯電話を持つ人も多い。

しかし、このように急激に発展しているのは都市部の一部のみで、少し郊外へ行くと数十年前と変わらない生活がある。高床式の家に住み、井戸水を汲み、ほとんどの家庭が農業で

³ 男を重視し優先させ、女は男に従うものとする。

⁴ 廃物をそのまま再利用するのではなく、商品としての価値を高めるような加工を行うこと。

生計を立てている。子供にきちんと教育を受けさせることよりも、子供を働き手と考え、学校へ行かせずに農作業の手伝いをさせている家庭も数多い。都市部は観光業がさかんになり、ホテルやレストラン、旅行会社など雇用の場も増えているが、英語などの語学が出来る人たちに限られている。教育を受けていない田舎の人たちは、仕事を得ることが難しいのだ。

援助ではなく、働く意欲のある人間に働く場所を提供し、その労働に見合う当然の報酬を得てもらい、対等な立場でカンボジア人スタッフと向き合うことが、今のカンボジアにとって一番必要なことである。カンボジア人が自分の足で立ち上がり自立していくこと、与えてもらうのではなく自分で汗水流して手に入れること、若い人たちが将来に夢を持って生きていける社会を作ることが、カンボジアの未来にとって何よりも意味あることなのではないか。

第4節 愛知県で行われているソーシャルビジネス

愛知県でもソーシャルビジネスは展開されている。本節では、そのなかでも大学生によるソーシャルビジネスを紹介したい。

DIAGIRLは「カワイイで私が変わる、世界をかえる。」をコンセプトに、カンボジアの女性と日本の女性とが手を取り合い、お互い成長することを目標にしているアクセサリーブランドである。DIAGIRLのアクセサリーは、金城学院大学の女子大生がデザインして、カンボジアの農村に暮らす女性で作っている。活動の主体は主に3年生で、ゼミ活動の一環としておこなわれているため継続性もある。販売収益はアクセサリーを作っているカンボジアの女性に還元され、残りのお金は活動費になっている。

DIAGIRLのメンバーである杉浦佑佳さんは、つぎのように語ってくれた⁵。

私たちのゼミでは完全に学生主体、NGOや団体などは介さずに活動しています。そのためアクセサリーを制作できるのは、私たちが現地へ行き活動する夏休みの1週間ほどだけです。一緒にアクセサリーを作り、その分のお給料を渡し、作ったアクセサリーはゼミ生が自分の荷物と一緒に持って帰ってきます。

杉浦さんによると、カンボジア人は基本的に時期によって仕事を変えるなど、多くの仕事を掛け持ちしているため、カンボジアの女性もアクセサリー製作以外の仕事があるという。しかし、カンボジアでソーシャルビジネスを行っている日本人が口を揃える問題があるそう。それはカンボジア人はすぐに仕事を辞めてしまうことだ。それに対し、「カンボジア人は飽き性で根気がなく、義理も恩もない人たちだ」と評する人もいるという。しかし、そのような彼女らの行動をカンボジア社会の実情から捉え直すと、仕事を変えていくことの方が、実は合理的な選択だと理解できるのである。一つの仕事に長く専念し、技術を高めることより、多様な仕事に手を伸ばしてリスクを分散させることの方が仕事をすぐ辞めてしまう人には合理的だからである。

⁵ 2018年10月18日、インスタグラムにおけるインタビュー。

第3章 ソーシャルビジネスの現在と未来

第1節 ソーシャルビジネスのメリット

これまで述べてきたとおり、ソーシャルビジネスに取り組む団体・企業が増えつつあるが、そのメリットは何だろうか。

第一に、事業をやりながら、社会問題の解決に携われるということである。たとえば、ilootoo 株式会社のコルテカスカート の事例は、ソーシャルビジネスが、現地に伝わる伝統工芸品を保護するだけでなく、マヤ先住民族の雇用を増やし、彼女たちの伝統産業を支えているという自負や作ったもので人を幸せにできるという自信につながるという効果をもたらすことを示していた。ANGKOR COOKIES は、援助という形を一切出さずに、若い人たちが自立して生きていけるように働く場所を提供し、カンボジアの未来まで見据えたビジネスであった。

第二に、起業すれば、誰にも束縛されずに、自分の考えや判断で自由に事業に取り組めることである。上司の命令などを受けずに意思決定できることは、普通の会社とは大きく異なる点がある。事業の取り組みについても自由度が増えるので、自己実現に対するイメージや意欲も広がっていく。

第三に、事業が成功すれば自分自身に反映されることが大きいので、やりがいと感動を得られることである。普通の会社勤めでは、事業がうまくいった場合の給料アップは期待できるが、上限を想定できてしまう。起業した場合は、軌道に乗って周りからの支持を得ることができれば、高い報酬を得られる可能性がある。また報酬が上がれば、おのずと自らのモチベーションアップにも繋がるのである。

第四に、自分の会社である以上、自らが望めば、いつまでも働き続けられることができることである。その時々ニーズに合わせた商品やサービスを提供するなど、新しいことに挑戦できるかもしれない。

第2節 ソーシャルビジネスのデメリット

では、ソーシャルビジネスのデメリットは何だろうか。

第一に、起業での成功が自分の力ならば、失敗も全て自己責任となることである。失敗しても次の機会を期待して支援してくれる協力者もいるかもしれないが、距離を置かれてしまうなど、今までの関係を解消されることも考えられる。

第二に、生計が不安定になることである。普通の会社勤めの場合、毎月の給料が決まっていれば、何の申告も無しに減少したり、ゼロになったりすることはない。しかし、起業して事業を始めても、収入の保証があるとは言えないのである。起業時のリスク回避として、最低限の生活費くらいは確保しておく必要があるのかもしれない。

第三に、しっかりと一から信用を築き上げる必要があることである。何か問題があった際、会社勤めの場合、会社の看板という信用があるが、起業後間もない時期はその看板がない。

第四に、起業後間もない時は製品やサービスの利用者が少ないため、利益を得ようとしても単価を上げにくい問題もある。また、利益を出しにくいいため、銀行などの金融機関からの資金調達が難しくなる。経営やビジネスの経験が少ない人が始めたソーシャルビジネスには、経営ノウハウが足りないという懸念もある。

第3節 ソーシャルビジネスの課題

ソーシャルビジネスでは、従業員 20 人以下の会社が 7 割を超えている [日本政策金融公庫総合研究所 2014：6]。これからソーシャルビジネスを進めていく上での最大の課題は「人材の確保」である。課題意識に共感できない人が参加しにくいという、ソーシャルビジネスに取り組んでない企業と比べて福利厚生などの待遇面が劣ることもあり、人材の確保を求めている会社が多い。

また、従業員の能力向上や売り上げ拡大も課題として挙げられる。能力向上で言えば、従業員が少なく規模の小さな組織では、ソーシャルビジネスに限らず人材育成に人手もお金もかけづらい。一部の団体では、「働き方改革⁶」における副業容認の流れを追い風に、大手 IT 企業などで活躍する高スキル人材の副業先として受け入れを進めている例もある [出典]。社会課題を人々に新しい知識として与え、教え導くことができれば、こうしたマッチングが今後増えて人材確保・能力開発が進む可能性がある。

ソーシャルビジネスの売り上げだけでは黒字化が難しいという団体も少なくない。行政との連携はもちろんだが、借入れや助成金に関する知識やスキルを身につける必要もあるだろう。社会的課題の解決が目的のソーシャルビジネスでは収益性が低いため、売り上げ拡大に繋げるためのシステム開発やマーケティングを戦略的に実行していくビジネスセンスが求められるのである。

おわりに

私がソーシャルビジネスをテーマに論文を執筆しようと決めた時に、最初に興味を持ったのが DIAGIRL という愛知県の金城学院大学のゼミ活動の一環として行われているアクセサリー販売だった。アクセサリーを製作できる期間はゼミメンバーが現地へ行き活動する 1 週間程度とのことで、私は心の中でそんな短い期間でソーシャルビジネスを実現できるのか半信半疑であった。しかし、公式インスタグラムなどを通じて、DIAGIRL が学校や街のイベントなどで多数販売している光景を見て、実現できているということが分かった。ゼミ活動という限られた時間の中で、ソーシャルビジネスを実現できるということに驚嘆した。

ソーシャルビジネスであろうと、一般的なビジネスであろうと、事業というものは確実に利益を生むことができないと継続できない。ソーシャルビジネスを始めるにあたって、何となくかっこいいからとか、社会性が高く素晴らしいからという理由だけで立ち上げたとしても、通常の起業と同じように経営の困難やリスクが待っている。ソーシャルビジネスは、日本で広がり始めてからそれほど時間が経過しているわけではないので、どれだけ認知されているかは不明だ。利益を上げることができ、継続できるのだというイメージを作ることが重要なのではないか。

ソーシャルビジネスが増えて、困っている人が幸せになれる世の中になってほしいと願っている。

⁶ 2016 年 8 月に閣議決定した安倍政権による経済対策の一つ。働き方の抜本的な改革を行い、企業文化や社会風土も含めて変えようとするもの。

【参考文献・インターネット資料】

Angkor Cookies 「企業理念」

<http://www.angkorcookies.com/jp/company/company-aim.html>

2019年1月9日最終アクセス

BANGLAND (2017) 「グラミン銀行～進化する貧困層を対象に金融サービスを提供するビジネスモデル～」

<https://www.jica.go.jp/bangladesh/bangland/cases/case20.html>

2019年1月9日最終アクセス

Beyond (2018) 「ソーシャルビジネスとは？定義・一般企業との違い・課題・事例を徹底解説」

<https://boxil.jp/beyond/a5183/>

2019年1月9日最終アクセス

BORDERLESS (2016) 「起業して社会問題を解決する！ソーシャルビジネスとは？」

https://www.borderless-japan.com/members/social_business/15614/

2019年1月9日最終アクセス

—— 「マヤの伝統産業を高めることで女性の尊厳を守る」

<https://www.borderless-japan.com/social-business/iloitoo/>

2019年1月9日最終アクセス

DIAGIRL

<http://shinaidiagirl.wixsite.com/diagirl-2015/diagirl-1>

2018年12月18日最終アクセス

ilo itoo 株式会社

<https://iloitoo.jp/>

2019年1月9日最終アクセス

J-Net21 「起業のメリット・デメリットとは？」

<http://j-net21.smrj.go.jp/establish/manual/list1/step1/manual08-1.html>

2019年1月9日最終アクセス

助っ人 (2017) 「ソーシャルビジネスとは、定義、事例多数！～社会起業家を目指そう！」

<https://suke10.com/article/10961>

2019年1月9日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2018年度 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

ボクシングと生きる人々

19W1026 神納 和希

はじめに

ボクシングという競技の事を野蛮だ、怖い、あんなこと絶対にできないと意見する人々がいる。確かにボクシングは顔面を殴り殴られる競技だ。当然出血だってするし、顎を打ち抜かれれば意識が飛ぶこともある危険なスポーツだ。なぜわざわざそんな事をするのかという疑問も理解できる。

一方でボクシングがあることにより生きられる人々、ボクシングによって自分を変えようとする人々がいる。私もボクシングは大好きであるし、自分の大学生活はボクシングがあってこそであり、ボクシングに多くのものを学ばせてもらい、かけがえのない仲間も得た。ボクシングは殴り合いのように見えて、とてつもない反復練習や技術が詰め込まれたスポーツである。世界中に競技者がおり、多くの人に愛されている。しかし、ボクサーどうして話をすると、なぜボクシングを始めたのかという話になることが多い。ボクシングというスポーツを始めるには、もっとメジャーなスポーツと違い、理由またはきっかけがある場合が多いのだ。

ボクシングの映画や漫画などの物語では、主人公がいじめられていたり、貧困であったりするなか、ボクシングを通して差別に抵抗したり、成り上がっていったりすることが多いように感じられる¹。ではなぜそのようなストーリーが生まれたのか。それは、実際のボクサーたちがそのようなボクシング人生を送っているからではないだろうか。

たとえば、1964年に世界ヘビー級王座を獲得したモハメド・アリは、ベトナム戦争への徴兵を拒否したことがきっかけで、ライセンスとタイトルを剥奪された。ウェルター級世界チャンピオンのルービン・カーターは1966年、無実でありながら人種差別によって殺人の罪を着せられた。小柄ながらもベビー級で王者となり世界で最も有名なボクサーの一人であるマイク・タイソンも、刑務所の更生プログラムでボクシングに出会い、世界チャンピオンにまで上り詰めた。日本の内藤大助は、ひどいいじめにあうなかでボクシングに出会い、世界チャンピオンになった。表には出てきてはいない無名のボクサーにもこのようなストーリーが多くあるのであろう。

以上のようなことを踏まえて、本論文では、ボクシングと生きる人々の視点から、またその人々と一緒に練習し汗を流すことによって、ボクシングの社会的意義を再考することを目的とする。第1章で貧困層の人々、第2章で障がい者、第3章でいじめや性同一性障害を克服した人々とボクシングの関わりについて述べる。

第1章 貧困とボクシング

第1節 貧しい人々がなぜボクシングをするのか

TVで放映されているボクシングのタイトル戦²で、実況者が「この選手は家族を養うためにボクサーになりました」と言っているのをよく聞く。なぜ貧しい人がボクシングを選択するのか。通常の職ではなくなぜプロボクサーなのか。他のスポーツではだめなのか。貧困国の選手はハングリー精神が強いのか。日本のボクサーとの違いはあるか。引退後はどのような生活を送るのか。どのような気持ちでボクシングをやっているのか。貧困国出

¹ ボクシングを扱った作品としては、たとえば映画では『ロッキー』『クリード』、漫画では『あしたのジョー』『はじめの一步』などが挙げられる。

² タイトル戦とは、世界チャンピオンを決める試合のこと。

身の選手を見るたびに、私は様々な疑問を感じてきた。

タイトル戦に臨めるようなボクサーならば、家族を養えるかもしれないが、そうではないボクサーも溢れるほどいるはずである。ボクシングはそれだけで生きていけるほど甘い競技ではない。これは日本人ボクサーとて同じであり、プロボクサーとして練習、試合をしながらアルバイトや仕事もこなしている [Career Garden]。それだけ大変な世界であり、ボクシング一つで生きていく人は一握りなのだ。仕事との両立ができるというのは、先進国の日本だから可能なことと置いていたが、なぜ日本よりも職の少ないであろう貧困国において、ボクシングだけで生きてこうとするボクサーがいるのだろうか。

フィリピンを事例に考えたい。フィリピンの人口は 1 億人ほどだが、フィリピン国家統計局 (PSA) によると、フィリピンの貧困率は 21.6% (2015 年)、つまり 5 人に 1 人が貧困状態にあるという。5 人家族の場合、基本的なニーズを満たすため、月に 9064 ペソが必要となる。そのうち 1266 ペソが基本的な食事のニーズを満たすために必要な額だが、これすら満たせない、後述するようなハングリーな人々は人口の 8.1%にのぼる。またフィリピンの南側の方が貧困率の高い傾向にあることも明らかになっている [PSA 2015]。

失業率とはいうと、2017 年 10 月で 15.9%、2018 年 10 月では 13.3%という数値であった。2018 年 10 月の失業者のうち、63.6%が男性であった。年齢別にみると、15~24 歳は全失業者の 44.6%であり、25~34 歳は 30.3%と、若い層での失業率が高いことがわかる。学歴別にみても、全失業者の 24.0%が大学卒、16.0%が大学生、27.5%が中卒だ [PSA 2018]。大学を卒業していれば職に困ることはないと思っていた。中学校を卒業している 27.5%よりは低いものの、4 人に 1 人は職に就けないのである。そしてその失業者の中に、ボクサーを志す者たちがいるのである [石岡 2012: 63]。

フィリピンでは、ボクシングとバスケットボールが人気のあるスポーツだ。バスケットボールにはフィリピン・バスケットボール協会 (PBA) というプロリーグもある。しかし、そのプロ選手は有名大学出身の選手たちが占めており、貧困層の人たちが参入するのは難しい [石岡 2012: 7]。

私も 2018 年 3 月、マニラに滞在しているときに、路地で年季の入っているバスケットゴールを見かけた。ゴールのネットがチェーンになっており、チェーン部分はまとめられて南京錠でロックされていた。大切に使われているのだろう。その路地はスラムとは言わないにしても、整備された中心街とは違い、裕福とは言えない人々が住んでいると一目でわかるような場所だった。夕方になるとそのバスケットゴールのロックは外されており、若者たちがバスケットボールを楽しんでいた。いわゆるストリートバスケットボールとでもいうのだろうか。もしもそのストリートの中にプロになれるかもしれないセンスを持った人材がいたとしても、彼らはプロリーグである PBA に参入できないのである。

バスケットボールはチームスポーツであり、一人では勝つことは出来ない。一方ボクシングは身体一つで挑め、単純に強い方が勝つ。フィリピンの英雄マニー・パッキャオが貧困家庭からスーパーボクサーになったように、一発逆転、一攫千金の夢を持てる。その夢のために、貧困層の人々はボクサーという道を選んでいる。

しかし、マニー・パッキャオのようなスーパーボクサーに誰でもなれるわけではない。マニー・パッキャオも、幼いころ父親が飼っている犬を食べたことにより実家を飛び出し、

12歳でジェネラルサントスシティでの路上生活を始めた。路上で生活している間はドーナツを売り1日を生きていた。寝床は段ボールの上であった [INDEPENDENT 2015]。そしてボクシングのためマニラに上京してからも、ほかのホームレスや、同ジムの絶望的ともいえる選手と共にジムの床で寝泊まりした [Nzherald 2011]。しかしその後 2015年には約1億6000万ドルも稼ぎだし [Greenburg 2015]、『フォーブス』の「世界で最も稼ぐスポーツ選手」で2位にランクイン [Forbes 2017]するボクサーへと成長するのである。だが、その陰には第二のパッキョオを夢見る多くのローカルボクサーがいるのだ。

第2節 フィリピン、Eジムの事例

フィリピン農村部の貧困家庭からプロボクサーを夢見て、マニラ首都圏にやってきた若者が入門するジムのひとつがEジムである。Eジムは1970年代初頭に元世界チャンピオンであるガブリエル・エロルデが設立した。ガブリエルはフィリピンのセブ島出身のボクサーであり、彼もまた幼いころは毎日の食事を取ることが困難な貧困の中で生まれ育った。1985年に肺がんを患い、49歳で他界しており、現在Eジムは息子の次・三男で運営されている [石岡 2012: 55]。

このジムの特徴的なところは、プロボクサーをめざす本人だけでなく、家族にも皿洗いなどの仕事を用意するところである。Eジムはボクシングジムだけではなく、闘鶏やレストランなど、他に様々な事業を行っている。この事業があることにより、ボクサーの家族も働く事ができるという、一見不可解とも思えるような事が実現されているのだ [石岡 2012: 63-66]。

ボクサーは、様々な前歴を持っている。ひどい場合はナイトクラブに訪れる客を刃物で脅して金銭を稼いでいたり、路上での生活をしていたりした者もいる。ボクサーになろうと思った理由について、「ハングリーだったから」と答える者もいる。ここでのハングリーはハングリー精神とは違い、文字通り本当に食べていくことができなかったというハングリーである [石岡 2012: 63-64]。

こうした人々がボクサーを目指して、Eジムに入るのである。しかし誰でもボクサーになれるというわけではない。ボクサーになるにはトライアウトと呼ばれるスパarringを経験しなければならない。そのスパarringで良いパフォーマンスを披露すれば、Eジムのボクサーになることが許可され、その日から住み込みでの生活が可能になる [石岡 2012: 75]。

だが実はここで見られているのはボクシングの腕前ではなく、心の強さなのである。スパarringの相手をするのはEジムのボクサーだ。当然素人は手も足も出ない。素人がプロボクサー、更に恐怖に立ち向かわなければならないのだ。そしてリングを囲むその他ボクサーは彼ら素人を嘲笑うような対応をし、野次さえも飛ばす。心身ともにボロボロにされても決して諦めない勇敢な心の持ち主だけがボクサーになることを許される。強い心を持つトライアウト生にはリング外で見ているボクサーも次第に応援の声をかけ始める [石岡 2012: 75-79]。強いボクサーには技術だけではなく強い心も必要である。自分が貧困国出身の選手はハングリー精神があると感じたのは、トライアウトのような一見残酷とも思えるような文化があるからこそだからではないか。

ボクサーはジムで共同生活をして、練習をしたり働いたりすることができる。またファイトマネーを稼ぎ、ジムから出て自分で家を借り生活するボクサーもいる。引退した選手は、ジムのトレーナーになったり、オーナーやトレーナーに紹介してもらい、レストランなど飲食店で働いたりすることがある。元の村に帰る選手もいるが、仕事がないため、ほとんどがマニラに戻ってくるそうだ〔石岡 2012：219-223〕。

スクオッター³にいるときは名前がないただ一人の人間だが、リングで試合をしている時は一人のボクサーとして名前がある。試合中は特別でボクサーであることに誇りを持っている〔石岡 2012：5〕。

第3節 エローデ・ボクシングジム：元世界チャンピオンとの出会い

私も 2018 年 3 月、マニラにあるエローデ・ボクシングジムへと足を運んだ。前述の E ジムと異なり、マニラの中心街で栄えているビルのなかに、オフィスのように入っているジムであった。ジム内にはたくさんのトレーナーがおり、プロを目指して練習するというよりも、仕事終わりのフィリピン人や私のような外国人が体を動かしに来るところという印象のジムだった。夕方から夜にかけてジム内は仕事終わりのサラリーマンや OL でとても活気に溢れていた。私自身もフィリピンの経験の後に、日本のボクシングジムでトレーナーとしてアルバイトを始めたのだが、ダイエットや体作りが目的の人が多かった。エローデ・ボクシングジムも同じような印象を受けたが、年齢層の幅の広さや女性会員の多さから、フィリピンにはボクシングが身近なスポーツなのだと改めて実感した。

そしてここでミットを持ったり、指導をしたりしているトレーナーこそ、元プロボクサーであり、夢に破れてか夢を掴んでか、ボクシングを教えることによって生活している。私は、世界チャンピオンにもなったことがあるという元プロボクサーのトレーナーに話を聞くことができた。

セブ島生まれの彼⁴は特に貧困の家庭の出身ではない。子供のころからボクシングを観るのが好きでボクシングを始めたという。世界チャンピオンになった頃には 1 試合のファイトマネーが 200 万円ほどで、大学を卒業しているフィリピン人男性の年収に匹敵したそうだ。辰吉丈一郎選手や具志堅用高選手のスパーリングパートナーを勤めるために 1 年ほど日本で生活したこともあるという彼は、まさに夢をつかんだ一握りのボクサーであり、パッキャオのような世界に名を響かせるまでいかにしても十分すぎる戦績の持ち主である。

しかし私はここで一つの疑問が生じた。世界チャンピオンにもなり、十分すぎるほどの収入も得た彼がなぜここで働いているのかということである。だがこの疑問は彼の発言からすぐに解決した。それはボクシングが好きだからという当たり前であり、純粋な気持ちからであった。彼自身も引退後、一度ボクシングから離れた生活を送ったが、やはりボクシングに携わり生きていきたいという思いが生まれたという。

³ スクオッターとは、私的所有権をもたない土地に定住する人々およびその集住地域のこと。

⁴ 2018 年 3 月 26 日、エローデ・ボクシングジムにてインタビュー。

第2章 障がい者とボクシング

第1節 目の不自由な人がするボクシング

前章では、貧困層の人々がボクサーになり、貧困から脱却することに挑んでいる状況について、フィリピンを事例に記した。この場合、自身の生まれた家庭や置かれている状況などに問題があるケースだが、では身体に障がいを抱えた人たちはボクシングをすることができるのだろうか。本章では、障がい者とボクシングについて検討する。

近年障がい者スポーツは注目を集め、人気を博している。ボクシングのような格闘技は障がい者スポーツとして競技になりにくいと思われがちだが、ブラインドボクシングという目の不自由な人のボクシングが存在する。

ブラインドボクシングは、愛知県豊田市が発祥の地である。2011年に出来たばかりのスポーツなので、競技人口は多くないが着々と広がりを見せており、ブラインドボクシング協会は、2020年の東京パラリンピックでの正式種目入りを目指している。

ボクシングは視覚がとても重要なスポーツである。もちろんすべてのスポーツにとって視覚は大切だが、ボクシングは限界まで鍛え上げた者同士が殴り合うスポーツであり、相手のパンチに委縮し目を瞑ろうものなら、集中的にパンチを浴びせられ倒されてしまう。これが、ボクサーの常識である。そんなボクサーがブラインドボクシングという言葉を知ったら、皆驚くだろう。

しかし、ブラインドボクシング協会の佐野雅人会長によると、人間の身体のすばらしさは、五感のひとつが損なわれても他の感覚によってその障がいをカバーしうることにあるという。視覚障がい者がブラインドボクシングを通じ、新たな可能性に気づくことによって彼ら、彼女らの自立と社会参加が促進されることが、ブラインドボクシングの目的である。また、活動を共にする晴眼者が、視覚障がい者と交流することによって、視覚障がい者に対する理解が深まり、視覚障がい者を受け入れる社会作りが促進されることも期待されるという〔ブラインドボクシング協会〕。

佐野会長は以下のように述べる。

世間には視覚障害というと白杖頼りの歩くこともままならない人というイメージを持っている人が多いと思うけど実は環境さえ整えばこんなに動けるんだということを解って欲しい。そうすれば視覚障害の社会での活躍場所ももっと増えると思うから（略）障害者だろうと人生を謳歌する権利はある。障害によってやりたい事を諦めなければならぬ人生だと考えるような、ネガティブな思いがあるなら、私はそれを払拭したい。目が見えなくてもボクシングという素晴らしい競技のプレーヤーになれるんだという実感が持てれば、その後の人生も謳歌できるでしょ。障害者にも、ポジティブな気持ちを持ってもらいたいからさ〔榎本 2017〕。

ブラインドボクシングは、視覚障がいの選手と晴眼者で行う。視覚障がいの度合いによって不公平にならないよう、視覚障がいの選手はアイマスクを着け、晴眼者の選手の首につけられた鈴の音で相手の位置を判断し、パンチを繰り出す。レフェリーがプレイの途中

に1から3までの数字を発することがある。1ならばワンツー⁵、2ならばワンツーフック⁶、3ならばワンツーフックストレート⁷であり、視覚障がい選手はそれをガードしたりかわしたりして試合を運んでいく。通常のボクシングと違うのは、KOではなく判定によって勝敗が決まるところであり、選手が的確にパンチを打っているか、闘争心があるかなどが判定の対象になる。

視覚障がい者は、リング上で目が見えないことを怯える必要はない。ストレスの発散にもなり、これもスポーツの力、ボクシングの魅力なのではないだろうか。目が見えなくてもボクシングができるというのは、自信につながり、生きがいになるはずである。

第2節 ブラインドボクシングの課題

私は2018年12月、このブラインドボクシングのトレーナーとして練習に参加した。出席者は30代から50代の視覚障がい者で、完全に視力を失っている人や5円玉の穴ほどの視界が残っている人など、その障がいの度合いは様々だった。

視力がないのにどうやってボクシングの練習をするのか疑問だったが、いざ練習が始まって驚かされた。それまで付き添いに手を引かれ歩いていた人たちがサンドバッグやミットの前に立ったとたんに、目が見えているのではないかというほどのレベルでパンチを打ち込み始めたのだ。たとえ採点競技であったとしても、それは紛れもないボクシングであった。相手に確実にパンチを当てているため、受ける側の晴眼者のボクサーもしっかりとガードをしている。ガードをしなければ危ないというほどのパンチを彼らは打っていた。

中には以前ボクシングをしていたという人もおり、目が見えなくなっても動きが身体に染み付いていた。目が見えない状態で的確にパンチをミットやサンドバッグに打ち込むのは想像以上に勇気がいることである。パンチを打ったあとに拳を握るタイミングや当て所をミスすれば、手首や拳の怪我に繋がるからである。それにも関わらず的確にパンチを打ち込む姿は、打ち込む先が頭の中でしっかりとイメージ出来ていることを示していた。もちろんこれはただちに身に付く技術ではなく、多くの練習を通じてのたまものである。目が不自由な分、私たちよりも目の前のものを把握する能力に長けているのかもしれない。

しかし、私にとって、視覚障がい者にアドバイスをするのは困難だった。自分の動きを見せられない分、より丁寧な説明が求められた。それでも彼らの上手くなりたい、強くなりたいという思いを感じ、指導にも熱が入った。

同様に、彼らも視覚障がい者ならではの悩みを抱えていた。自宅などでシャドーボクシングの練習をするのが難しいということだ。シャドーボクシングとは、鏡の前に立ち自分のフォームのチェックやコンビネーションの確認などを行う練習である。しかし彼らは、目が見えないために自分がどのようなフォームで動いているかを確認することができない。

練習後にはミーティングをし、それぞれが意見を出し合いより良い練習方法などを模索

⁵ ワンツーとは、右利きの場合、両拳を左、右の順にまっすぐに打ち出すコンビネーション（左利きはその逆）のこと。

⁶ ワンツーフックとは、ワンツーを放った後にワンの拳を相手の側面をめがけて打つコンビネーションのこと。

⁷ ワンツーフックストレートとは、ワンツーフックを放った後にツーの拳でまたまっすぐにパンチを打つコンビネーションのこと。

した。このミーティングで特に印象に残ったのは、彼らが最終的に目指すスタイルである。それは座頭市のような動きであり、座頭市のボクシング版を完成させたいということであった。練習中も「華麗な動き」という言葉をよく聞いた。目が見えなくともボクサーのような華麗なコンビネーションや足さばきをしたいという事だった。

現在、ブラインドボクシング協会は二つの課題に直面している。第一に、実際のボクシングに近づけ、より動きのあるボクシングを目指したいが、体力や練習量が十分ではないことである。第二に、ブラインドボクシングをより発展させ、全国大会や国際大会を開くのが目標だが、練習場所やトレーナーを確保するのが難しいことである。視覚障がいのあるボクサー達が練習中に怪我をしてしまわないために、より多くのボランティア・トレーナーが必要だろう。

第3節 車椅子ボクシング

車椅子バスケットボールや車椅子テニスのような車椅子スポーツは、多くの人に知られている。そのような中、イギリスで車椅子ボクシングの人気の高まっているという [岸 2018]。車椅子ボクシングは、通常のボクシングの車椅子版のようなもので、階級がありヘッドギアを着けて試合を行う。

スポーツが好きで、障がいを持つ人でも、トレーニングを受けたり、試合に出たりする機会をつくりたい。その想いで立ち上がったのが、イギリス・コヴェントリーでスポーツコーチを務めるコリン・ウッドである。2006年に創立した非営利組織「車椅子ボクシング協会 (WWBO)」を母体にし、車いすボクシングを世界に広めるための様々な活動を行ってきた。創立からの数年は中々思うようにいかずに大変な思いをしたようだ。しかし、数年後にイングランド・ボクシング協会から招待を受け、リバプールで開催されたナショナル・ファイナルに出場する機会を得たうえ、その試合の様子が、国営放送によっても大きく報道されたことで、認知度は格段に上がった。同イベントで闘う車いすボクサーたちは、会場にいた5000人も観客を沸かせたという [岸 2018]。

動画サイトで観ただけだが、通常のボクシングでパンチに威力を持たせるために重要な脚の動き、ひねりが不可能な車椅子ボクシングでは、上半身をより回転させてパンチを打っていた。また通常のボクシングではパンチを連打しながら、ガードをしながらでもフットワークを使って動くことができるが、車椅子ボクシングでは両腕が塞がってしまうためそれができない。動くタイミングなどの駆け引きも見所の一つになる。3分3ラウンドとアマチュアボクシングと同じラウンド数で、ラウンド数が短い分たくさんの攻防がみられた。

ウッド率いる WWBO は、早くても 2024 年のパラリンピックでの正式種目入りをめざしている。国際パラリンピック委員会広報部長のクレイグ・スペンスも、「このスポーツが、何を提供できるかに興味がある」と前向きな姿勢を見せているようだ [岸 2018]。障がい者に格闘技スポーツは難しいと言われていたなかで、ブラインドボクシング、車椅子ボクシングなど多くの競技が生まれている。障がい者がスポーツを通して生き生きと体を動かすことに喜びを感じ、日々の生活を楽しめる機会でもあるので、これらの競技がパラリンピックの正式種目になり、今後更に競技人口が増えることを期待している。

第3章 自分を変えるためのボクシング

第1節 いじめとボクシング

ボクシングをすることによって生計を立てている貧困層の人や視覚障がい者ながらボクシングに打ち込む人、ここまで様々な人とボクシングの関係があることがわかった。

ボクシングは他のスポーツと違い、野蛮なイメージを持たれがちである。しかし、その野蛮なイメージがあるからこそ、今の自分を変えたい、変われるのではないかと望みをかけてボクシングを始める人もいるのではないか。

前述した通り、世界チャンピオンにもなった内藤大助選手も学生時代にはひどいいじめを受けていた。

たとどこにいたって、結局、僕はいじめられっ子のポジションのままなのだ。でも、ケンカに強くなれば、そうしたいじめにも立ち向かえ、あいつらに負けないかもしれない。強くなって、自分をいじめた同級生たちを見返したい。(略) ボクシングに興味をもったのは、本当に、そんな切実な思いからだ。(略) ボクシングジムに通えば、強さを手に入れることが出来る。僕はただ強さだけを求めて、ボクシングジムの門を叩いたのだ [内藤 2008 : 64-65] 。

このように弱い自分から抜け出すため、現状を変えるためにボクシングを始める人もいる。成長していけばボクシングを続ける理由は様々になってくるが、始めるきっかけとしてはこういった場合もあるだろう。ボクシングは、人にパンチを打ち込む技術だけではなく、精神面も大きく成長させる。強さだけを求めていた内藤選手は、世界チャンピオンになったのち「ボクシングは野蛮なスポーツだ」と思っている人もいるだろうけど、決してそうじゃないってことを、僕は世間にもっと広めたいと思う」と語っている [内藤 2008 : 179] 。これは決して内藤選手が世界チャンピオンになり、名実共に素晴らしいボクサーになったからではない。ボクシングを通して様々な仲間や応援してくれる人々に出会い、減量や毎日の練習を経てボクシングの試合に出場し、そこで勝ち負けを体験し、本当の意味でボクシングを全うする精神力を身に付けることが出来たのだ。

もし、ボクシングに出会えていなかったら、僕はいじめられたトラウマを抱き続け、何をするにも「どうせオレなんてダメだ」とマイナス思考で、ずっとひねくれた人間のままだっただろう。(略) 何事にもプラス思考というのも、ボクシングを続けてきたからこそ、学べたこと。ボクシングを“続ける”というのは肉体的にも精神的にも、とてもつらいことが多い。それはある意味、負けたとき以上の苦しさかもしれない [内藤 2008 : 180-181] 。

内藤選手は世界チャンピオンになったが、初めて挑んだ世界戦は1ラウンド 34秒でタイのポンサクレック・ウォンジョンカム選手にKO負けを喫し、「日本の恥」と新聞等で報じられたこともあった [内藤 2008 : 114-116] 。試合前には練習による追い込み、減量など、他のスポーツにはあまりない様々な苦痛にも近いような時期もある。そんな努力をして試合に臨んだというのに、なぜ「恥」と批判されなければならないのか。それでも

ボクシングを続けた内藤選手が、ボクシングを続けることは「ある意味負けたとき以上の苦しさかもしれない」と表現している [内藤 2008：181]。そんなボクシングを続けられるからこそ、自分に自信を持つことができる。内藤選手自身も「これからどんなことがあってもボクサーの命の両拳を失っても、僕はボクシングがあるから大丈夫だ」と思える心の強さを手に入れることができたのである [内藤 2008：187]。

第2節 性同一性障害とボクシング

自分の生まれた時の性に疑問を持っていたボクサーもいる。アメリカのパトリシオ・マニエルというボクサーだ。彼は女性として育つも心は男性であった。自分の身体と心の性が違う事から、自分の体を見るのがいつも辛かったそうだ。そしていつも「おまえは誰だ？ どうしたら満足ができる？」と自問していた [RollingStone 2018]。

そんなマニエルを満足させてくれるのがボクシングだった。自分の性に対する違和感やそこからくる悩みをボクシングにぶつけていたのかも知れない。マニエルは女性としてアマチュアボクシング選手権で何度か優勝しており、2012年にはオリンピック選考大会に出場する資格も得ていた。しかし負傷によってその機会を失ってしまう。そしてこれが大きなきっかけとなり、性別適合手術を受ける決断をした。

マニエルはいつもボクシングで幸せになれると思っており、彼にとってボクシングはスポーツ以上のものであった。彼にとってボクシングは、心の支えだったのではないだろうか。そのボクシングを負傷で取り上げられたとき、自分自身を見つめなおし、「試合の勝ち負け以上の意味がボクシングにはある」と気付いたのだ。しかし、無事に手術を終えたマニエルであったが、男性となった途端、今まで一緒に練習をしてきた仲間やジムの関係者から疎まれるようになってしまったという [RollingStone 2018]。

アマチュアとして試合に出場する資格を得るのは困難だったが、マニエルはそのチャンスを得た。2016年のブラジル・リオデジャネイロで開かれたオリンピックを前に、米国ボクシング連盟が施行した新たな方針が有利に働いた。国際オリンピック委員会が、女性から男性へと性転換した（FtM）アスリートは「制限なし」に試合に参加できるようにすべしと決定したことを受け、アマチュアの試合を運営管理する米国ボクシング連盟が、マニエルにカリフォルニア州で試合に参加できる資格を与えたのである。

しかし、このルールはプロの資格には適用されない。そのため、マニエルがプロに転向する決断をしたとき、カリフォルニア州競技委員会（CSAC）は独自の判断を下す必要に駆られた。このCSACはアメリカ国内でも最も進歩的な団体で、マニエルがFtMアスリート専用のプロ資格ガイダンスに従えば、試合への出場を認めると判断した [RollingStone 2018]。

こうしてプロボクサーとなることができたマニエルのプロデビュー戦は、カリフォルニア州インディオで2018年12月9日に行われた。対戦相手は勝ち星のないヒューゴ・アギラーで、マニエルは4ラウンドを終えたところで全員一致の判定勝ちとなった。元々身体は女性だったとしても、アマチュアボクシングで結果を残しているマニエルはC級（4回戦）のプロレベルで十分通用する実力を持っていた。

この試合の観客はマニエルの勝利パフォーマンスに複雑な反応を見せていたというが、それでもマニエルは喜びを隠さなかった。リングの中で、彼はこれまで受けてきた数々

の憎しみについて語り、今の自分には克服すべき障害は一切ないと明言した [RollingStone 2018] 。

俺は黒人のトランス男だ。(略)俺は残酷で憎しみに溢れた言葉を容赦なく投げつける人々の中で生きてきた。俺にブーイングする連中。それは俺じゃなくて連中の問題だ。連中は俺のことを知らない。俺が克服してきたことが何か知らない。俺がこのスポーツをどれだけ愛しているか知らない。やっているときの俺の幸せを知らない。そんな人生に怒りを覚えることすら連中の思う壺だから、俺は絶対にしない [RollingStone 2018] 。

33 歳でデビュー戦に挑んだプロボクサーのマニユエル。ボクシングは体力が非常に重要なスポーツであり、ここから試合数をこなし勝ち進んでいき、トップクラスのボクサーになるのは簡単ではない。しかし、それでも彼は挑戦し続ける。そしてリングで最高のボクサーになろうとしている。

これは 1 回だけの試合じゃないし、宣伝のためのスタントでもない。(略)これは俺が愛してやまないことで、俺の人生を全部注ぎ込んできたことだ。俺自身をすべて犠牲にして得たものだ。そして、これはほんの始まりに過ぎないんだ [RollingStone 2018] 。

マニユエルは強い精神力を持っており、自分の置かれている状況に屈せずにボクシングと共に歩んできた。自分の事を理解してくれる人はあまり多くはいなかったであろうこれまでの人生の中で、ボクシングで幸せになれると信じ、ついに自らの手で幸せとも呼べる勝利を掴んだのである。マニユエルも言っているように、これは 1 回だけの試合ではない。エキシビションでなく、1 人のボクサーのデビュー戦なのだ。ただそのボクサーが元々は女性であったということ以外は、他のボクサーとなにも変わらない。ボクシングを通して新たな人生を歩み始めたマニユエルがボクサーとして、1 人の男性として素晴らしい人生を送ってほしい。

おわりに

ボクシングは両拳で相手を殴るスポーツである。そのために、ボクシングが野蛮で危険なスポーツだと考え、ボクシングを廃止すべき、ボクシングはスポーツではないという意見もある⁸。これに対し、京都大学大学院文学研究科日本学術振興会特別研究員の児玉聡は、プロボクシングを法によって禁止すべきだ、あるいはそのルールを変更すべきだという主張に対する反論(存続論)の主な論点を整理している [児玉 2001]。そのなかに本論文で執筆したような、スラム脱出論や英雄輩出論などがある。

⁸ ボクシング廃止論については、尹熙喆が筑波大学に提出した博士論文で、医学的な立場(身体的な危害)と倫理的・哲学的な立場(ボクシング試合の目的)から形成されると述べている [尹 2015 : 53] 。

確かにボクシングはスポーツの中でも特に危険なものであるだろう。ケガを前提に試合をするようなものかもしれない。この存廃論でもプロボクサーの健康を心配するような描写がみられた。だが試合で出血し、鼻を折られたボクサーが果たして相手に文句を言うだろうか、同じリングで同じ条件で彼らは闘っていたのである。闘わされたのではない、自らの意思でそのリングに上がったのだ。私自身、元プロボクサーのコーチに「ボクシングは強要するスポーツではない、自らの意志でやるスポーツだ」と言われたことがある。自らが望んでボクシングをしたいと思うからこそボクシングが成り立つのだ。貧困のせいで、本当は望んでいないボクシングを生きるために無理にしている人もいるかもしれない。しかしその中でも様々な出会いや経験を通しボクシングを続けることができたなら、人として大きく成長し、ボクサーになることができる。

プロアマ問わず、ボクシングの試合を観れば、ボクシングが喧嘩とは異なりスポーツであることがわかる。それまで死力を尽くして相手をリングに沈めるために殴りあっていた者どうしが、試合を終えるゴングが鳴った瞬間に抱き合う。自分の全てを賭けて闘い、その上で相手を賛称しているからに他ならない。

本論文では、貧困層の人々、障がい者、いじめや性同一性障害を克服した人々とボクシングの関わりを論じた。彼らにとって、ボクシングは生きるための手段であり、自分を変えるための手段であり、自分を肯定してくれる存在であった。ボクシングに対する批判は存在するが、ボクシングは彼らの人生を豊かにしているのである。

【参考文献・インターネット資料】

Career Garden 「プロボクサーの仕事」
<http://careergarden.jp/boxer/seikatsu/>
2018年1月3日最終アクセス

Forbes (2017), “#63 Manny Pacquiao”
<https://www.forbes.com/profile/manny-pacquiao/#53a271371d71>
2018年11月22日最終アクセス

INDEPENDENT (2015), “Manny Pacquiao profile: From living on the streets, to the richest fight in boxing history”
<https://www.independent.co.uk/sport/general/boxing/manny-pacquiao-profile-from-living-on-the-streets-to-the-richest-fight-in-boxing-history-10215897.html>
2018年12月9日最終アクセス

Nzherald (2011), “Boxing: From slums to sensation”
https://www.nzherald.co.nz/sport/news/article.cfm?c_id=4&objectid=10724217
2018年12月4日最終アクセス

PSA (2018), "Employment Rate in October 2018 was Estimated at 94.9 percent"
<https://psa.gov.ph/content/employment-rate-october-2018-was-estimated-949-percent>
2018年12月18日最終アクセス

—— (2015), "2015 POVERTY IN THE PHILIPPINES"
https://psa.gov.ph/sites/default/files/2015_povstat_FINAL.pdf
2018年12月5日最終アクセス

RollingStone (2018) 「女性から性転換した男性、米史上初プロボクサーとしてデビュー戦勝利」
<https://rollingstonejapan.com/articles/detail/29676>
2018年12月25日最終アクセス

Zack O'Malley Greenburg (2015), "Celebrity 100: The World's Highest-Paid Superstars Of 2015"
<https://www.forbes.com/sites/zackomalleygreenburg/2015/06/29/celebrity-100-the-worlds-highest-paid-superstars-of-2015/>
2018年12月25日最終アクセス

石岡丈昇 (2012) 『ローカルボクサーと貧困世界——マニラのボクシングジムに見る身体文化～』世界思想社

尹熙喆 (2015) 「現代スポーツ文化に内在する「倫理性」の哲学研究：カント「批判哲学」を方法として」
https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=36933&file_id=17&file_no=1
2018年12月8日最終アクセス

榎本信行 (2017) 「【元プロボクサーが見たブラインドボクシング】 見えない世界でも、ジャブは一緒」
<http://paraspo.info/レポート/【元プロボクサーが見たブラインドボクシング】/>
2019年1月3日最終アクセス

岸由利子 (2018) 「車いすボクシングが熱い！世界18カ国で広まる新スポーツ」
<http://hero-x.jp/movie/2753/>
2019年1月2日最終アクセス

児玉聡 (2001) 「ボクシング存廃論」
<https://plaza.umin.ac.jp/kodama/appliedethics/boxing.html>
2019年1月3日最終アクセス

内藤大助（2008）『いじめられっ子のチャンピオンベルト』講談社

ブライングボクシング協会「ブラインドボクシング協会理念」

<https://blindboxing.jimdo.com>

2018年12月9日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2018年度 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

タイの性産業と日本人
微笑みの国の素顔

19W1032 田中 将平

はじめに

自身が訪れたなかで、一番多く訪問し、居心地の良かった国であるタイ王国。そこは、一年中温暖な気候と、「微笑みの国」と呼ばれるほどの温かい国民性が魅力である。観光産業で賑わっているタイだが、そのなかでも目立つのは売春などの性産業である。わたしは、首都バンコクやリゾート地であるパタヤやプーケットに滞在したことがある。そこで観光スポットよりも目にとまったのが、セックスワーカーのオープンさである。

日本でもそのようなエリアは数多く存在し、栄えている場所はある。しかし、日本の法律による規制で、あまりオープンには営業できない。それではタイではどうか。タイの法律でも売春は禁止されている。しかし、夜コンビニに行く途中でも肌を多く露出した女性や、客引きに止められることが多い。

また、タイでは女性だけではなくレディーボーイ（ニューハーフ）や、ゲイといった男性の売春も堂々とされている。日本では、新宿 2 丁目などの飲み屋街でよく見かけるが、タイでは至る所でレディーボーイが堂々と歩いている。

そこまで売春や性的な産業が栄えたのはなぜか、セックスワーカーはなんのために働いているのか、また我々日本人とどのように関わっているのか明らかにしたい。

タイの性産業に関わるテーマの書籍の多くは 1990 年代、2000 年代に出版されており、最近の情報がないという問題点がある。そこで書籍だけでなく、性産業に関わるインターネット資料も参考にした。また現地に行き、売春の関係者から直接聞き取り調査もおこなった。

第 1 章では、タイで性産業が発展した経緯と問題点、第 2 章では、タイの性産業と日本人の関係についてまとめる。第 3 章では、聞き取り調査を行ったなかでも、もっとも興味深い事例だと思われる、タイで出会ったフィリピン人セックスワーカー 3 人を紹介したい。

第 1 章 性産業が多い原因と問題点

第 1 節 性産業が発展した経緯

現在主にバンコクやパタヤ、プーケットなどで性産業が盛んである。なぜタイで性産業が発達していったのか。それは 1960 年代から 70 年代に起こったベトナム戦争の時に遡る。米軍が物資の補給のためや休息の地としてタイ王国を利用したのが始まりだ。異郷の地で人を殺すという大きなストレスを抱えた兵士たちの為に与えられた休暇によって、軍関係の人々がタイで増えていった。米軍は慰安のために買春を繰り返していき、その需要を満たすために、次々と風俗店が出現した。バンコクのいくつかの区域では、休暇中の兵士をあてこんだ性産業ブームとなった。元々小さな漁村だったパタヤは 1960 年代、徐々に発展しだし、歓楽街やリゾート地と変貌し有名になった。米軍兵士がタイに落とした外貨は、1967 年の 500 万ドルから 1970 年には 2000 万ドルと急上昇したという [日下 2000:54-55]。

バンコクの代表的な歓楽街「パッポン通り」も、このベトナム戦争中に大きな発展を遂げた。バーやマッサージ屋、風俗店が密集する「パッポン通り」は、外国人で賑わっているエリアである。昼間は、地元のオフィス勤めの人たちが集うレストランなどがある通りだが、夕方 5 時頃から風俗店が開きはじめ、活性化しだす [オグレディ 1993:11]。

「パッポン通り」は、ベトナム戦争中に、40 歳だったナイ・ウドム・パッポンという商人が、バンコクの中心にある土地を相続したのが始まりである。彼はその土地に 3 つの

小さな通りを造り、彼の名前をとって「パッポン通り」は誕生した。すぐに米軍兵士をはじめとした外国人が飛び付き、「パッポン通り」はバンコクの代表的な観光エリアとなり、多くの売春が行われるようになった [オグレディ 1993 : 131]。

第2節 タイの貧困と経済格差

なぜタイでは性産業が盛んであるか。その理由は主に貧困である。首都であるバンコクは、急激な経済発展により、いくつもの高層ビルが立ち並ぶ日本の東京などに見劣りしないような大都会になった。しかし、高層ビルの隣には、スラム街があり、貧困にあえぐ人々が多い。路上で物乞いをしたりする人や、日本では考えられないようなわずかなお金で生活する人もいる。また、首都バンコクと地方の経済格差が非常に大きい。

2017年にGDPは3.9%回復したが、地方経済、特に農村部の景気には改善が見られない。自動車産業や、家電などの工業製品の製造拠点であるタイ東部に比べて農業が主要産業である東北部とでは、6倍の経済格差が生じている [阿部 2018]。タイ北部や、東部のイサーンと呼ばれる貧しい農村の女性たちが、出稼ぎでバンコクなどの都市へ出て、売春をするメカニズムに、タイで性産業が発展し始める頃から現在まで大きな変化は見られない。このことで、地方の農村地帯など貧しいエリアの貧困問題の解決への道が、あまり開けていないことがわかる。

Credit Suisseの調査によれば、2018年、タイの最富裕1%の人が所有する富の割合は66.9%だった。2016年の58.0%より8.9%増えたことになる。2016年には、ロシア、インドに次いで3位だった不平等度の順位も、2018年には1位になった。格差は広まる一方である (表1)。

表1 世界でもっとも不平等な国：最富裕1%が所有する富の割合

	2014年	2016年	2018年
1位	ロシア 66.2%	ロシア 74.5%	タイ 66.9%
2位	タイ 50.5%	インド 58.4%	ロシア 57.1%
3位	インドネシア 50.3%	タイ 58.0%	トルコ 54.4%

(出典) Credit Suisse [2014 : 147, 2016 : 148, 2018 : 156] より筆者作成

この格差から抜け出そうとして売春に手を出す人が存在する。タイで一人当たりの平均所得は、月に9266バーツ (2万8000円) [板野 2018] だが、売春に携わる人はそれよりはるかに高い収入を得られるからだ (表2)。

表2 推定売春料と月収（1996年）

（単位はバーツ＝約3.2円）

売春施設	1回あたりの売春料			月収
	最低	最高	平均	
置屋	100	500	300	22,500
マッサージパーラー	500	1,800	1,150	43,125
古式マッサージ	500	1,500	1,000	37,500
ガーデンレストラン （ホテルの経営）	500	2,000	1,250	46,875
ホテル	200	500	350	26,250
理髪店	500	1,000	750	28,125
冷気茶室	100	500	300	22,500
バンガロー	500	1,000	750	18,750
カフェ	500	2,000	1,250	31,250
会員制クラブ	2,000	6,000	4,000	75,000
カクテルラウンジ	1,200	4,000	2,600	48,750
カラオケクラブ	1,200	4,000	2,600	65,000
パブ	800	2,500	1,650	41,250
ビアホール	1,000	2,500	1,750	43,750
ゴーゴーバー	1,000	3,000	2,000	50,000
ナイトクラブ	1,000	3,000	2,000	50,000
コーヒーショップ	800	1,500	1,150	28,750
ディスコ	1,000	2,000	1,500	37,500
美容院	500	1,500	1,000	25,000
コール（電話）	800	1,500	1,150	28,750
街娼	200	1,000	600	30,000

（出典）日下 [2000：67]

しかし問題なのは、本人達的意思ではなく、人身売買によって売春をさせられている女性も数多くいるという事だ。彼女達の多くは、貧困のため、両親に風俗店に売られている。主に農村ではこのようなケースが多い。農村にはブローカーがいて、このブローカーが若い娘がいる農家を訪れ、融資と引き換えにバンコクなどの風俗店に送り込む[日下 2000：73]。

また売られていくのが、子供というケースも非常に多い。1984年1月31日、プーケットのある売春宿で火災が発生した。その宿で少女の焼死体5体が見つかった。少女たちは、鎖でベッドにつながれていた。監禁されて逃げる事ができなかったのである。少女たちは、1人200ドルで買われていたという。この事件は国際的なニュースとなり、タイ国内では人権活動家たちが、その日を記念日として偲んでいる[オグレディ 1993：133]。

最近では、現役女子大生による援助交際も問題となっている。国立チュラロンコン大学大学院で東南アジア学を専攻したケイイチによると、援助交際をしている女子大生たちは

月々2万バーツ程度の収入を目標に活動しているという。その背景には、高価な消費財を持っていない学生たちへの差別がある。農村部出身の貧しい学生は、都市部の裕福な学生と対抗するために、安易に稼ぐことができる売春によって自力救済を図ろうとするそうだ [ケイイチ 2005]。

第3節 HIV/AIDSが引き起こす社会問題

性産業の拡大によって大きな社会問題となっているのが、HIV/AIDSなどの性病の流行である。HIVとは、ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) の頭文字をとったものであり、ウイルスの名前である。一方、AIDSとは、後天性免疫不全症候群 (Acquired Immunodeficiency Syndrome) という病名の略称である。HIVに感染した人が、適切な治療を受けないと、高確率でAIDSが発症してしまう。AIDSが発症すると、免疫能の低下により、健康体であれば何の問題もないような病原体や細菌などに対応できなくなり、最悪の場合死に至る。しかし、現在ではHIVに対する治療薬が進化したため、HIVの増殖を抑えることが可能になった。また、AIDS発症前に、HIV感染を発見できれば、ほぼ確実に発症を予防することができる。早期発見が重要である。

HIVは、性的接触によって感染するとして知られているが、感染原因はそれだけではない。輸血をする時や、注射器を共有する時に血液感染もしてしまう。タイでは違法薬物が盛んであり、使用するとき注射器を共有して血液感染することが多い。また、母子感染もあり、出産経路で感染してしまう事もある。

国連合同エイズ計画 (UNAIDS) の報告書によれば、2005年から2017年まで、タイにおけるエイズによる死者数は4万1000人から1万5000人まで大幅に減少したという。しかし、HIV感染者は44万人にのぼり、依然として6400人の新規感染者も出ている [USAIDS 2018:168]。

タイで深刻なHIV感染に対して、どのような取組がおこなわれているのだろうか。HIVに母子感染して母を失った孤児のための生活保護施設「バームロンサイ」を紹介したい。バームロンサイは名取美和さんによって、1999年12月、タイ北部のチェンマイに設立された。設立当初は、AIDSが大流行し、適切な治療薬が行き渡らず、多くの命が失われた。この病気によって、両親を失い、自らも母子感染した子どもが増加した。そこでバームロンサイは、国立孤児院から30名の孤児を受け入れた。しかし、開設から3年の間に10名の子どもがAIDSを発症し、命を失ったという。やっと普及し始めた抗HIV療法を取り入れた2002年11月以降は、一人も死亡していない。

バームロンサイは、ただ孤児を保護するだけではない。孤児を自立させるための事業として、縫製場と宿泊施設の「hoshihana village」を運営している。ここで作られた服や鞆を購入したり、宿に宿泊したりすると、そのままバームロンサイへ還元されるそうだ。

バンコクでタイに関する情報を発信して活躍し、2万8000人のチャンネル登録者を持つYouTuber「でいぜろバンコク」は、バームロンサイを訪問し、名取さん取材している。投稿された動画の中で、名取さんは、設立当初、HIVに対する正しい知識を持つ人があまりおらず、感染者への差別や偏見がひどかったと語っている。石を投げられて看板を壊されたり、子どもたちが学校への入学を拒否されたり、入学できても他の子どもたちの親の反発によって退学させられたりするような状況だった。しかし、医療の発達により、ある程度普通

の生活ができるようになったことで、周りの認識も変化していった。村の子どもたちとサッカーなどスポーツをしたり、施設内の図書館を利用して交流できるようになったそうだ。

しかし、感染者の子どもたちは一生、1日に3回薬を飲み続けなければならない。感染した人たちは、ある程度普通の生活を送れているため、自覚症状があまりないそうだ。そのため、大人になって自分は治ったと勘違いして、薬を飲むことを止めてしまった人がいる。その人は2年後にAIDSを発症し、すぐに死亡してしまっただけでなく、子どもたちに、薬を飲み続ける意味を再認識させることも大切だという [出典]。

自分自身も HIV/AIDS に関する知識がなく、HIV と AIDS の違いも分かっていなかった。今の若者がこのような情報にアクセスしやすくするために、文献だけではなく YouTube などソーシャルメディアが活用されてもいいのではないか。

第2章 タイの性産業と日本人

第1節 ジャパゆきさんによる売春

第1章では、タイの性産業について述べてきたが、世界中至るところに性を売るビジネスは存在する。もちろん日本にも東京の吉原、大阪の飛田新地など有名な風俗街は古くから数多く存在している。また、19世紀後半には「からゆき（唐行き）さん」と呼ばれる貧しい家庭の多くの日本人女性が東・東南アジアへ売春婦として働きに出ている。

当時とは逆に現在、「ジャパゆきさん」と呼ばれるタイやフィリピンの女性たちが、来日して売春行為をするということも多い。ジャパゆきさんについては主に、1980～90年代にメディアに取り上げられ、大きな社会問題となった。

貧困家庭に生まれた彼女らは、当時バブル景気に沸いていた日本へ出稼ぎに来て、タイパブやフィリピンパブなどで働いていた。しかし、店に暴力団が関係していることも多く、人身売買や、強制売春の被害を受けていた女性も多い。そういった被害女性を救済するために、数々の支援団体が設立された。中でも有名なのが「女性の家 HELP」である。現在まで HELP は、被害者の保護、心身のケアに力を注いできた（以前行われていた救出は、スタッフの安全のため現在は行われていない）。新しく起きている問題として、日本の風俗店で働いていた女性が日本人と結婚し、夫から DV を受けるというケースが増えている。そのため HELP は、人身売買だけでなく、DV や虐待の被害者の保護も積極的に行っている。全国各地から被害者が駆け込んでくるため、常に満員状態である [百瀬 2006: 26]。ジャパゆきさんの売春や、人身売買の被害は、そこから DV に派生することもあるのだ。

1997年、タイで「女性と子どもの人身売買禁止法」が制定されたのに加え、日本の入管の取り締まりが厳しくなり、ジャパゆきさんの入国は難しくなっている。そのため、彼女らはシンガポールやマレーシア、香港、中国、韓国、ブラジルやアメリカ、ヨーロッパ諸国などを経由してから日本に入国するようになった。偽造のパスポートを使ったり、日本人の配偶者として入国したりして、あとから売春させられるとわかったケースもある [百瀬 2006: 23]。

第2節 タイにおける日本人の買春行為

1950年代後半から日本企業がタイに進出し初め、現在バンコクではいくつもの日本人社会が目にはいる。日本人駐在員がスーツを着て、会社から与えられた運転手付きの車で群が

るのが「タニヤ通り」だ。「パッポン通り」と平行した長さ 300 メートルにも満たない小さな通りで、日本人観光客や、居住者を対象とした性娯楽施設や、飲食店が密集したバンコクの人気エリアの一つである。日本で有名な居酒屋チェーン店が立ち並び、日本人オンリーと書かれている店もある [日下 2000：7-13]。駐在員は、このタニヤで、駐在員同士または出張者への接待のためにカラオケクラブやバーに集まり、気に入ったホステスを買っていく [日下 2000：175]。

タイでのカラオケは、日本でのカラオケボックスとは違い、横に女性が付くキャバクラ同様のサービスを行うものである。女性たちは、客の横に座り、客のドリンクを作りながら、会話を弾ませ、楽しませる。ほとんどが指名制であるため、客に気に入られないと次回指名されず、収入が減ってしまう。そのため女性たちは、必死に日本語を覚え、カラオケで日本の歌を歌う [日下 2000：151]。

日本語のレベルには差があるが、私は日本人かと間違えるほどのレベルの客引きに会ったことがある。彼女は独学で勉強し、毎日日本人と会話して日本語を覚えたそうだ。彼女が働く店では、ほぼ全員が高レベルな日本語を話すことができるそうだ。

中にはホステスに指名や同伴回数のノルマを課し、達成できないと高額な罰金を給料から差し引くといった店もある。ある店では、ノルマを達成できない場合、罰金として 1000 バーツ（約 3000 円を女性たちに支払わせる [日下 2000：151]）。

第 3 節 日本人の買春にともなうトラブル

厳しいノルマや罰金のプレッシャーがあるなか、タニヤの女性たちと買春する日本人男性の間でトラブルも少なくない。

第一に、買春した日本人男性が、「疑似恋愛」のつもりでいて、のちに本気になることがある。日本人は、気に入ったホステスにブランド品を買い与え、アパート代まで負担して、愛人関係になったつもりになるが、ホステスからすれば、金払いのいいパトロンを捕まえた程度にしか思っていない場合が多い。客が自分の思い込みだったと気づいたときにトラブルが起こる。「あのホステスに買ってやった〇〇を返してくれ」とか「結婚して日本に連れて帰りたいから交渉してくれ」と、店に泣きついてくる男性が多いという [日下 2000：142-143]。

第二に、買春した日本人男性への脅迫である。タニヤに頻繁に通っていた男性のもとに、ある日一本の電話がかかってきた。「ホテルであなたがタイ人女性を 2 万バーツで買うところを見た。奥さんと職場にばらされなくなかったら、取引に応じろ」という内容であった。2 万バーツというのは、あまりにも買春相場から離れているため、男性は職場、日本大使館、妻に「身に覚えのない被害」として報告した。大使館は、男性の事例をバンコク中の日系企業に文書で注意を促した。男性は、この場を乗り切ることができたが、このような脅迫まがいの電話は珍しくない [日下 2000：143-144]。

つけ加えるならば、タイの性産業にまつわる日本人のトラブルとして、風俗店への投資詐欺も増えているようだ。日本人向けに旅情報やグルメ、ナイトライフなどの情報を発信する会社で働いている男性¹によると、多くの風俗店は地元の警察に賄賂を払って経営している

¹ 2017 年 9 月 11 日、バンコクでのインタビュー。当時 25 歳。

という。日本人が「〇〇パーツ出資してくれれば、毎月〇〇パーツ入ってくるよ」という甘い誘いに乗り、風俗店に投資した瞬間、この風俗店は警察への賄賂の支払いを止める。賄賂を払わなかったことで、風俗店は摘発され閉店となる。出資者にお金が戻ることはなく、地元の警察も取り合わない。このような詐欺事件では、日本人が日本人を騙すケースも少なくない。その他もリタイアしてタイに移住してきた高齢者を狙う詐欺も流行しているという。

このように、タイのナイトライフでは日本人が多く関わっており、華やかな部分が目立つ一方で、トラブルも多発している。買春は犯罪だが、それを利用したさらなる犯罪が問題になっている。

第3章 タイのフィリピン人セックスワーカー

第1節 フィリピンからタイ、そしてサウジアラビアへ

2018年11月、性産業の関係者への聞き取り調査などを行った際、私が滞在したバンコクのゲストハウスで、フィリピン人のゲイやレディーボーイに出会った。フィリピンも性産業が盛んなことで知られるが、なぜフィリピンではなくタイにいるのだろうか。わたしは興味を覚えた。

彼・彼女たちは、サウジアラビアのビザが、タイで発行されるのを待っていた。実は、すでにサウジアラビアで「マッサージ師」として働いていたという。マッサージ師といっても、通常のマッサージをした後に追加料金で性的なサービスをしており、つまりは売春行為なのだ。

サウジアラビアというと、厳格なイスラム教の国である。イスラム法によって、男性同士の性行為は禁じられており、違反すると死刑になりうる。非イスラム教徒であっても、イスラム教徒と性行為を行ってれば、このイスラム法が適用される [Bearak など 2016]。

このような国で、彼・彼女たちはセックスワーカーとして働けるのだろうか。話を聞いたときは信じるができなかったが、帰国後に調べてみると、サウジアラビアには確かにフィリピン人ゲイやレディーボーイのセックスワーカーが存在していることが明らかになった。たとえば、2009年6月首都のリヤドで、フィリピン人男性70人以上が逮捕されるという事件が起きた。彼らは、女性装でカツラをかぶり、化粧品を持っていたという。その前年にも、カーティフ州で、フィリピン人が複数回捕まっているし、2005年に逮捕された4人は、2000回鞭打ち刑を受けたうえ、2年間投獄された。サウジアラビアでは厳しい処罰があるにもかかわらず、民家、ゲストハウス、結婚式場などでの同性愛者によるパーティーは珍しいものではない [Whitaker 2009]。

私が出会った彼・彼女たちも、そのようなフィリピン人セックスワーカーの一人なのだろうか。以下では、私が出会った3人について、聞き取り調査を中心に紹介したい。

第2節 学費のためにセックスワーカーになったブライアンさん

ゲイのセックスワーカーであるブライアンさん²は、あまり裕福でない農家に生まれて、家庭を支えるため、そして自分の大学の学費を払うためにセックスワークを選んだ。彼によると、フィリピンでは貧困層が50%、中間層が25%、富裕層が残りの25%だという。彼

² 2018年11月14日、バンコクでインタビュー。当時26歳。

は中間層であり、貧困層と比べるとまだ良い暮らしができていそうだ。

僕のサウジアラビアでの仕事はマッサージで、チップを含めて1日平均 3000 ペソ貰えたよ (約 6000 円)。でも、全然安定していなくて1カ月トータルの収入はバラバラだったよ。家族への仕送りも満足にできなかったね。まあ、何のキャリアもない僕が、フィリピンで普通に働くよりは稼げたかな。

マニラ首都圏の非農業分野の最低賃金は日給で約 500 ペソ (約 1000 円) [坂田 2018] なので、それと比べると、1日 3000 ペソというのは高額である。

僕の将来の夢は有名な歌手かダンサーになることだね。そのためにはまだまだお金が足りないからもっと働いて貯金しようと思っている。家族にももっと仕送りしたいしね。

フィリピンにいる家族は、彼の仕事を理解しているという。貧困だとしても、自分の子供にセックスワークをさせなければならぬフィリピンの家族の思いを想像すると、胸が痛かった。

第3節 家族に言えずに働くマラさん

マラさん³は、女性ホルモンを注入しているレディーボーイである。彼女は、元々裕福ではないが、貧しくもない中間層の家庭に生まれた。しかし、富裕層になるためにセックスワークをしているという。

私は少しリッチな方だと思うわ。1日に平均で 5000 ペソ (1万円) から 7000 ペソ (1万 4000 円) 稼げていたわ。

彼女の収入はフィリピンでは非常に高価な額である。月収にすると 30 万円以上は稼いでいるため、日本でも十分生活できるレベルである。

でも少し後ろめたいのは、家族や親戚に私の仕事内容を教えていないことね。サウジアラビアでマッサージ師をしているとだけ伝えてあるわ。なんでこの仕事を選んだかという、学歴やスキルのない私でもできるとても簡単な仕事だから。でもこれからもずっと続けていけるかという無理だと思う。いつかはわからないけど年をとってきたらお金持ちの男性と結婚したいの。そしてアメリカとかヨーロッパみたいな先進国と一緒に住んで贅沢な生活を送りたいわ。もちろん家族への仕送りももっとしてあげたいわね。

マラさんは、家族に本当の仕事内容を打ち明けられないというつらい状況の中、サウジア

³ 2018 年 11 月 14 日、バンコクでインタビュー。当時 34 歳。

ラビアで働いているのにも関わらず、私に明るく前向きな夢をそう語ってくれた。

第4節 日本で働いた経験もあるエリカさん

29歳のエリカさん⁴もレディーボーイで、家族があまり裕福ではないため、出稼ぎとして海外で働くことを選んだ。発展途上国の貧困から手っ取り早く抜け出すには、セックスワーカーになるしかなかったという。エリカさんは、日本でも働いた経験があるそうだ。東京のニューハーフクラブで2年間働いていた。そこでは、ダンスや歌などをこなし、トップアーティストとして活躍していた。

私は2年間日本で頑張って働いたわ。1カ月でだいたい7万5000円のお給料が貰えたわ。それとお客さんからのチップが貴重な収入源だったわね。チップは日によって貰える額がバラバラだったから、安定はしてなかった。日本人のお客さんは優しくていい人が多かったけど、日本はチップっていう文化がないから全然貰えない日も多かった。だから日本人はケチっていう印象を持ってしまったわ。

7万5000円は、フィリピンでは十分な生活を送れる額だろうが、日本で生活をするとなると厳しい額である。

日本で働いたら大金持ちになれると夢見てきたわ。日本はフィリピン人のパブがすごく人気って聞いたから。でも生活が苦しかった。金銭的にもそうだけれども、身体的に限界だったの。朝の7時に家に帰って、15時ぐらいに遅いランチを食べて、16時にクラブに出勤するっていう生活リズムだった。ものすごくハードで身体がもたなかったから国と仕事を変えたの。すぐに始められるマッサージにね。

日本で大金持ちになるという夢が破れたのに加えて、身体的に大きなダメージを負ったエリカさんには、いつか好きな国で理想の生活をして欲しいと強く感じた。

おわりに

この論文では、タイで性産業が栄えた背景、セックスワーカーが働いている理由、そして日本人との関係を明らかにすることを目的としていた。

そのため、第1章では、タイで性産業が発展した経緯と問題点について検討した。タイではベトナム戦争と貧困・経済格差によって性産業が栄えるようになり、その結果HIV/AIDSが問題となっていた。第2章では、タイの性産業と日本人の関係について、日本の性産業で働くジャパゆきさん、タイを買春する日本人とそれにとまなうトラブルについてまとめた。第3章では、タイで出会ったフィリピン人セックスワーカー3人の聞き取り調査の内容を紹介した。サウジアラビアにおけるフィリピン人セックスワーカーについては、詳しい文献が少なく、解明できなかったことが多い。論文を書いている中で、最も関心を持つことができた内容であったため、今後も追究してみたい。

⁴ 2018年11月14日、バンコクでインタビュー。当時29歳。

売買春は一般的に取締りの対象とされている。しかし、売春の仕事を奪われると、生活ができなくなる人々がいることも確かだ。そのため、貧困がなくなり、経済的な格差が埋まらない以上、人身売買や売春はなくなるだろう。私達はそのような状況を理解し、貧困を他人事とせず、積極的に支援活動に目を向けることが大切である。

卒業論文の執筆にあたり、指導教員の佐伯先生をはじめ、情報を提供してくださった文献の著者の方々や、私の不慣れなインタビューに応じてくださったタイ在住の日本人男性、タイやフィリピンの方々に、心から感謝したい。

【参考文献・インターネット資料】

Credit Suisse (2014), “Global Wealth Databook 2014”

<https://www.credit-suisse.com/media/assets/corporate/docs/about-us/research/publications/global-wealth-databook-2014.pdf>

2019年1月8日最終アクセス

—— (2016), “Global Wealth Databook 2016”

<https://www.credit-suisse.com/media/assets/corporate/docs/about-us/research/publications/global-wealth-databook-2016.pdf>

2019年1月9日最終アクセス

—— (2018), “Global Wealth Databook 2018”

<https://www.credit-suisse.com/media/assets/corporate/docs/about-us/research/publications/global-wealth-databook-2018.pdf>

2019年1月9日最終アクセス

Brian Whitaker (2009), “A night out in Riyadh”

<https://www.theguardian.com/commentisfree/2009/jun/22/riyadh-arrest-womens-clothing>

2019年1月5日最終アクセス

Max Bearak & Daria Cameron (2016), “Here are the 10 countries where homosexuality may be punished by death”

https://www.washingtonpost.com/news/worldviews/wp/2016/06/13/here-are-the-10-countries-where-homosexuality-may-be-punished-by-death-2/?noredirect=on&utm_term=.b19443f910a8

2019年1月5日最終アクセス

UNAIDS (2018), “UNAIDS DATA 2018”

http://www.unaids.org/sites/default/files/media_asset/unaid-data-2018_en.pdf

2019年1月9日最終アクセス

阿部桂三 (2018) 「地域格差が拡大するタイ経済——タイの地方経済 (1) ——」

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/03/0c3e436db221edc0.html>

2019年1月5日最終アクセス

板野雅由 (2018) 「タイ人の所得・家計収入・家計収入まとめ (2018年版)」

<http://g-biz.asia/archives/7794>

2019年1月5日最終アクセス

日下陽子 (2000) 『タニヤの社会学——接待から買春まで…バンコク駐在員たちの聖域』 めこん

ケイイチ (2005) 「タイにおける現役女子大生による援助交際」

<http://www.diaryinbangkok.com/2005/06/01/>

2019年1月7日最終アクセス

坂田和仁 (2018) 「マニラ首都圏の最低賃金、1年ぶり引き上げ」

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/11/e2c50df274360288.html>

2019年1月5日最終アクセス

「ストップ子ども買春」の会編 (1996) 『アジアの蝕まれる子ども』 明石書店

でいぜろバンコク (2018) 「タイで HIV 孤児院を 20 年守り続ける日本人がいた。【バームロンサイ：名取美和さん】」

<https://www.youtube.com/watch?v=WQh7-ipUjQQ>

2019年1月7日最終アクセス

バームロンサイ 「バームロンサイって何？」

<https://www.banromsai.jp/whats/>

2019年1月9日最終アクセス

羽田令子 (2001) 『アジア「年金老人」買春ツアー』 講談社

百瀬圭吾 「2006年度卒業論文 タイと日本の間において人身売買が起こる背景と人身売買廃絶に向けた市民活動の現状と課題」

https://www.obirin.ac.jp/la/ico/images/_04report/2006momose.pdf

2019年12月17日最終アクセス

吉成愛子 (2005) 「タイ・フィピンの旅行産業と性産業」 『CGS News Letter003』

http://web.icu.ac.jp/cgs/2005/04/nl003_10.html

2019年1月8日最終アクセス

ロン・オグレディ（1993）『アジアの子どもと買春』明石書店

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2018年度 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

チョコレートの裏側
パプア州におけるカカオキタの活動

19W1045 深川 開斗

はじめに

本論文の目的は、インドネシア・パプア州において、株式会社オルター・トレード・ジャパン（ATJ）と現地のカカオキタ社が実施するカカオ生産者支援の意義を明らかにすることである。

私たちは日常生活でチョコレートを当たり前のように食べている。しかし、どのようにこのチョコレートが作られて、私たちの手元に届いているのか詳しく知っている人は少ないと思う。私自身も、2018年3月にゼミ旅行でパプア州を訪問し、ATJとカカオキタの取組を見学するまでは知らなかった。チョコレートの原料がカカオだというぐらいしか知らず、チョコレートが私たちの手元に届くまでの過程について考えることもなかった。パプアで、カカオ生産者の現状を知り、私のチョコレートを見る目が変わった。今では、チョコレートの味より、どのように作られてきたかという過程のほうが大事だと考えるようになった。

私は、チョコレートが私たちに届くまでの過程を「チョコレートの裏側」だと考えている。甘くておいしいチョコレート、これをチョコレートの表側とするなら、その裏側には私たちが考えていなかった様々な問題がある。なかには、カカオがチョコレートになることすら知らずにカカオを栽培している生産者も存在する [オフ 2007: 16]。

第1章では、このチョコレートの裏側についてまとめたうえで、その問題を改善しようとしている NGO を紹介する。つづく第2章でパプア州について概説したうえで、第3章で ATJ とカカオキタの取組とその意義について考えたい。

今回の論文を通じて、チョコレートの裏側を皆に知ってもらい、チョコレートを食べる時に頭の片隅において欲しいと願っている。

第1章 「チョコレートの裏側」～カカオ生産者の状況

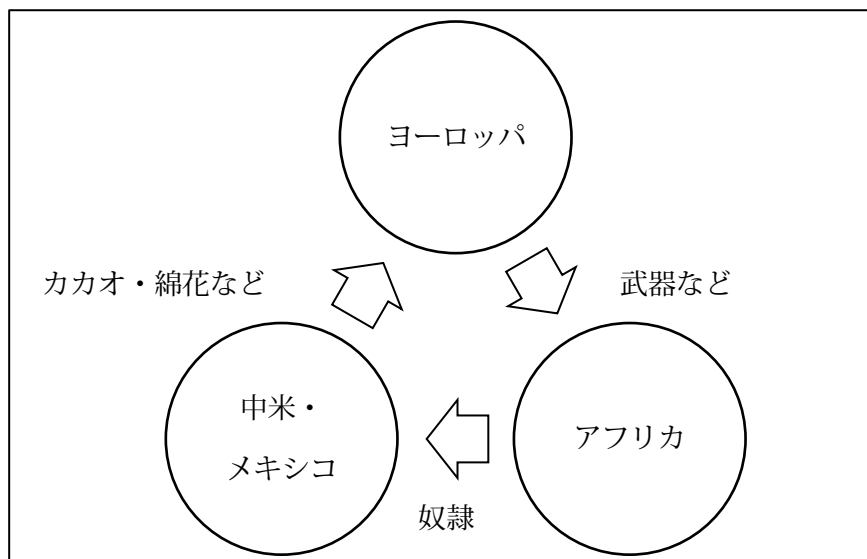
第1節 カカオ生産者と貧困

チョコレート産業は、全世界で1100億ドル規模の産業である。それにも関わらず、カカオ生産者の多くは貧困状態にあるという [CNN 2014]。なぜカカオ生産者は貧しいのだろうか。

第一に、歴史的な背景がある。カカオは紀元前2000年頃から、中央アメリカやメキシコ南部で栽培されていた。古代メキシコでは、高い栄養価、覚醒作用、癒しの力があると信じられていて、カカオから作られたチョコレート風の飲み物を口にできたのは、ごく一握りの上流階層の人たちだけだった。カカオの学名「テオブロマ・カカオ」は神々の食べ物」を意味するし、公式通貨として使われた過去があるなど、カカオは単なる食べ物以上の存在だった [英治出版 2017]。

16世紀、中央アメリカやメキシコがスペインの植民地として支配されると、カカオはスペインに伝わり、ヨーロッパで広がっていく。チョコレート飲料の需要が高まると、生産量を上げるため、植民地のカカオ農園では事実上の奴隷制度のような重労働が強いられるようになる。この過重労働や虐待によって生産人口は激減、その労働力不足を補うために投入されたのが、アフリカからの奴隷だった。こうして三角貿易が確立した (図1) [オフ 2007: 52-53]。

図1 三角貿易



(出典) オフ [2007:52] をもとに筆者作成

19世紀半ばになると、アメリカ大陸の植民地におけるカカオ生産量は壊滅的に激減する。しかし、カカオ商人たちは、南・北緯 20 度以内の高湿な低地であれば、カカオの生産が可能だと知る。こうして「発見」された次の生産地が、かつてカカオ生産のためにアメリカ大陸に奴隷を送り出したアフリカ大陸だったのである [英治出版 2017]。コートジボワール、ガーナ、カメルーン、ナイジェリアなど、現在まで主要なカカオ生産国である (表 1)。

表 1 主要なカカオ生産国

順位	国名	生産量 (トン)
1	コートジボワール	147 万 2313
2	ガーナ	85 万 8720
3	インドネシア	65 万 6817
4	カメルーン	29 万 1512
5	ナイジェリア	23 万 6521

(出典) FAO 2016

第二に、カカオの価格決定を行う国際金融マーケットの存在も、カカオ生産者の貧困に大きく関わっている。一般的にカカオは商品先物取引の銘柄のひとつで、投資家によって相場が形成され、生産と消費の需給バランスのほかに、国際情勢や他の投資商品の魅力度とのバランスで値が上下する。そのため、現場の生産者が自ら値付けをすることはできない。カカオの他にもコーヒー豆などの価格も先物取引所で決まってしまう [Minimal 2007]。

第三に、チョコレートに占めるカカオ価値の割合が低いためだ。カカオ生産者が栽培したカカオが私たちの手元にチョコレートとして届くまでには長い道のりがある。まず、カ

カオ生産者がカカオを収穫し、そのカカオを発酵・乾燥させるために工場に移動させる。乾燥されたカカオの品質調査をして出荷する。チョコレートの原料として加工されたのち、製菓メーカーや専門店などにいく。そして小売店を通じて私たちの手元に届く。この過程の全てで費用がかかり、チョコレートの価格に上乗せされる。私たちが小売店で買うチョコレート 1 個あたりのカカオの価値の割合は、1980 年から 2014 年までに 12%から 6%へと半減した [CNN 2014]。カカオの価値の割合が低いことは、直接生産者の収入に直結する。チョコレートのお金が生産者に行き届いていないので、カカオ農家の多くは貧困状態なのだ。

第 2 節 カカオ生産と児童労働

児童労働とは、法律で定められた就業最低年齢を下回る年齢の児童（就業最低年齢は原則 15 歳、健康・安全・道徳を損なう恐れのある労働については 18 歳）によって行われる労働のことである。児童労働は、子どもに身体的、精神的、社会的または道徳的な悪影響を及ぼし、教育の機会を阻害する [ILO 駐日事務所]。

2017 年の国際労働機関 (ILO) の発表では、世界の子ども 10 人に 1 人にあたる 1 億 5200 万人が児童労働に従事しているといわれる。そして、世界の児童労働者の 47%はアフリカに存在、5 人に 1 人が児童労働者だ [ACE (a)]。

多くの子どもが児童労働に陥る原因としては、貧困のほか、教育機会の欠如（学校がない、通学手段がない、制服代などを払えないなど）、児童労働を当然視する地域社会、武力紛争や自然災害などがあげられる。これらの理由から、子どもたちはあらゆる種類の労働をしているが、世界の児童労働の 70.9%は農林水産業に集中している [ILO 駐日事務所]。

カカオも児童労働が問題となっている作物のひとつだ。カカオの市場は 90 億ドルと言われ、その 3 分の 2 が、コートジボワールやガーナなど西アフリカで生産されている [The Itsy Bitsy Journal 2016]。国際熱帯農業研究所 (IITA) が実施した西アフリカのカカオ生産における児童労働の調査 (2002 年発表) では、コートジボワールだけで約 13 万人の子どもが農園での労働に従事していると明らかになった。さらに、西アフリカのカカオ農園で働く子どもの 64%は 14 歳以下だという [ACE (b)]。その 40%は少女だとも言われる [The Itsy Bitsy Journal 2016]。中には、他国から誘拐され奴隷として売られ、強制的に働かされている例もある [ACE (b)]。

労働環境は子どもに過酷なものである。重いカカオの実の袋を運ぶだけではなく、カカオの実を割る作業は鋭利な刃物を使ったり、害虫駆除のための消毒薬にまみれたり、子どもに危険な環境だという [The Itsy Bitsy Journal 2016]。

第 3 節 「カカオの裏側」に取り組む NGO

以上のようなカカオ生産者の状況を受け、日本で 2010 年 12 月より活動を開始したのが「チョコレート・アライアンス」である。生産者や環境に配慮して作られたフェアトレードやオーガニックのチョコレートの輸入・販売・普及に取り組む企業・団体が立ち上げた協働の場である。特定非営利活動法人 APLA、株式会社オルター・トレード・ジャパン (ATJ)、特定非営利活動法人 ACE、スローウォーターカフェ有限会社、ピープル・ツリー／グローバル・ヴィレッジ、特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパンから

構成される。

チョコレート・アライアンスは、「愛のチョコレート宣言」でその理念を述べている。

愛のチョコレート宣言

1. つくる人の暮らしを支える
2. 自然にやさしい
3. 作る人にも食べる人にも安心
4. 子どもを大切にする
5. 未来につながる [チョコレート・アライアンス]

このチョコレート・アライアンスに参加する特定非営利活動法人 ACE¹の活動を紹介したい。

ACE の活動のひとつが、2009 年に開始された「しあわせのチョコレート」プロジェクトである。ガーナのカカオ生産者や、日本でチョコレートを食べる消費者、チョコレートでビジネスを行う企業をつなぐことで、カカオ生産地での児童労働をなくし、すべての子どもが質のよい教育を受けること、おとなも安全な環境で働き生活を向上し自立していき、チョコレートに関わるすべての人たちがハッピーになれる循環を実現することを目指し、この名がつけられている。

児童労働のないチョコレートがあたりまえに手に入る社会を実現するため、ACE は日本の企業や消費者に参加を呼びかけてきた。その成果のひとつが、「しあわせを運ぶ てんとう虫チョコレート」だ。ヨーロッパで幸せのシンボルとされる「てんとう虫」をモチーフにしたスイスのメストラニ社製のチョコレートをオリジナル・パッケージで販売、その売り上げの一部を寄付として積み立て、「スマイル・ガーナ プロジェクト」の実施支援として活用する [ACE (c)]。

「スマイル・ガーナ プロジェクト」は、危険な労働にさらされている子どもたちを守り、教育を支援する活動だ。学校環境や教育の質が改善され、カカオ農家が経済的に自立することで、子どもが学校に通うことがあたりまえになるよう、村の住民、特に子どもを抱える家庭や村のリーダー、地域の行政関係者と連携した。住民による見回り活動や家庭訪問、子どもや親、住民に対する啓発活動、学校改善活動、農民の収入向上トレーニング、住民相互扶助組織の結成などを通じ、活動を開始した2009年2月から2017年までに454人の子どもたちが学校に通えるようになったという [ACE (d)]。

第2章 パプアについて

第1節 パプアの特徴

第1章では、「チョコレートの裏側」として、カカオ生産者の貧困、カカオ栽培と児童労働の問題を概説し、この問題の解決に取り組む NGO の活動を紹介した。第2章、第3

¹ 1997年に設立されたNGO。世界中のすべての子どもが権利を守られ、希望を持って安心して暮らせる社会を実現するため、市民と共に行動し、児童労働の撤廃と予防に取り組む活動をしている。

章では、私自身が活動に参加したインドネシア・パプア州における取組についてまとめた。

「パプア」と聞くと、パプアニューギニアの略語だと考えるかもしれない。パプアは、パプアニューギニアと国境で隔てられたニューギニア島西半分で、現在は、インドネシア領（パプア州、西パプア州）となっている。パプア州は、インドネシアの最東端にある州で、州都はジャヤプラである。パプア州の面積は、31万6553平方キロメートル[BPS Papua 2018:5]で日本（37万8000平方キロメートル）より少し小さいぐらいだが、人口は約326万人（2017年）[BPS Papua 2018:109]、人口密度は1平方キロメートル当たり10人と少ない[BPS Papua 2018:121]。雄大な自然が残された地域である。

この自然は、パプアの特徴の一つである。パプアと日本をつなぐ市民活動にもたずさわってきた村井吉敬は、その自然について「パプアには大きな自然が生きている。（略）ゴクラクチョウやトリバネアゲハ、カソワリ、ニワシドリ、優袋類のクスクスやワラビーなど珍しい動物の宝庫である」と述べている[APLA 2012:32]。絶滅したと思われたキノボリカンガルーが90年ぶりに発見されたのも、このパプアだ[NATIONAL GEOGRAPHIC 2018]。

第二の特徴は、インドネシアのほかの地域に暮らすマレー系と異なり、パプアにはメラネシア系の先住民族が暮らしていることだ。パプア人と言っても多数の民族グループが存在しており、その数は372グループ、合計146万人にのぼるといふ[村井 2013:51]。それぞれが異なる言語を話しているため、彼らの共通言語はインドネシア語である[APLA 2012:32]。パプアには、ジャワ人、華人、スラウェシ島のブギス人、マカッサル人などが移住し、その数は年々増えている[APLA 2012:33]。私の中では、パプアの先住民族という「コテカ（ペニス・ケース）」印象が強い。民族衣装の一つで、テレビで何度か観たことがあるが、実際には使っている人を見かけることはなかった。

第三の特徴は、宗教だ。パプアの住民の78%はキリスト教徒である[村井 2013:51]。インドネシア全体ではイスラム教徒の割合が9割近く、キリスト教徒は9%弱でしかない[インドネシア総合研究所 2018]。後述するが、19世紀にパプアを植民地としたオランダが、キリスト教の宣教を進めたためである[APLA 2012:37]。

以上のように、パプアはインドネシア領ながら、インドネシアの他の地域とは異なる特徴を持っている。同じように、歴史もインドネシアの中で特殊だということを、次節で述べる。

第2節 パプアの歴史

ニューギニア島は5~6万年前には、オーストラリア大陸とつながっていた。オーストラリア先住民族と近い人たちとも言われる人たちが、西のほうから移動して住みついた。その後、東南アジアには中国南部から人が移動してきたが、ニューギニア島では海岸部だけにとどまった。16世紀の大航海時代にヨーロッパが入ってくるより前には、政治権力や独自の国家のようなものは成立していなかった[村井 2013:54-55]。

1660年、オランダ東インド会社は、マルク諸島（パプアの西）のティドレ王国と条約を結び、ティドレを保護するという名目でニューギニア島西半分の主権を主張した。1872年、ティドレはオランダのパプアへの主権を認め、それ以降東経141度以西がオランダの

領域であると認識されるようになった。1884年ベルリン会議により、パプアは正式にオランダ領として認められ、オランダ領東インド（現在のインドネシア）に従属する植民地となる〔村井 2013：56-58〕。

パプアを含むオランダ領東インドは1941年日本に占領された。1945年日本が敗北したことにより、スカルノがインドネシアの独立を宣言し、オランダとの独立戦争が始まる。1949年ハーグ円卓会議では、インドネシアの独立を承認したオランダだったが、パプアの帰属問題は難航し、棚上げされた。前節で述べた通り、パプアがインドネシアとは文化的にも異なるためである。しかし、この結果に不満を抱いた当時のインドネシア大統領スカルノは、オランダと激しく対立した〔津留 2016：236-237〕。

オランダはパプアに自治を与え、できるだけ早い時期に独立させる方針だった。1961年には「西パプア」という国名や国旗・国歌も制定された。これに対してインドネシアは、軍事行動でパプアの独立を阻止しようとしたため、オランダとのあいだにパプア紛争が発生した〔津留 2016：237〕。

このパプア問題に介入したのがアメリカだ。アメリカは、東西冷戦構造の影響もあり、アジアで共産主義を封じ込めるため、オランダよりもインドネシアの役割を重視した〔佐伯 2013：237〕。アメリカの仲介で結ばれた1962年ニューヨーク協定では、オランダから国際連合暫定行政機構（UNTEA）を経て、インドネシアにパプアの行政・管轄権が委譲されることが決まった。1969年までにパプアの帰属をパプア人自身が住民投票を通じて決定することが前提だった〔津留 2016：237〕。

しかし、インドネシアの統治下に置かれた状態で、パプア人がその運命を自由に選び、決定することは難しかった。インドネシアは、パプア人に対する厳しい暴力的な締め付けを行ったからである。1969年に実施された住民投票「自由選択行為」は、「選択なき行為」とも呼ばれるようなものだった。「パプア人の表現の自由、集会・結社の自由」（ニューヨーク協定22条）は保障されないまま、インドネシアへの併合が決定されたのである〔佐伯 2013：237-238〕。

この不当な結果に怒ったパプア人はインドネシア支配に抵抗し、「自由パプア運動（OPM）」が発生した。OPMは、パプア住民から根強い支持を得ている。これに対しインドネシア軍は、パプア人すべてを反抗勢力とみなし、OPM掃討作戦を行っている。その内容は、村の焼き討ちや、一般の女性や子どもを殺害するなど残虐なものである。現在でもOPMは抵抗しており、パプアの独立を世界に訴えている〔津留 2013：238〕。

第3節 パプアの現在の問題

前節で述べた通り、インドネシアに不当に併合されたことによって、パプアは現在まで多数の問題を抱えている。本節では、特に移住政策と鉱山開発についてまとめていく。

インドネシアは1963年パプアを統治すると、移住政策（トランスミグラシ）を開始した。移住政策とは、人口の再分配、移住者の生活水準の向上、人的資源の有効活用、地域開発、開発の公平な分配、国民統合、国防と国家の安全保障などを目的とした政策である〔佐伯 1999：35〕。人口密度の高いジャワなどの地域から、大量の農民がパプアに送られ、移住者にはパプア人が慣習的に所有している土地が与えられた。こうして、パプア人は広大な土地を奪われることになった〔津留 2016：238-239〕。

後述する通り資源開発が盛んなパプアでは、就業の機会も多い。そのため、ジャワやスラウェシなどから自発的にパプアに流入する移住者の数も年々増えている。そのため、最近ではパプア系住民と移住者を主とする非パプア系住民の人口比率は拮抗しつつある。都市部では人口の70%近くが非パプア系で占められていると言われる。近い将来、パプア人は自らの土地で少数派になってしまうかもしれない状況だ [津留 2016: 238-239]。

パプア人が直面している問題には鉱山開発もある。パプアは、天然資源の宝庫といわれ、中でも鉱物資源について、金は世界1位、銅は世界3位の埋蔵量を誇る [APLA 2012: 47]。この鉱物資源を開発しているのが、世界で1、2位を争う巨大な鉱山開発会社フリーポート・マクモラン社（アメリカ）である。

フリーポート社は、1972年から本格的に銅の採掘を開始した。フリーポート社が鉱山開発を行っている山々は、パプアの先住民族の一つアムンメ人の居住圏に含まれていた。しかし、フリーポート社もインドネシア政府も、アムンメ人に計画を知らせたり、彼らの許可を得たりせずに、開発を行った。アムンメ人は、フリーポート社の開発に反発し、土地の所有権を訴えたが、強制的に移転させられたり、インドネシア軍に村や教会を焼き討ちされたり、発砲されたりしている [津留 1999: 19-20]。

この移住政策や鉱山開発からわかるように、パプア人は「みずからの土地で経済開発の傍観者になって」しまったのである [津留 2016: 234]。

第3章 パプア州におけるカカオ農民自立に向けた取組

第1節 オルタ・トレード・ジャパン

前章では、インドネシア・パプア州の歴史やパプア人がおかれている状況について述べた。このようなパプア人の自立をめざして、パプア州でカカオ農民支援をおこなっているのがオルタ・トレード・ジャパン（ATJ）である。

ATJは1980年代後半、フィリピン・ネグロス島のサトウキビ畑労働者の緊急援助を行う市民団体を母体として設立された。フィリピンでは、長い植民地の歴史の中で、主食であるコメをつくっていた水田までサトウキビ畑となり、特にネグロス島は「砂糖の島」と呼ばれるほどだった。しかし、砂糖の国際価格が暴落、これらサトウキビ畑労働者は仕事がなくなり、飢餓状態に陥ってしまう。これに対して緊急援助を展開したのが、日本ネグロス・キャンペーン委員会である。しかし、食料や医薬品の配付という緊急援助で、サトウキビ畑労働者が自立できるわけではない。同委員会は、新しい援助の形として、「ネグロスの人々が自分達でつくったものを日本側で公正な形で買おう」と、マスコバト糖取引を開始した。

マスコバト糖の輸入販売にはじまった草の根貿易の試み、ネグロス島の人々との直接的な交流を通じて、それまでの商社とは違うオルタナティブな、そして自立した民衆貿易をおこなう機関として、1989年に株式会社ATJが誕生したのである [ATJ (a)]。ATJは、その基本姿勢「人びととの出会いがあって事業が始まる」 [津留 2016: 239]のもと、草の根の経済活動を通じて、誰もが自分たちの暮らしや地域のあり方を選びつついてける仕組みの実現、そして同じ地球で生きるすべての人々が共生できる平和な社会を目指している [ATJ (b)]。

主な事業は、生産者と生産地側の問題に寄り添う消費者との相互交流・関係性に重点を

おく民衆交易である。ATJは「フェアトレード」という言葉を使わない。「民衆交易」もしくは英語で「People to People Trade（人から人へのトレード）」と呼んでいる。ATJの考える課題は、南と北の自立と支援であり、トレードではないからだという [パルシステム 2004]。

私たちが食べるものほとんどで、その交易を支配しているのはごく少数の機関や企業である。このごく少数の機関や企業に交易を支配されていることで、小規模な生産者が守られず、ときとして環境が破壊されてもいる。私たちの食生活は、あらゆる部分で世界の人たちの生業や暮らしに繋がっているが、私たちの多くはそのことをどれだけ意識しているだろうか。

以上のような理念で、ATJは、フィリピン（バナナ、マスコバト糖）、インドネシア（エビ）、東ティモール（コーヒー）、パレスチナ（オリーブオイル）などアジア中心に、民衆交易を展開している。そのATJの民衆交易商品に、2012年に新しく登場したのがパプアのカカオ（チョコレート）だ [津留 2016：239]。

第2節 カカオキタの設立の経緯

ATJがカカオの民衆交易を始めるきっかけになったのは、パプア農村開発財団（YPMD：Yayasan Pembangunan Masyarakat Desa - Papua）²のデッキー・ルマロペン代表との出会いだ。YPMDは2010年、カカオ栽培の基本的ノウハウに関する指導を、パプア州ジャヤプラ県ケムトゥック郡のカカオ生産者を対象に実施した経験を持つ。ATJは、デッキーさんの「パプア人による、パプアのための経済活動を行いたい」 [津留 2016：240] という願いを受けとめ、2011年からジャヤプラ県内でYPMDが関係する地域の農民からカカオの濡れ豆を購入し、それを発酵・乾燥させる作業を試験的に開始した。このカカオ事業を推進する主体として、デッキーさんを代表とするカカオキタ社が設立された。

「カカオキタ（Kakao Kita）」は、インドネシア語で「私たちのカカオ」を意味する。ここでの「私たち」には、パプアのカカオの生産者から消費者までのすべての人びとが含まれている。カカオキタは、その「私たちのカカオ」の民衆交易を行う会社である。パプアにおけるカカオ栽培、買付け、加工の作業工程すべてをパプア人が担う、パプアでは非常に珍しい「オール・パプア」の取組みだ [津留 2016：243]。

パプアではオランダの植民地だった1950年代半ばに、カカオ栽培がはじまった [津留 2016：241]。しかし、収穫されたカカオを買い付けるのは、パプア人でなく、ジャワやマカッサルの商人である。カカオが生産者の元を離れると「パプア」の名前は消え、「インドネシア産」のカカオとして海外に輸出されていく。これをパプア人の生産者は悔しがっていたという [津留 2016：244]。

カカオキタは週2回程度、カカオの買付けを行っている。7つの村の合計約200人から買い付けているため [JICA 2017]、片道2時間半から3時間かけて村に出向く [津留 2016：243]。私自身も、買付けに参加させてもらったが、カーブが多く、アスファルト舗装が剥がれ陥没している山道をトラックで移動しなくてはならず過酷だった。生産者が

² YPMDは、パプア人を主体とするNGOで、農村開発を通じてパプア先住民族の自立を目指している。

カカオを売りに来るのも、決して容易ではない。ある女性は、頭からカカオを入れた米袋を提げ、村の取引場まで片道1時間半も歩いて来たという。私の祖母より年上に見え、ガリガリに痩せた彼女は裸足だった。

カカオキタの買付けには特徴がある。カカオの国際価格は、第1章で述べた通り、商品先物取引によって変動する。しかし、カカオキタは相場の変動によらず、一定の価格でカカオを買い付けている。買付け価格が国際価格を下回っている時もあるが、生産者はカカオキタにカカオ豆を売ることがやめなかった。生産者とカカオキタの間に信頼関係ができていたからである³。

第3節 カカオ生産者に寄り添うカカオキタ

では、生産者とカカオキタの間の信頼関係は、どのようにつくられたのであろうか。カカオキタは、生産者を単にカカオを取り引きする相手として見なすのではなく、自立できるように生産者に寄り添う活動をおこなっている。

カカオキタは買付けに行く村で、生産者グループを組織する。たとえばジャヤプラ県南グレス郡クライスウ村の生産者グループは、それぞれ約2ヘクタールのカカオ農園を所有している。生産者一人では難しくても、グループに参加する生産者が助け合えば、高価な農機具などを購入できる。これによって生産量も上がったという⁴。

生産者グループを通じて、カカオキタが行っている活動のひとつが、生産者が自ら豆を加工するのを支援する活動だ。事業を始めた当初は、カカオキタが濡れ豆を生産者から買い付け、加工場で乾燥を行っていた。しかし、2013年からは、少しでも生産者の自立につながるよう、濡れ豆の発酵箱と乾燥台を貸し出すようになった。これによって、生産者は自身で濡れ豆を発酵・加工することができるようになった。つまり、生産者により多くの現金が手に入ることになる。良質なカカオ作りに精を出すことで品質への意識が高まることが期待されているという [津留 2013]。

さらにカカオキタは、貯蓄プログラムという事業もおこなっている。貯蓄プログラムについて説明する前に、パプアの人びとの暮らしを理解する必要がある。それは「採取するのは「必要な分だけ」という感覚」である。生産者は現金が必要な時にカカオの収穫に行き、必要な現金の分だけ実を採る [津留 2016: 246]。生きるために必要な分以上の儲けは求めないのだ⁵。このようなパプアの人びとは、貯蓄の重要性に気づいていなかった。貯金がないと、病気や子供の教育費など急に必要になったときに、現金がないという事態に陥ってしまう。そのため、デッキーさんは、カカオ事業開始当初から、貯蓄プログラムの必要性を訴えていた。

パプア人は現金を手にしてもすぐに使って手元に残らない。これでは意味がない。カカオを売って得たお金の一部を貯金するプログラムを平行（原文まま）して行うこと

³ 2018年3月7日、カカオキタ事務所にて、津留歴子さん（ATJ）のインタビューより。

⁴ 2018年3月6日、クライスウ村にて、生産者グループのリーダーであるサルモンさんのインタビューより。サルモンさんはカカオキタのスタッフでもある。両親がオランダ政府からカカオの苗を与えられ、カカオ栽培を始めたという [津留 2014]。

⁵ 2018年3月7日、カカオキタ事務所にて、津留歴子さんのインタビューより。

が大事だ [津留 2015]。

カカオキタは 2015 年 6 月から貯蓄プログラムを開始した。貯蓄プログラムの仕組みは以下の通りである。まず、町中にある民衆信託銀行⁶に口座を開設する。生産者が町中の銀行に行くのは困難なので、カカオキタのスタッフが生産者の身分証明書を預かって、代理で口座開設手続きを行う。生産者は豆を売るときに貯金したい額をカカオキタに預け、カカオキタのスタッフが代理で入金するのである。強い信頼関係が築かれていなければ、このプログラムは実現しない。

貯蓄プログラムは、カカオキタの利益につながるわけではない。しかし、このプログラムによって、生産者の家庭が貧しい生活から脱することができるかもしれない。カカオキタは、いつまでも支援し続けるのではなく、生産者が自立することをサポートするのである。デッキーさんは、援助というかたちでパプアの村々にもたらされる開発が、住民のフアイティング・スピリットを無力化し、自分たちの力で自立するという誇りを奪うと考えている。だからこそ、デッキーさんは「パプアのカカオ生産者と日本の消費者がカカオの取引を通してお互いに交流、学び会い、つながる関係を大事にする民衆交易に希望を託す」のである [津留 2016 : 251-252]。

おわりに

以上この論文では、カカオ生産者の問題とインドネシア・パプア州におけるカカオ生産者への支援活動をまとめてきた。

第 1 章では、チョコレートの裏側で、カカオ生産者が貧困や児童労働などの問題を抱えていることを考察した。問題は、私が思っていた以上に多かった。NGO がカカオ生産者を支援する取組をしているが、依然として問題が残されている現実が見えてきた。チョコレートの裏側について、チョコレートを食べる消費者として、私たちは知らなかったで済ませてはならない。私たちが何不自由なく生活している背後に、多くの子どもたちが将来のことを考えることもできず、毎日カカオ農園で働いている。子どもだけではない。私たちは働いたら働いた分だけ一定の賃金をもらえるが、丸一日働いても、わずかな賃金しかもらえない人たちが多数いる。そのことを、チョコレートを通じて知ってもらえればいい。

第 2 章では、パプアの歴史と今抱えている問題を明らかにした。パプアは、歴史からわかるように、不当にインドネシアに併合された。パプア人自身の意思とは違うため、インドネシア人ではなくパプア人としての意識が強い。

第 3 章は、ATJ とカカオキタの取組と意義を考察した。この章で紹介した活動は、パプアのカカオ生産者のことをしっかりと理解しているカカオキタにしかできない活動である。カカオキタは一時的な支援を行うのではなく、カカオ生産者の将来の自立を目指している。カカオキタは、カカオ生産者との間で、援助する側と援助される側という関係ではなく、共に信頼し合う関係を築き上げていた。

⁶ 民衆信託銀行は、バングラデシュのグラミン銀行に倣い、パプアの NGO が 1992 年に設立した銀行。一般の市中銀行と異なり、毎月の銀行手数料を取らないのが特徴である [津留 2015]。

私の理想の国際協力は、寄付金を集めて、物資を提供する一方通行な活動ではなく、お互いに助け合って協力し合うものだ。一時的な支援を行うのではないが、永久に支援し続けるわけではない。将来的には、援助される側が、私たちの支援なしで自立できるようになって欲しい。カカオキタの活動は、私の理想の国際協力を非常に近い。私は、このカカオキタの活動を応援したい。

【参考文献・インターネット資料】

ACE (a) 「児童労働入門講座」

<http://acejapan.org/childlabour/entrance>

2018年11月20日 最終アクセス

—— (b) 「チョコレートと児童労働」

<http://acejapan.org/childlabour/report/chocolate>

2018年11月20日 最終アクセス

—— (c) 「「しあわせへのチョコレート」プロジェクトとは」

<http://acejapan.org/choco/project>

2018年11月20日 最終アクセス

—— (d) 「カカオ生産地での支援活動「スマイル・ガーナ プロジェクト」」

<http://acejapan.org/choco/smile-ghana>

2018年11月21日 最終アクセス

APLA (2012) 『パプア・チョコレートの挑戦』 APLA

ATJ (a) 「ATJの歩み」

<http://altertrade.jp/aboutus/history>

2018年11月20日 最終アクセス

—— (b) 「ATJとは？」

<http://altertrade.jp/aboutus>

2018年11月20日 最終アクセス

BPS Papua (2018), “Provinsi Papua Dalam Angka 2018”

<https://papua.bps.go.id/publication/2018/08/16/3fa9d91a0d61a9b44dff23cd/provinsi-papua-dalam-angka-2018.html>

2018年12月12日最終アクセス

CNN (2014) 「チョコレート産業の裏側、なぜカカオ農家は豊かになれないのか」
<https://www.cnn.co.jp/business/35044552.html>
2019年1月5日最終アクセス

FAO (国連食糧農業機関) (2016) 「FAO 統計データベース」
<http://www.fao.org/faostat/>
2018年11月20日最終アクセス

ILO 駐日事務所 「児童労働」
<https://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/child-labour/lang-ja/index.htm>
2018年11月20日最終アクセス

JICA (2017) 「MONO 語り カカオでつながるパプアと日本」 『mundi』 2017年4月号
<https://www.jica.go.jp/publication/mundi/1704/ku57pq00001zex9w-att/17.pdf>
2018年11月30日最終アクセス

Minmal (2017) 「カカオ農園は、なぜ貧しいままなのか。「アカデミー・オブ・チョコレート 2017」のブロンズ受賞で思うこと。」
<https://mini-mal.tokyo/blogs/journal/academy-of-chocolate-2017>
2018年12月12日最終アクセス

NATIONAL GEOGRAPHIC (2018) 「絶滅とされたキノボリカンガルー、90年ぶり再発見——「生きてるとわかっただけで素晴らしい」と専門家、ニューギニア島」
<https://natgeo.nikkeibp.co.jp/atcl/news/16/c/092700100/>
2018年12月1日最終アクセス

The Itsy Bitsy Journal (2016) 「子どもの奴隷労働、チョコレート会社が訴訟になっても増加の一途」
<http://itsybitsy.jp/2016/07/17/child-slavery-labor-in-chocolate-industry-are-still-increasing/>
2018年12月30日最終アクセス

インドネシア総合研究所 (2018) 「【コラム】インドネシアの宗教事情」
<https://www.indonesiasoken.com/news/colume-syukyojijyo/>
2018年12月30日最終アクセス

英治出版 (2017) 「甘くないチョコレートの歴史を知っていますか？」

キャロル・オフ (2007) 『チョコレートの真実』 英治出版

佐伯奈津子 (2013) 「パプア——植民地支配と東西冷戦に翻弄された先住民族」 村井吉敬・佐伯奈津子・間瀬朋子編 『現代インドネシアを知るための 60 章』 明石書店

—— (1999) 「周辺かされる先住民——移住政策の問題」 久保康之編著 『森と海と先住民——イリアン・ジャヤ (西パプア)』 コモンズ

児童労働を考える NGO=ACE・岩附由香・白木朋子・水寄僚子 (2007) 『わたし 8 歳、カカオ畑で働きつけて。児童労働者とよばれる 2 億 1800 万の子どもたち』 合同出版

津留歴子 (2016) 「インドネシア・パプア州でのカカオ民衆交易——共に生きる関係を目指して」 甲斐田万智子・佐竹眞明・長津一史・幡谷則子編 『小さな民のグローバル学 共生の思想と実践をもとめて』 上智大学出版

—— (2015) 「お財布の底を縫い付けましょう！～カカオ生産者が貯金を始めました～」
<http://altertrade.jp/archives/11539>
2018 年 12 月 29 日最終アクセス

—— (2014) 「パプアの森のカカオの物語 Vol.1」
<http://altertrade.jp/archives/8126>
2018 年 12 月 29 日最終アクセス

—— (2013) 「カカオ生産者、自らの豆を加工することに挑戦」
<http://altertrade.jp/archives/3505>
2018 年 12 月 29 日最終アクセス

—— (1999) 「フリーポート鉱山開発による人権侵害」 久保康之編著 『森と海と先住民——イリアン・ジャヤ (西パプア)』 コモンズ

チョコレート・アライアンス 「チョコレート・アライアンス/愛のチョコレート宣言」
<https://www.facebook.com/chocoalliance>
2018 年 11 月 12 日最終アクセス

パルシステム (2004) 「フィリピン・ネグロス島バラゴンバナナのフェアトレード 「南の村」と「北の台所」をバナナでつなぎあって」
<https://www.pal.or.jp/csr/report/csr03.html>
2018 年 12 月 31 日最終アクセス

村井吉敬 (2013) 『パプア 森と海と人びと』 コモンズ

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2018年度 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

アジア観光と買春産業
旅行者による児童買春

19W1059 山本 良介

はじめに

本論文では、発展途上国と呼ばれるアジア地域における観光産業と、人身売買や売買春などの人権問題との関わりや、それを取り巻く観光客、現地人、企業などの団体など、観光におけるさまざまな問題について記述する。

現代では、世界中の多くの人々が海外へ旅行することができる時代であり、海外に出向く旅行者の数は近年、年々増加している。UNWTO（国連世界観光機関）の発表では、年間の世界の海外旅行者数として、2020年の時点では14億人、そして2030年では18億人以上の人々が海外旅行に出向くと予測されている〔トラベルボイス観光産業ニュース〕。

旅行地の統計についても、人気の高い先進諸国を到着地とする以外にも、アフリカや中南米、アジア・太平洋地域などの新興国や発展途上国を到着地とする海外旅行者も年々増加している。また、2030年の世界観光市場のシェアは先進諸国より、新興国・発展途上国の方が上回ると予測されており、先進国以外を観光する旅行者がますます増加すると推測されている。それにより、気軽に誰もが先進国・途上国問わずに、さまざまな国へ海外旅行に行くことができるという〔トラベルボイス観光産業ニュース〕。

これだけ、世界中で海外旅行が行われているということは、市場規模も非常に大きいということであり、世界各地における観光産業の市場規模は、約2兆6000億ドル以上と言われている。国によっては観光産業がGDPの数割を占める程であり、旅行・観光産業は非常に重要な産業分野であることには違いない。

雇用についても、旅行・観光産業は有数の雇用創出産業であるため、雇用問題にも大きく貢献しているといえる〔世界ツーリズム協議会 2018：1-3〕。

このように旅行・観光産業は、先進国・途上国を問わず、非常に規模の大きい市場であったり、雇用創出に貢献していたりと、国にとって、観光地に住まう人間や働く人間にとって良い影響しか与えないイメージがある。しかし、国・地域によってはそれらの裏に、観光資源となってしまう非合法ビジネスの存在や旅行者による人権侵害など、旅行・観光産業における負の側面が存在している。

そのひとつが、先進国から来た旅行者による人身売買や児童買春などの問題である。多くは東南アジアなどの途上国を中心に繰り返されている。実態として、海外旅行者が現地の売春宿で子供の買春を行う、ということがあり、これが旅行・観光産業の負の側面において最も問題視されている。

そこで本論文では、旅行・観光産業の負の側面が目立つアジア地域において、観光地での旅行者による児童買春問題や、それを取り巻く企業や団体、国、国際的な条約について記述する。また、それらの問題についての改善策や提案をさまざまな視点から考察する。

第1章では、東南アジアを中心に、観光地における児童買春の定義や実態、観光地における買春産業の実態や買春に関わる子供の実態など、児童買春が行われる背景について記述し、観光地における児童買春の問題性について理解する。また、セックスツーリズムにおける日本の観光企業との関わりについても記述する。

それらを踏まえて第2章では、「観光地における児童買春」という問題に対する国際的な取り組みや、それらに取り組む団体について記述する。ここでは児童買春の根絶を目標とする国際NGOであるECPAT（アジア観光における子供買春根絶国際キャンペーン）を始め、民間、行政を含め、旅行・観光部門において国際的に活動している団体の概要や活動につい

て記述する。

また、第3章では「観光地における児童買春」の対策の代表的なものである、「コードプロジェクト」についても記述し、児童買春への取り組みの例や日本との関わりについても記述する。

そのうえで、第1章、第2章、第3章で記述したことを踏まえた分析や考察を行うことにする。

第1章 アジア地域における観光と児童買春

第1節 児童買春の定義・児童買春の実態

現代では世界中の誰もが気軽に海外旅行に出かけることができ、多くの人々がさまざまな国に旅行をしている。しかしその中で、東アジア、東南アジアなどのアジア圏を中心に、旅行者による児童買春が頻繁に起きている。

人々の娯楽として、観光地で日本人を含む、主に先進国から来た男性たちの手によって現地の未成年から幼児年層の子供たちが男女問わず買春されている。特に児童買春が盛んな地域はタイのバンコクであり、ここではタイ人の子供は勿論のこと、ミャンマーから来た子供たちも多く売買春に関わっている [オグレディ 1995: 13-25]。

日本における児童買春とは、18歳未満の児童に対し金銭などの対償を供与し児童と性交等（性交若しくは性交類似行為、又は自己の性的好奇心を満たす目的での行為など）する行為である。また、児童買春を周旋する者に対する性交等を目的とした対償の供与も児童買春に当てはまる。[刑事事件の弁護士カタログ]

児童買春と定める年齢は国によって異なっている。表1は、児童買春が盛んであると思われる国が定めた法律において、売買春が合法か違法か、児童買春とみなされる年齢を比較したものである。表1から、どの国においても18歳未満の児童の売買春は違法であり、国によっては売買春自体が違法であるとわかる。児童買春が盛んなタイにおいても、売買春は合法ではあるが、児童買春については違法である。

表1 各国の売買春の同意と児童買春とみなされる年齢

国	売買春	年齢
日本	違法	18歳未満
タイ	合法	18歳未満
ミャンマー	違法	18歳未満
インド	合法	18歳未満
フィリピン	違法	18歳未満

(出典) [田中] より筆者作成

中国やミャンマーなど、国によっては宗教上の理由で売春を禁じる国もある。ミャンマーにおいては売春が禁止にも関わらず、児童買春に関わる子供の数が多いという実態であり、非常に問題となっている。

どの国も憲法上・法律上では児童買春は違法ではあるが、数多くの子供たちが性産業・児

童買春に関わっていることは間違いない。表 2 は、買春産業に関わっている 15 歳未満の子供の人数データである¹。万単位の男女の子供たちが買春されており、どの地域においても買春産業の市場規模が非常に大きいとわかる。

表 2 買春産業に従事している子供の数

国	人数
台湾	10 万人
ベトナム	6000～1 万人
フィリピン	6～8 万
タイ	20～40 万人
バングラデシュ	1 万人

(出典) オグレディ [1995 : 153-154] より筆者作成

表 2 の通り、東南アジアではタイの人数が最も多い。タイではバンコクにおいて、児童買春以前に売春産業がかなり盛んであるため、このような結果になったと思われる。また、人数に比例して買春を行う者が多いということなので、タイでは旅行者による児童買春が他の地域に比べて多いと考えられる。

これほどの数の子供たちが児童買春に関わる背景には、貧困、誘拐、人身売買などさまざまな問題があり、多くの子供たちは、自らの意志で売春をしているのではない。犯罪組織の存在がそれらの問題を助長している。

第 2 節 子供が児童買春に至るまで、児童買春を取り巻く組織・環境

一般の子供が児童買春に至るまでのルートの例として、誘拐、人身売買が主である。また、ある子供は偽装結婚に陥ったり、自ら、売春ドリームに夢をかけて売春婦になったり、とさまざまなパターンがある [羽田 2001 : 15-25]。

偽装結婚の場合は、売春宿のオーナーに雇われた、若くてハンサムな青年（ブローカー）が農村に向いて少女を金などで口説き、そのまま結婚する。そして、結婚した後は標準語の教授、サービスの仕方を教えるなどのトレーニングをさせ、トレーニングが完了した後は離婚し、少女はその結婚相手（ブローカー）に売春宿に売られる。そして、雇われた青年はそれらの行動をさまざまな地域の少女に対して繰り返す。

また、児童買春が行われる背景には貧困や誘拐以外にも児童買春を行う者の人的要因があると思われる。児童買春において、買春を提供する側も問題であることは当然だが、客として提供される側にも問題がある。児童買春をする大人には、性の対象が子供などの、常人では持っていない性癖を持っていたり、主義を持っていたりする。ここでは観光地における児童買春が行われる背景において、買春する側から見て人的に、どのような要因があるかを記述する。

以下の表 3 は児童買春を行う人々に当てはまるとされる心理である。

¹ 地域毎の従事者の数字であり、国籍ではない。タイで働く児童が必ずしもタイ人とは限らない。

表3 児童買春を行う旅行者の種類や、当てはまると思われる心理・思想

ペドファイル (小児性愛者)	思想	幼児・小児を性的対象としている人。その対象は10歳未満であり、男児女児と性別を限定しない人もいる
	心理	観光地では法や世間を気にする必要がない 気軽に買春できる環境に依存
レイシズム (人種主義・差別者)	思想	自己を除く人種や他民族、地域に優劣をつけ差別をする人
	心理	舞台が発展途上国であるため、先進国のレイシズムにとっては買春をためらう要因がないと考えられる
パターナリズム(父権主義者)	思想	自分より権力的、立ち位置的に下の立場の者を温情や利益のためとして、勝手に干渉、支配する人
	心理	買春することによって、「子供の貧困を支援する」という慈善心を感じ、またそれによりや優越感を感じつつ、児童買春を行うと考えられる。これらにより児童買春への罪悪感も持ちづらいつ考えられる
性差別者	思想	性別を理由に優劣をつけたり差別したりする人
	心理	

※思想は一般論であり、心理は旅行先での心理状態である

(出典) オグレディ [1995: 56-67] より筆者作成

以上のように、児童買春ではさまざまな種類の思想を持つ人々が関わっている。表3で記述した種類の人々の中でも、「ペドファイル」と呼ばれる人々が最も児童買春を行うと思われる。

また、買春が行われる背景には旅行者が個人的に出向くことはもちろん、買春を斡旋する旅行業者や買春売春を認めるホテル業者、航空会社などの交通業者の存在も大きく関係している。特に旅行会社が率先的に、児童を含めた買春を斡旋していることもありまた、「買春ツアー」という買春を旅行の目的とした商品が存在する [オグレディ 1995: 38-39, 52-55, 60-62]。

第2章 観光地における児童買春への国際的な取り組み

第1節 児童買春について取り組む、世界の旅行・観光産業の分野で活動している団体

世界には、観光地で行われる児童買春や人身売買など、観光産業で起こる問題について考え、それらについて取り組む団体が存在する。団体は民間の企業団体から、政府機関、そして国際機関など、幅広く存在している。以下はそれらの団体の例である。

「アジア観光における子供の買春根絶国際キャンペーン (ECPAT: End Child Prostitution in Asian Tourism)」は、1990年にタイのチェンマイで開催された、「第三世界の観光に関するエキュメニカル連合会議」による児童買春の実態の報告をきっかけに、連合会議の参加者によって発足された国際NGOである。ECPATの本部はバンコクにある。また、世界各国にも支部が存在しており、世界95カ国、107の組織がECPATに参加している。表4は

ECPAT の支部がある国の例である。

表 4 世界の ECPAT (支部がある主な国)

アジア	日本、台湾、フィリピン、インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、バングラデシュ、タイ、インド、ネパール、パキスタン、スリランカ
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド
ヨーロッパ	スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ドイツ、イタリア、フランス、イギリス、オランダ、スイス、ベルギー
北米	アメリカ合衆国、カナダ
中南米	ブラジル

(出典) アジアの児童買春阻止を訴える会 [1996 : 131] より筆者作成

ECPAT は、「子供買春」「子供ポルノ」「性的目的での子供人身売買」など、子供の性搾取に関わる世界的な問題に取り組んでいる。主な活動としては、各国政府、国際機関(UNICEF、ILO など)との協力、関係省庁への要請活動やストップ買春シンポジウムの開催、国際会議の開催・参加、児童買春に関する資料の翻訳などを行っている。その他にも、国際刑事警察機構(ICPO)とも協力し、児童買春に関わった者の逮捕や起訴にも協力している [アジアの児童買春阻止を訴える会 1996 : 132]。

また、ECPAT は「子供買春」「子供ポルノ」「性的目的での子供の人身売買」の3つの世界的な問題を根絶するための以下のような活動指針を掲げている。

「子供を守る3つのP」

Protection (保護)

Prevention (予防)

Prosecution (訴追) [ECPAT / STOP JAPAN]

世界観光機関 (UNWTO : World Tourism Organization) は「誰もが参加できる、持続可能で責任ある観光を促進する」ということを使命とする国際連合の専門機関である。本部はスペイン・マドリードにあり、世界 158 カ国の国が参加、また 500 以上の民間部門、学術機関、観光協会や地方観光当局からも構成されている。

主な活動は「観光の地位の向上」、「観光の競争力の強化」、「持続可能な観光開発を促進」や「観光の貧困軽減及び、社会開発における貢献度の拡大」、「知識の共有、教育、能力開発の支援」、「パートナーシップの構築」などを行っている。また、環境と開発の持続可能性を含めた経済成長のための観光促進や、そのための観光政策の指導、先進的知識の導入の支援なども行っている [UNWTO]。

旅行業者協会世界連合 (UFTAA : Universal Federation of Travel Agents Association) は世界各国の旅行業者協会の国際組織である。世界中での旅行・観光産業の発展を目的としている。また、旅行業者と各国政府観光関連機関との交渉組織としての役割を持つ団体でもあ

る。観光問題に対しては、観光産業における子供の性的売春に取り組む、「子供と旅行者憲章」に採択した最初の旅行者組合である。また、UFTAA は ECPAT への支援も行っている [日本ユニセフ協会]。

一般社団法人日本旅行業界協会 (JATA : Japan Association of Travel Agents) は、1959 年に発足した日本の旅行者の業界団体である。旅行業務の改善やサービスの向上を図り、旅行の促進、観光事業の発展を目指す。

第 2 節 ECPAT の活動の詳細

ECPAT は、前述したとおり、各国政府、国際機関 (UNICEF、ILO など) との協力、トップ買春シンポジウムの開催、国際会議の開催・参加、児童買春に関する資料の翻訳などを行っているが、活動の一つとして、子供の性的搾取根絶を目指すため、旅行者を送る国、受ける国、双方の関連機関への要請がある。その中でも、国による児童買春についての法律の改正、または制定は子供の買春根絶には欠かせない事柄である。

ECPAT は実際に、キャンペーンによって児童買春の根絶に向けての、旅行者を送る側、受ける側、双方の国の法律の改正・制定を成し遂げている。例として、旅行者を受け取る側の国であり、児童買春が盛んなタイやフィリピンでは子供の売買春防止法の改正案が提出され、実際に正式に発効された。以下は ECPAT メンバーの働きにより、改正・制定された実際のタイの売春防止法案 (要旨) である。

第六条 公衆の場で客に売春を持ちかけた場合は 1000 バーツ以下の罰金

第九条 売春施設で 15 歳以上 18 歳未満の女性と性行為をした場合、合意のあるなしに関わらず、1 年以上 3 年以下の懲役、または 2 万バーツか 6 万バーツの罰金、もしくはその両方が科せられる。

第十条 ブローカーは 6 か月以上 3 年以下の懲役、または 1 万バーツ以上 6 万バーツ以下の罰金、もしくはその両方が科せられる。ただし、①その子供が 15 歳以上 18 歳未満の場合は 1 年以上 5 年以下の懲役、または 2 万バーツ以上 10 万バーツ以下の罰金、もしくはその両方が科せられる。②15 歳未満の場合は 3 年以上 15 年以下の懲役、または 6 万バーツ以上 30 万バーツ以下の罰金、もしくはその両方が科せられる。

第十一条 子供を売った両親もしくは保護者に対しては第十条と同様の刑罰が科せられる [オグレディ 1995 : 153-154]。

以上のタイの法案では、買春を行った者はもちろん、買春を斡旋した者も罰せられる様になっている。買春を行った者、斡旋した者のどちらも刑の重さにはさほど大きな差はなく、「買春防止」の法案として、この法案は非常に大きな役割を果たしていると考えられる。

また、タイ以外での旅行者を受け入れる側の国の一つとして、スリランカでは以下のように刑法が改正されている。

子供の性的搾取は詳細に報告され、5~10 年の懲役または、罰金が課せられる。「子供」とは 18 歳未満と定義される。

子供の人身売買は、18 歳未満と定義される子供に関し、5~10 年の懲役または、罰金

が課せられる。

強姦罪に関しては、みなされる子供の年齢が 12 歳から 16 歳に引き上げられた。強姦や性的暴行の子供の「同意」という主張はありえないとされた。

子供の売買春の斡旋は 2～10 年の懲役が課せられる。「子供」とは 16 歳未満とする。強姦、性的暴行、重大な性的虐待や性的搾取をされたすべての子供に対しての補償は、必須とする [オグレディ 1995：153-154]。

これらのように、スリランカにおいても児童買春を行った者、または児童買春を斡旋した者も法律で罰せられるように法律が改正された。刑の重さに関しては先程のタイより重く、また強姦罪と定義とされる年齢も引き上げられ、罰せられる基準が低くなっていることがわかる。それにより、改正前では許された範囲の行動も改正後には刑法に触れるため、児童買春の大きな抑止力になっていると考えられる。

一方、旅行者を送る側の国の法律も ECPAT の活動により、改正・制定を成し遂げている。ノルウェー、スウェーデンは従来法律を新しく改正し、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国、カナダ、アイルランドなど、多くの国が児童買春の禁止する法案を出し可決されている。実際に、記述したほとんどの国において改正・制定された法律にのっとって児童買春を行ったセックスツーリストが有罪になる、というケースが確認されている [アジアの児童買春阻止を訴える会 1996：212-215]。

以下は、ECPAT のキャンペーンによって法律の改正・制定を成し遂げた、実際のドイツの刑法である。

第 5 節 刑法

ドイツ刑法は、犯罪行為が行われた国の法律とは別に、海外で行われた次の犯罪行為に効力を持つ。

- ・性の自己決定に反する犯罪行為
- ・子供に対する性的虐待

(1) 14 歳以下の人（以下子供）と性的行為をする、あるいは子供に性的行為をさせる物は誰でも 6 か月以上の 10 年以下の懲役。程度が比較的重くない場合は 5 年以下の懲役または、罰金が科せられる。

(2) 子供を説得して第三者と性行為をさせる、あるいは第三者に子供との性行為をさせる者は誰でも同程度の罰が科せられる。

(3) 1 年から 10 年の懲役が特に深刻な事例の場合に科せられる。一般的に特に深刻な事例は違反者の次の行為に当てはまると考えられる。

- (i) 子供と性交渉をするあるいは
- (ii) その犯罪行為が全体として子供を肉体的に虐待している。

(4) もし、それらの行為中に違反者が子供を死に至らしめたならば、最低 5 年の懲役が科せられる。

- (5) 3 年以下の懲役、あるいは罰金が次の行為をした者に科せられる。
 - (i) 子供の前で性的行為をする。

(ii) 子供を説得して性的行為をする。

(iii) 自分自身、子供、あるいは第三者を性的に刺激させる目的で、ポルノ的なイラストあるいは何か描写されたものを見せる行為。または、ポルノ的内容の録音をかけることや、同じような内容を暗示させる性質の話をすることによって、子供にも影響を行使する行為。

(6) 未遂は罰せられる。この項目は (5) の (iii) には適用されない [アジアの児童買春阻止を訴える会 1996 : 216-217]。

ドイツ刑法では、違反者に対し旅行地の国の法律とは別に適応される刑法であると明記されている。また、タイやスリランカ刑法にはなかったポルノ的物品のための児童への行為や使用も違反対象になっている。これにより、性行為をせずとも、性的目的で子供を使用した時点で罰せられることがわかる。また、刑の重さも最長で 10 年の懲役が科せられる場合もあり、刑法が大きな抑止力になっていると考えられる。

以上のように、ECPAT の働きにより旅行者を送る側、受け入れる側、双方の国において児童買春について罰する法律が改正・制定された。これらの法律は、観光地における児童買春根絶のために大きな役割を果たしている。

第 3 節 ECPAT と日本との関わり

ECPAT は第 2 節にも記述した通り、世界 95 カ国に支部が存在し、107 の組織が ECPAT に賛同している。そしてその中には日本も含まれており、日本では「ECPAT / ストップ子供買春の会」「エクパット・ジャパン・関西」「アジアの児童買春阻止を訴える会 (CASPAR)」の 3 つの団体が ECPAT の日本窓口として役割を果たしている [アジアの児童買春阻止を訴える会 1996 : 131-132]。

ECPAT / ストップ子供買春の会は、1992 年 3 月にタイ本部の活動を日本で担う団体として発足された。活動内容としては、ECPAT 本部と連携しながら日本国内外の子供買春・児童ポルノの問題解決のため、関係省庁への要請行動、関係資料の翻訳や国際会議の参加、シンポジウムの開催、高校生・大学生参加によるユースフォーラムなどを行っている。また、観光地における児童買春を防止するため、国内旅行会社・観光業者と共に、「子供買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範 (コードプロジェクト)」にも協力している [ECPAT / STOP JAPAN]。

エクパット・ジャパン・関西は、ECPAT 本部の活動に賛同した人達を中心に 1992 年 6 月に発足された。活動としては、日本国内での法律整備を中心に行っており、アジア観光における子供買春の根絶を目指している。また、日本国内での子供買春の問題性を社会に根付けるかせるために、「子供の権利条約」の考えや、これまでの活動で得た情報を書いた書籍などの開発も行っている [エクパット・ジャパン・関西]。

また、ECPAT / ストップ子供買春の会は旅行者を送る側の国として、日本でも観光における子供買春を根絶するための活動を行っているが、その一つとして、日本の旅行業界への働きかけがある。

日本人においても 1970 年代以降、観光地における子供買春が多く確認されており、日本とアジア観光における子供買春は深い関わりがあった。そこで ECPAT は、日本の旅行会社

の業界団体である JATA に働きかけ、日本旅行業協会に「ツアーの企画に児童買春を組み入れられたり、ツアー客に買春を斡旋したりした旅行会社が判明すれば協会から除名する」という措置を講じさせるなど、日本人旅行者による子供買春の抑止になるような活動も行っている [エクパット・ジャパン・関西]。

そして、ECPAT は観光地における児童買春を根絶するための重要なツールとして、「子供買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範（コードプロジェクト）」についても重点的に活動を行っている。コードプロジェクトについては次の第 3 章で記述することにする。

第 3 章 コードプロジェクト（子供買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範）

第 1 節 コードプロジェクトの概要・取り組み

コードプロジェクトとは、1998 年に ECPAT スウェーデンの主導の下、UNWTO や北欧の旅行業界、ユニセフの協力を得て作られた海外観光地における児童買春の根絶を目的としたプロジェクトである。コードプロジェクトは、世界中の旅行業者やホテル業界など、観光産業に関わる企業・団体が参加するために作られたプロジェクトであり、このプロジェクトに参加している企業・団体は 1000 を超える。

なぜ、旅行・観光業者を対象としているのかということ、子供買春や人身売買は海外旅行者によって起こされることが多く、セックスツーリストが買春先の国へ向かう際に、旅行・観光業者が直接的あるいは間接的に関わるため、その抑止のためである。

また、コードプロジェクトへの参加を表明した旅行・観光業者は、世界の旅行・観光業の健全な発展のため、そして旅行者による児童買春の抑制のために「行動倫理規範」を履行する責任が課せられる。「行動倫理規範」は以下の通りである。

1. 子供の商業的性的搾取に反する企業倫理規定・方針を確立する
2. 出発地および目的地の両国内の従業員の教育・訓練をする
3. 供給業者と結ぶ契約の中に契約両者が子供の性的搾取を拒否することを記した条項を導入する
4. カタログ、パンフレット、ポスター、航空機内映像、航空券、ホームページなど適正な手段によって、旅行者に関連情報を提供する
5. 目的地の現地有力者に関連情報を提供する
6. これらの基準の実施状況について年次報告を行う [日本ユニセフ協会]

この「行動倫理規範」は 1998 年、ECPAT スウェーデンがスカンジナビアの旅行業者や世界観光機関の協力を得て発案したものであり、「世界人権宣言」、「子供の権利条約」の第 34 条が基礎となっている。以下は「子供の権利条約」第 34 条の条文である。

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。

(c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること [コードプロジェクト推進協議会 2005：7-8]。

以上の規範をコードプロジェクトに参加している旅行業者は履行しなければならないため、児童買春の対策として、セックスツーリストに最も関わりやすい旅行・観光業者がコードプロジェクトに参加することは非常に大きな影響力がある。

また日本においても、日本の旅行業界がコードプロジェクトに参加することは、非常に効果的である。なぜなら、日本は旅行者による児童買春が盛んである東南アジアにも地理的に近く、また世界有数の観光市場規模を有しているため、コードプロジェクトに日本の企業・団体が参加することは他国の参加者よりも非常に大きな影響力があると考えられるからである [日本ユニセフ協会]。

そして「行動倫理規範」の履行の効果として、旅行者による子供の性的搾取を防止ができることは勿論、「行動倫理規範第一項 子供の商業的性的搾取に反する企業倫理規定・方針を確立する」にのっとり、参加団体が各々設定して方針にしている規範を、業務を行う上で企業、団体同士が確認し合うことにより、日常的に参加者同士で連携や協力活動の促進も期待できる。それにより、児童買春根絶への意欲をさらに高めることもできる。

また、旅行・観光業者にとっては「観光地における児童買春を根絶するため、私たちは行動倫理規範を履行している」という企業の社会的責任 (CSR) も果たすことができ、企業としての信頼も得ることができる。

一方、CSRに「コードプロジェクトに参加していない、児童買春について取り組んでいない」という企業は「観光地における児童買春問題」を軽く捉えているとみなされ、企業としての信頼に欠けることになり、その結果そのような企業は淘汰される、という効果も見込める [日本ユニセフ協会]。

また、2012年以降、コードプロジェクトは第2期に入り、従来の体制に加えて、「6つの行動倫理規範の強化」「旅行・観光に関わるすべての業種への拡大」「国際機関等のドナーに依存しない持続性の確保」「会費制の導入」を新たな柱にして活動している [日本ユニセフ協会]。

第2節 コードプロジェクト参加団体の活動内容・運用事例

第2節ではコードプロジェクトに参加している団体の活動内容・運用事例を海外の団体・日本国内の団体に分けて記述する。

まず、海外の旅行・観光業者の活動内容・運用事例について、「TUI Group」「Kuoni Group」「Accor Hotels」3つの企業の事例を記述する。

TUI Group は世界中に展開している、ドイツの世界一規模の大きい旅行会社である。TUIでは地域毎にコードプロジェクトに取り組んでおり、以下はTUI北欧地域での事例である。TUI北欧では「行動倫理規範」以外に、ECPATとの協力で以下のようなグループ方針を掲げている。

子供の性的搾取が国際的な問題であると認識し、それを根絶するための以下のような対策を取ります。

当社の海外および本社における活動と業務すべてにおいて、あらゆる子供の性的搾取に強く反対します。

(A) TUI 北欧の従業員は、未成年者が性的に利用されているバーやレストラン、その他の施設は利用しません。

(B) 子供の性的取引が明白の場合には、地元警察に報告します。

(C) 当社が商品を市場に出す場合には、子供を性的に取り扱うような表現を決して使用しません。

訓練や情報提供を通じて子供の性的搾取が犯罪であることを強調し、従業員の意識を高めます。また子供の性的搾取を根絶するための組織や権限を持つ機関と協力します。

(A) TUI 北欧の IT 政策では、インターネットを利用して子供のポルノ写真などの検索禁止を明文化しています。また性的目的のために、チャットなど通じて子供と接触することも禁止します。

(B) 子供のポルノ写真などが含まれる何かが従業員のコンピューターから見つかった場合、警察にその旨を報告します。

当社は目的地（国）の法令、規則、通達を遵守します。また「子供の権利条約」を尊重します [コードプロジェクト推進協議会 2005：33-35]。

以上は TUI 北欧の方針ではあるが、本社における活動においても子供の性的搾取に反対する旨が明記されているので、これらは TUI 北欧だけではなく、TUI Group 全体としても賛同し、実践もしているということになる。また、この方針には従業員に対しての教育や従業員のポルノ物に関与することへの禁止、警察機関への報告義務なども明記されている。これにより TUI は子供の性的搾取に反対するという名目だけではなく、実際に子供の性的搾取に関することを客に対して斡旋しない、という方針であることがわかる。

また、警察への報告に関しても、客を対象とする通報の他に、子供の性的搾取に関与した従業員に対しての通報もある。それにより、TUI 北欧の方針は子供の性的搾取根絶に非常に大きな効力を持つと考えられる [日本ユニセフ協会]。

また、取引先、供給業者との契約書の条項には、「TUI 北欧と提携しているホテルで子供の商業的性的搾取が行われたことが報告された場合、もしそれがホテル／旅行代理店の仲介によるものである時には、いかなる契約も即座に破棄するものとします。ホテル／旅行代理店は、従業員に対してこの協約内容について関連情報を提供し、または教育を行う責任を負います。」という子供の商業的性的搾取を反対する旨も明記されている [日本ユニセフ協会]。

また取引先、供給業者との契約書の条項においても、TUI 北欧だけではなく、TUI Group 全体としても賛同しており、実践もしている。TUI Group は世界一規模の大きい旅行会社であるため、TUI Group が以上のような方針を掲げたり、規定を制定したりすることは非常に大きな影響力がある。

一方、スイス・チューリッヒに本社を構える大手旅行会社の Kuoni Group（クオニグループ）では、スカンジナビア地域に展開している支社で、「行動倫理規範第 3 項 供給業者と結ぶ契約の中に契約両者が子供の性的搾取を拒否することを記した条項を導入する」にのっとり、以下のような協定を明記した。

クオニイスカンジナビアと提携しているいかなるホテルも、その経営者および従業員が次のことを約束するものとします。

1. 子供の買春をホテル内では許さない
2. 疑わしい行動についてはクオニイの従業員に報告する
3. ホテルの顧客に対し、子供の買春は不法であること、それをホテルは許さないこと、ホテルの経営は子供の保護に関する国家の法律に準じて行われることなどの、関連情報の提供を行う
4. 観光目的地でのクオニイスカンジナビアの従業員と協力し、観光産業から子供の買春をなくす方法についていっそう努力すること

クオニイスカンジナビアは、貴ホテルとの契約に上記の基準を補足します。この基準が貴ホテルによって満たさない場合、クオニイスカンジナビアは通達なくすべての協力を破棄するものとします [日本ユニセフ協会]。

以上のように「行動倫理規範」によって、クオニイスカンジナビアと提携しているすべてのホテルでの子供の性的搾取が発覚した場合、そのホテルとの契約が破棄されるようになった。

子供の性的搾取が行われる場所としてホテルが当てはまる場合が多いため、ホテル側から児童買春を禁止することは大きな影響力があると考えられる。また、クオニイは大手旅行会社であり、契約を交しているホテルも多いと思われるため、大手旅行会社がこのような協定を契約者と交わすことは児童買春防止に非常に大きな効力があると考えられる。

そして3つ目、世界中で展開している大手ホテルチェーンである Accor Hotels（アコーホテルズ）では運用事例として、アジア地域に展開している自社ホテルの受付に以下のような内容のポスターを掲載している。

Accor Asia は旅行・観光業界での商業的性的搾取から子供を保護する活動に関わっています。

Accor は以下のことを実施します。

Accor グループのホテル所在国で国内観光機関と協力して活動します。

子供の商業的性的搾取の問題への意識を高めるために、アジアのホテルネットワークを利用する顧客に情報を提供します。

子供買春についての各国の法律と不正行為への罰則について、旅行者に情報を提供し、教育します。

子供買春を目撃した場合、どのように対処するかについて従業員への情報提供と訓練を実施します。

ECPAT および「子供に配慮した観光事業」の研修活動をもとに、商業的性的搾取から子供を守る活動に参加できるよう、1000人の Accor 従業員の研修を行います [日本ユニセフ協会]。

クオニイや TUI では、従業員または契約者に対する働きかけが主であったが、アコーホ

テルズでは宿泊客に対してもの働きかけが主である。子ども買春の防止を訴えのポスターが、チェックインなどで宿泊客誰もが利用するホテル受付に貼ってあることは効力が大きいと考えられる。

続いて、日本国内での活動内容・運用事例に移るが、その前に日本でのコードプロジェクトの活動を記述する上で、「コードプロジェクト推進協議会」という団体について記述する。

コードプロジェクト推進協議会とはコードプロジェクトの参加企業を中心に発足され、日本国内でのコードプロジェクトの推進、普及、活動の促進などを主に行っている。コードプロジェクト推進協議会のメンバーは、参加企業・団体によって構成されている。表5は企業・民間・業界団体別に表した「コードプロジェクト推進協議会」のメンバーである。

表5 コードプロジェクト推進協議会メンバー

企業	民間・業界団体
・株式会社 JTB	・社団法人 日本旅行業協会 (JATA)
・株式会社 ジャルパック	・社団法人 日本海外ツアーオペレーター協会 (OTOA)
・株式会社 ジャパングレイス	・公益社団法人 日本ユニセフ協会
	・ECPAT/ストップ子ども買春の会

(出典) コードプロジェクト推進協議会 [2005] より筆者作成

コードプロジェクト推進協議会メンバーは企業・民間・業界団体で構成されているため、それぞれの強みを活かし、企業だからこそできる活動などができるように構成されている。

また、この「コードプロジェクト推進協議会」では主な活動として「定期会合の開催」「研修ツールの作成」や「研修セミナーの開催」「公共CMやロゴ、ホームページなどの広報ツールの作成」などの活動を行っている。

「定期会合の開催」では、2か月に1度開かる会合で、コードプロジェクトの活動方針の策定や各企業の取り組みについての情報交換など行う。また、定期会合で決定された事項は随時、コードプロジェクト参加企業に伝えられる。

「研修ツールの作成」では、コードプロジェクト参加企業が「行動倫理規範」を実施する際に利用できる研修ツールを作成している。また、それは社内研修や従業員教員の際にも利用されている。

「研修セミナーの開催」では、参加企業を対象にセミナーを開催し、コードプロジェクトの概要や研修ツールの使い方などを説明し、各企業がプロジェクトを具体的に進められるように活動している。

「公共CMやロゴ、ホームページなどの広報ツールの作成」では、観光地における児童買春の根絶キャンペーンを旅行者に訴えるための、オリジナルロゴ(図1)や航空機内用の公共CMの制作などを行っている [コードプロジェクト推進協議会 2005]。

図1 コードプロジェクトのオリジナルロゴ



(出典) 日本ユニセフ協会

次に日本の旅行会社の活動内容・運用事例を記述する。「株式会社 JTB」「近畿日本ツーリスト株式会社」そして「株式会社ジャパングレイス」の3つの企業の運用事例を紹介する。

株式会社 JTB では、行動倫理規範第1項「子供の商業的性的搾取に反する企業倫理規定・方針を確立する」に基づき、以下のような行動倫理規範を作成した。

社会と JTB GROUP CODE

『子供の人権保護への貢献 私たちは世界中の子供たちに対する商業的性的搾取に反対します』

また、ランドオペレーターなどの取引先と交わす契約書の中に下記のような条項を明記した。

(禁止行為)

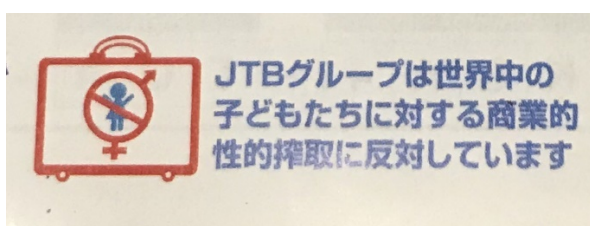
乙は地域手配等の業務の実施に関しては、当該地域においては法令に違反する行為を行ってはならない。

乙は、甲の旅行者が法令に違反する行為を行うことについて、薦めたり、便宜してはならない。

(1) 甲の旅行者に対し、成人だけではなく子供の商業的性的搾取など旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことを斡旋し、またはその行為を行うことに関し便宜を供与すること [日本ユニセフ協会]。

ここでは子供の性的搾取に関する斡旋の禁止や法令に違反する行為を行う斡旋や便宜の禁止を明記されている。またそれら以外にも、株式会社 JTB は海外のパッケージツアーパンフレットに、子供の商業的性的搾取に反対する旨やコードプロジェクトのロゴ(図2)の掲載も行っている。

図2 JT Bの海外ツアーパンフレットに掲載されているロゴ



(出典) 筆者撮影

一方、近畿日本ツーリスト株式会社の運用事例では、コードプロジェクト行動倫理規範第一項「子供の商業的性的搾取に反する企業倫理規定・方針を確立する」に基づき、以下のような行動倫理規範を作成した。

近畿日本ツーリスト「コンプライアンス・ハンドブック」

〈海外の法令・倫理、文化・慣習の尊重〉

海外における事業活動や業務等の遂行にあたっては、諸外国の法令および倫理を尊重するとともに、海外ツアーの実施に際しては、ツアー参加者にも同様の理解と協力を求めます。ツアー参加者に旅行先の風俗・慣習・生活様式・宗教などに関する適切な情報を提供するとともに、性的搾取など、法令および倫理に反する行為を行ったりサービスの提供を受けることについて、斡旋または便宣供与を一切行いません [日本ユニセフ協会]。

近畿日本ツーリスト株式会社も株式会社 JT B 同様、子供の性的搾取に関する斡旋や法令に違反する行為の便宜を行わない方針を出している。また、以上の「コンプライアンス・ハンドブック」を従業員全員に携帯することの義務付けや、ハンドブックの中に掲載した「遵守誓約書」に署名を義務付け、国内のグループ会社の従業員への教育を行っている。これにより、多くの従業員に通達がなくても行動ができるようになっており、非常に効率良く買春防止への活動ができると考えられる。

最後に、株式会社ジャパングレイスでは、コードプロジェクト行動倫理規範第1項「子供の商業的性的搾取に反する企業倫理規定・方針を確立する」に基づき、以下のような企業倫理規定を作成した。

株式会社ジャパングレイス「行動規範」

日本旅行業界、国連児童基金、ECPAT/ストップ子供買春の会などが進めるコードプロジェクト（子供買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範）に取り組みます〔日本ユニセフ協会〕。

また株式会社ジャパングレイスではその他にツアーパンフレットに、コードプロジェクトのロゴを掲載や社内委員会の立ち上げ、フェアトレード商品を使った商品提供なども行っている〔日本ユニセフ協会〕。

おわりに

第1章から第3章まで、観光地における児童買春問題について論述してきたが、改めて児童買春は重大な問題であると再認識したと共に、一刻も早く改善して欲しいと感じた。

そして、観光における児童買春を根絶するためには、ECPAT やコードプロジェクトで実施されている事柄はもちろんだが、それ以上に国家が積極的に「観光における児童買春問題」に取り組むべきだと考える。民間企業・団体や国際機関と比較し、国家としての活動があまり目立たないからだ。

法律の改正・制定以外にも、買春横行地域のパトロールの実施や警備の強化、また買春を見逃すための賄賂や便宜などへの取締りや、地元警察組織への調査団体の派遣など、国家レベルで大々的に活動を行えば非常に大きな成果になるだろう。また、売春でしか生きられない人々のための施設の開設などもあれば、さらに効果はあると思われる。

「子供をビジネスのために性的に利用する」ということは、誰しもが問題ではあると認識するであろう。しかし、こうして観光地において、児童買春が行われている、ましてや国によってはそれが一種の観光資源になっているということは、それなりに需要と供給が成り立っているという証拠であり非常に残念なことである。

買春産業は一種の巨大ビジネスであることには違いなく、児童買春を完璧に根絶することは非常に難しいと思われる。しかし減らすことは確実にできる。ECPAT やコードプロジェクトのような国際的に大きな活動もあり、法律の改正・制定などの成果もある。また、国連機関なども観光における児童買春を問題視しているため、NGO ではできないような国際機関レベルでの活動も行われている。

児童買春が行われている地域の改善も必要だが、それと同様に旅行者を送る側の国に住む人々へ、旅行者による児童買春という問題が起きていると知ってもらおうということが重要になってくると思われる。テレビ番組で特集を組んだり、「国際会議が行われた」と報道したりするだけでも多くの人々が観光における児童買春問題を認識し、また、その中で児童買春根絶のために行動する人が現れるだろう。そのような活動の積み上げが観光地における児童買春の減少に確実につながると思われる。

筆者も旅行会社に身を置くことになる存在であり、またその会社もコードプロジェクトに参加している。そのため、実際にコードプロジェクトの一員として、観光地における児童買春根絶のために尽力していきたいと考えている。そして、いつの日か「旅行」という娯楽から、子供の性的搾取が根絶された世の中になることを願う。

【参考文献・インターネット資料】

ECPAT

<http://www.ecpat.org/>

2018年11月28日最終アクセス

ECPAT / STOP JAPAN

<http://ecpatstop.jp>

2018年12月7日最終アクセス

UNWTO

<http://unwto-ap.org/>

2018年12月2日最終アクセス

アジアの児童買春阻止を訴える会（1996）『アジアの子ども買春と日本』明石書店

エクパット・ジャパン・関西

<http://ecpatjk.la.coocan.jp/index.html>

2018年12月8日最終アクセス

刑事事件の弁護士カタログ【「児童買春とは」「児童買春」の意味・定義・構成要件を弁護士が解説！】

<https://弁護士刑事事件.com/baisyun/>

2018年12月1日最終アクセス

コードプロジェクト推進協議会（2005）「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」

<https://www.unicef.or.jp/code-p/jirei.pdf>

2019年1月5日最終アクセス

世界ツーリズム協議会（2018）「旅行・観光産業 世界における経済的影響と課題 2018」

<https://www.wttc.org/-/media/files/reports/economic-impact-research/documents-2018/global-economic-impact-and-issues-2018-jp.pdf>

2018年12月2日最終アクセス

田中夏織「世界の売春事情」

<http://www.tilolu.com/text/text-3.htm>

2018年12月1日最終アクセス

トラベルボイス観光産業ニュース

<https://www.travelvoice.jp/>
2018年12月15日最終アクセス

日本ユニセフ協会「コードプロジェクト」
<https://www.unicef.or.jp/code-p/about.htm>
2018年12月16日最終アクセス

羽田令子（2001）『アジア「年金老人」買春ツアー 国境なき「性市場」』講談社

ロン・オグレディ（1995）『アジアの子どもとセックスツーリスト』明石書店

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2018年度 卒業論文
<指導教員 佐伯奈津子>

LGBTを知る
同性婚合法化へ

19W1060 葉 政廷

はじめに

筆者が、はじめて同性婚に関する問題に興味を持ったのは大学2年生の頃だった。ゼミでLGBTについて議論した。その時、筆者は初めてLGBTのことを知った、筆者も含めて多くの学生は考えずに同性婚について賛成していた。しかし、先生からLGBTに関連して起きている倫理的な問題を聞かされて、筆者はLGBTの議論はそんな簡単に決められないことであると気づいた。その頃から、筆者はLGBTについて知りたくなった。

同性愛は、世界的に差別されている現状があり、社会的にも、まだまだ受け入れられていない。LGBTの人が堂々と生きられる環境を作りたいという思いから、ゼミではジェンダーについて学んだ。その中でLGBTの人たちは弱者として支援が必要なのではなく、それ以外の人たちと同様の社会保障を受けられる環境作りが必要であることを学んだ。

このことから、卒業研究ではLGBTのなかでも、とくに同性婚について研究した。筆者は同性婚について賛成である。同性愛だけでなく、多様な性を当たり前を感じる社会であってこそ、全ての人自分らしく生きられる権利はあると考えている。その立場から同性婚について研究したところ、法律的な問題、宗教的な問題など多くの課題があるとわかった。第1章でLGBTについて概説したうえで、第2章で筆者の母国（台湾）、第3章で日本の同性婚をめぐる問題について紹介する。

第1章 LGBTを知る

第1節 同性愛者の差別禁止は世界の流れ

恋愛や性の対象となる相手の性別については異性愛者（ヘテロセクシュアル）が、そして性別への自覚についてはトランスジェンダーではない人つまりシスジェンダーが多数派だと考えられている。その中で、ヘテロセクシュアルではない人やシスジェンダーではない人のことを総じて性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）あるいはLGBTと呼ぶことがある。LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字である。性的少数者と呼ばれる人の特徴は、何もレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの4つだけに限定されるものではないが、LGBTという4文字で表わすことが浸透している。本論文では、セクシュアル・マイノリティについてはLGBTという言葉を使うことにする。

セクシュアル・マイノリティという言葉もLGBTという言葉も、多数派を意識した上で、何らかの特徴を持つ人を少数派として区別する考えに基づく。このことは念のため注意しておきたい。多数派を「普通の人」、少数派を「特殊な人」として捉えることを筆者は良いとは思わない。たしかに現実の社会では、ヘテロセクシュアルでありかつシスジェンダーである人々を中心にした文化や制度、慣習や法律が優勢である。だからLGBTの当事者は、日常的にさまざまな困難や悩みに直面する。ただ、そういった困難や悩みというのは、あくまで世の中で「見落とされている」から起こるのであり、「普通ではない」から起こるものではない。

それでは「普通の人」とはどんな人だろうか。「普通の人」とは異性愛者だろうか。自分の恋愛や性の対象となる相手の性別について、どんな場面でも自分は絶対に異性愛者でしかない、確固たる自信を持って確信している人はどのくらいいるだろうか。「普通の人」とはトランスジェンダーではない人、シスジェンダーのことであるだろうか。しかし、そ

もそも社会生活で割り振られる性別に対して求められる振る舞いというのは、時代や文化によって千差万別だ。自分自身の性別の自覚について、時代や文化がいかに関わろうとも確固として変動しないと、どれだけの人が言い切れるであろうか。そうすると「普通の人」だと自分で言うことも、難しいはずだ。性の問題というのは、人の数だけ多様である。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、ヘテロセクシュアル、トランスジェンダーと細分化する意味が乏しいのかもしれない。だとしたら、そのような細分化に馴染む「特殊な人」と、それ以外の「普通の人」とを区分けすることに、どれだけの意味があるだろうか〔南 2015：56〕。

性は人間性を規定する根源的な要素である。「性」は個人の感情を大きく動かす。同性愛者でなくても自らの性を公にすることにためらいを覚えるのは自然だし、自らの性的指向（誰を好きになるか。性の向かう方向性）と異なる人達の性的な営為に嫌悪感を覚えるなどと言っても簡単なことではない。同性愛者は、社会の偏見や差別によって自らの人間性の根源を封印せざるを得ず、苦しんできた。

しかし、性的指向や性自認（自分が認識する性別）は、単に「男」「女」だけに区分できるものではなく、実は多様であることが明らかにされ、WHO（世界保健機関）や日本精神神経学会は、20 世紀末までに同性愛を治療の対象から外した。また 2007 年に国連人権理事会で承認された「ジョグジャカルタ原則」や EU 基本権憲章などに加え、南アフリカの憲法など多くの国の国内法が、性的指向による差別を禁止している。潘基文国連事務総長も、「あなたが誰であろうと、誰を愛そうと、人権はすべての人のためにある」〔寺田 2016〕として、LGBT を含む全ての人たちが、国連や国際人権法による保護を受ける権利があると繰り返し述べている。出身地や肌の色と同様、性的指向も自らの意思により選択したわけではない以上、差別は許されないという認識は、すでに多くの国で共有されている。

なお、性自認に関しては、日本でも 2003 年の性同一性障害特例法により、性適合手術を受けるなどの条件を満たした場合にのみ、自らの性自認の性別に変更することが認められている。世界には無条件で性別選択の自由を認める国が増えている。

同性愛者や両性愛者は世界のどの地域、どの時代においても人口の 3～5%程度を占めるとされる。日本は「男色」や「衆道」と呼ばれる世界有数の同性愛文化を育んだが、帝国主義の時代、明治政府が欧化政策を進め、国家優先の論理によって国民を画一的に管理統制した結果、古来の文化は軽視されて性の多様性は顧みられなくなった。そうした風潮は 20 世紀の戦争や高度経済成長期を通じて強化され今日に至っている〔寺田 2016〕。

第 2 節 同性愛者の権利を人権課題として認識すること

同性婚について検討するにあたり、まず同性愛を含む LGBT の課題について、それが人権問題として認識されるようになった経過の概略を述べる。

かつてヨーロッパや北米を含む多くの国で、特定の性行為を犯罪と規定する法律が広く存在し、同性間の性行為は犯罪であるとして取締りの対象となっていた。また、そのような国や地域では、同性愛者であることを理由とした解雇や入居拒否、そのほかのあからさまな差別があり、当事者の抱える困難は大きかった〔南 2015：153〕。

1960 年後半のアメリカ・ニューヨークには、差別や偏見が根深い地方から生きづらさを抱えた若い同性愛者らが、都会の自由を求めて多く流入してきていた。しかしニューヨークの警察は、同性愛者らを取締りの対象とみなしており、同性愛者らが利用するバーなどの飲食店に対して、弾圧的な捜索を繰り返していた。そのような中、1969 年 6 月 28 日、ニューヨークの男性同性愛者向けの飲食店「ストーンウォール・イン」への警察の強制捜査に対して、居合わせた同性愛者らが立ち向かい、およそ 5 日間にわたり警察と市民らの衝突へと発展した。これはストーンウォール事件と呼ばれるが、それまで差別や偏見に苦しめられていた同性愛者の当事者らが、公権力からの不当な弾圧に抵抗する意志を示した事件であり、その後の、同性愛者ら LGBT の権利獲得運動に、大きな影響を与える出来事であった。そしてその後、1977 年に、男性同性愛者らが多く暮らすサンフランシスコのカストロストリートのコミュニティーの中心人物であった活動家のハーヴェイ・ミルクが、3 度目の挑戦でサンフランシスコの市議会議員選挙に当選するなど、当事者の権利獲得は社会運動としての広がりをみせはじめた。このようにアメリカでは、ストーンウォール事件以後、同性愛者らの権利獲得は社会運動へと成長したものの、社会全般における同性愛者を含む LGBT への差別も根強く、社会全体で解決すべき人権問題であるとの認識がすぐに共有されるということにはなかった [南 2015 : 154] 。

ヨーロッパにおいても、1981 年に欧州人権裁判所が、同性間の性行為等を処罰の対象とするソドミー法¹がヨーロッパ人権条約に違反すると判断した。同性愛者を取締りの対象とすることや同性愛に対する不当な差別が、ようやく人権問題として社会に認識されるようになったのだ。そして、かつては同性愛を治療の対象として分類していた WHO（世界保健機関）の疾病分類（ICD）でも、1990 年採択の ICD-10 において同性愛を疾病分類名から完全に削除した。そして 1993 年に WHO は「同性愛はいかなる意味でも治療の対象にならない」との宣言を出した [南 2015 : 156] 。

アメリカでは 2003 年になって連邦最高裁判所がソドミー法を違憲と判断した。同性愛者を含む LGBT の課題が人権問題であると社会に認識され、同性カップルの関係が社会に承認されるまでの過程が、きわめて急速な変化であることがわかる。

日本においても、一部の宗教団体や宗教的信念を持った活動家による LGBT 排斥運動は存在する。また同性愛を認めると少子化が加速するというデマを信じたり、日本の伝統的な価値観に反するといった持論を展開したりする人たちもいる。同性愛は自然界には存在せず、生物として異常なのだという、誤った知識に基づく主張を見聞きすることもある。しかし、日本ではそのような自分なりの信念や理屈に基づいた「確信的なホモフォビア²」よりも、LGBT に対する無理解や知識の欠如に由来する「無自覚なホモフォビア」の

¹ ソドミー（sodomy）法は特定の性行為を性犯罪とする法律である。ソドミーの言葉が明確にどの性行動を示すかは、法のなかで詳細に説明されないが、裁判などでは主として「自然に反する」と見なされる性行動を指すとされる。反自然的性行為を意味するソドミーの古語がバガリー（buggery）で、男性のみを対象としている。

² ホモフォビアとは、同性愛、または同性愛者に対する恐怖感・嫌悪感・拒絶・偏見、または宗教的教義などに基づいて否定的な価値観を持つこと。日本語では同性愛嫌悪や同性愛恐怖とも訳される。

方が圧倒的に多いように思う。1990年に起きた府中青年の家事件が一つのいい例であろう。当時、「動くゲイとレズビアン会（通称アカー、OCCUR）」が、府中青年の家の利用を申し込んだ。青年の家の職員臨席でアカーが同性愛者の人権を考える団体であると紹介すると、同宿の他団体から同性愛者を差別する嫌がらせが相次いだ。その後も差別的言動が続いたため、アカーは善処を求めたが、青年の家職員が団体側の発言を許さない態度に出たため、アカー側は職員に抗議した。その後、アカーが再度の利用を青年の家に申し込んだところ、「青少年の健全な育成にとって、正しいとはいえない影響を与える」として利用を拒否され、東京都教育委員会も青年の家利用条例の「秩序を乱す恐れがあると認められる者」などとして今後の使用を認めない処分を決定した。そのためアカーは、正当な理由によらない差別的な取り扱いであり人権侵害にあたるとして、青年の家が利用できなかったことによる損害賠償を求め提訴した。結果はアカー側の勝訴。これにより、LGBTに対する東京都の不当な扱いが明らかになったと同時に、初めてLGBTの権利がきちんと認められたうえで行政に勝利した。この事件が一つの転機となり、現在に日本では「21世紀の人権」として認識されているのである。

第3節 世界における同性婚

前節では、アメリカをはじめ世界各国でLGBTの人々による社会運動が積極的に行われてきたことを説明した。

このような社会運動の結果、2001年にオランダが、世界で初めて法律上の婚姻として同性婚を認めた。しかし、同性カップルの関係が、それまでどこの国でもまったく法律上保護されていなかったということではない。1989年にはデンマークで同性カップルの関係を法律上保護することを目的とする登録パートナーシップ法が施行されている。パートナーシップ制度は、男女間の婚姻とは異なる関係として、同性カップルの法的保障を一定の範囲で実現するための制度である〔NATIONAL GEOGRAPHIC 2016〕。

また、フランスで1999年に設立したパクス法³のように、同性カップルも異性カップルもいずれも利用できる婚姻に準ずる民事連帯契約により、カップルの関係を保護するという制度もある。パートナーシップ制度は、伝統的価値観や宗教的価値観からの同性婚に対する抵抗と、同性カップルの法的地位の安定や保障の実現との調整の中で、結婚とは異なる制度として、ヨーロッパのいくつかの国を中心に導入されてきた。

しかし、パートナーシップ制度の発祥であるデンマークでも2012年に同性婚法が成立し、パクス法が利用されていたフランスでも2013年に国を二分する激論の末、同性婚解禁法が成立した。ヨーロッパでパートナーシップ制度を利用していた国が、さらに同性婚を法律で認めた例は、ほかにスウェーデン、イギリスなどいくつかある。

同性婚を法律で認めているのはこれらヨーロッパ諸国や北米に限らない。中南米ではメキシコ、ウルグアイ、アルゼンチンなど、アフリカ大陸では南アフリカ、環太平洋地域ではニュージーランドが同性婚を法律で認めている。またブラジルは、同性婚を認める法律

³ 事実婚や同性どうしのカップルにも法的な婚姻と同様の税制優遇措置や社会保障給付の権利などを一定条件のもとに認める法律。

はないが、同性カップルにも異性婚と同等の権利を認める最高裁判決に基づいて、同性カップルの婚姻届を受理する運用により事実上同性婚が認められているようである。

なお、東アジアで同性婚を法律で認めた国や地域はまだいないが、毎年アジア最大規模のLGBTパレードが開催されている台湾では、同性婚の法制化を目指す市民らの運動が活発である〔南 2015：163-166〕。

表1 同性婚の容認状況

同性婚を認めている主な国	パートナー法を定めている国	同性婚を認めない主な国
オランダ、ベルギー、スウェーデン、カナダ、イギリス、米国、アルゼンチンなど	スロベニア、スイス、チェコ、ハンガリー、ギリシャ、メキシコ、日本、チリなど	スーダン、イラン、エジプト、サウジアラビア、イエメン、マレーシア、シンガポールなど

〔出典〕鈴木〔2018〕より筆者作成

しかし、その一方で、国際レズビアン・ゲイ協会（ILGA）⁴が世界の性的指向に関する法律を調査したところ、73カ国、国連加盟国の37パーセントが、同性同士の性行為を違法と定めていることがわかった〔NATIONAL GEOGRAPHIC 2016〕。

こうした法制度が残っている国でも、女性同士の同性愛行為が犯罪とみなされるケースは少ない。同性愛を取り締まる刑法の執行力は国によって大きく異なり、撤廃とまではいなくても、何十年にもわたって徐々に有名無実化している場合が多い。

例えばカナダでは建国以来、厳罰を科するソドミー禁止法が制定されていた。1859年にイギリスのソドミー禁止法をカナダ法規として採用、罰則に死罪を設けて1869年まで厳罰化された。1892年には大幅に改定され、男性の同性愛行為はすべて「品位にかける淫らな行為」とされた。

20世紀中頃に再度改定が行われ、同性愛男性は「犯罪的性的精神病質者」や「危険な性的違反者」とみなされる。エバレット・ジョージ・クリップパート（Everett George Klippert）は1965年に性的違反者として起訴され、無期刑の「予防拘禁」刑（いわば終身刑）を言い渡されたが、1969年に同性愛行為が合法化され、2年後に出所した。

スーダン、イラン、サウジアラビア、イエメンは、同性愛の性行為に対して国内全域で死刑を科している。他にも、イランなどでは地域によって死刑や罰金刑、懲役刑が科される国もある。同性愛を違法としている国はアフリカや中東にほぼ集中しているが、ドミニカ共和国やバルバドスなどのカリブ海地域にもいくつか存在する。

以下、同性愛禁止法で厳罰を科している6カ国を紹介する〔NATIONAL GEOGRAPHIC 2013〕。

⁴ 国際レズビアン・ゲイ協会は、600以上のレズビアンとゲイ、トランスジェンダーそしてインターセックス関連団体が参加する国際的な協会である。人権と市民権の領域におけるLGBT者の権利のため、キャンペーンや国連や各国政府への嘆願のための署名運動などの活動を精力的に行っている。

表2 同性婚非容認国の罰則状況

同性婚を認めていない国	主な罰則
スーダン	5年以下の懲役
イラン	死刑
サウジアラビア	罰則、鞭打ち、死刑
イエメン	死刑
エジプト	何らかの罰則

(出典) 鈴木 [2018] より筆者作成

1. カメルーン

アフリカで同性愛行為を取り締まる国は 38 カ国に上り、その多くで厳罰化されている。また、一部の国では、LGBT の人々が同性愛者というだけで逮捕、拘留され、刑務所に送られている」とデイトリッヒは指摘。同氏によると、カメルーンはその筆頭国で、同性愛行為には罰金と最高 5 年の懲役刑が科せられる。

2. ジャマイカ

カリブ海には、男性同性愛者を禁止するバガリー法が残る、元イギリス植民地が 11 カ国ある。ジャマイカもその 1 つで、同性愛行為を禁止する法律が 1864 年に制定された。執行例はほとんどないが、最高 10 年の強制労働が科される。

3. ウガンダ

ウガンダでは、アフリカの中でも特に厳しい刑罰が待っている。同性愛行為が発覚した場合、懲役 14 年から終身刑が科され、さらなる厳罰化を求める政治的な動きもある。

4. ブルンジ

2009 年 4 月、ブルンジでは、同性愛行為を違法とする法案が下院を通過。違反者は、2 カ月から 3 年の懲役刑を覚悟しなくてはならない。法案は上院で却下されたが、その後も、ピエール・ンクルンジザ大統領は下院とともに法案の成立に向けて取り組んだ。

5. イラン

1979 年のイスラム革命後に制定されたイラン・イスラム共和国の刑法では、同性愛者には死刑が科される。また、公共の場でキスを交わした場合は 60 回の鞭打刑。

6. カタール

2022 年のワールドカップ開催で、同性愛禁止法が注目を浴びている。同国では同性愛は違法であり、最高 7 年の懲役刑が科される（相手が 16 歳未満の場合は終身刑）。一般法である刑法に加えて、イスラム教徒にはシャリーア（イスラム法）が適用される。既婚者の同性愛行為は死刑であり、未婚の場合は鞭打刑に処される。

第2章 台湾の同性婚

第1節 差別の歴史

LGBT に対する差別について、台湾で認識される契機となったのが葉永鋐（イエ・ヨンジー）事件である。

葉永鋐事件は、台湾における複数性問題に関するキャンパスイベントである。葉永鋐は屏東県の高樹國中に入学していたが、独特な性表現をしていたためにクラスメートからイジメを受けていたため、休み時間にトイレに行くことを敢行しなかった。2000 年 4 月

20日、葉永鋇は授業が終わる5分前に、教室を離れてトイレに行ったがその後、教室に戻ってくることは二度となかった。彼が発見された時にはすでにトイレで血を流して倒れていた。すぐに病院に運ばれたが、間もなく死亡が確認され彼は帰らぬ人となった。この事件は台湾社会におけるジェンダー教育の議論を引き起こし、教育政策は伝統的な二元性教育からより普遍的な性別へと進化した〔潘寛 2018〕。

第2節 社会運動

台湾の司法最高機関にあたる司法院大法官会議は2017年5月24日、「同性同士での結婚を認めない民法は憲法に反する」という判断をした。アジア初の同性婚認可に向けて、台湾は大きな一歩を踏み出したことになる。異性間だけ結婚を認めている現行法について、大法官会議は「憲法が保障する法の下での平等や結婚の自由に反する」との見解を示した。判決を受け、台湾政府は2年以内に民法を改正するか、新法をつくらなければならない。

台湾の同性婚に関する社会的運動は1980年末に始まった。祁家威（チー・ジアウエイ）は、台湾で最初に同性愛者であることを公表し、メディアに顔を出したことで知られる。そしてこの30年間、同性愛者の権益を確保するために積極的に働きかけてきた。また、同性婚の合法化を実現するため、司法院大法官会議（憲法法廷）に対して複数回、同性婚の合憲性の有無を問う憲法解釈の申し立てを行った。

祁家威の紹介を通して、台湾がこの方面でアジアのパイオニアであることが示されている。いまでもそ民主的なイメージがある台湾だが、1947年から87年の間は戒厳令体制にあり、2000年までは国民党による一党独裁体制が敷かれていた。戒厳令時代は、反政府活動やデモは弾圧の対象とされ、自分の性的指向はおろか、基本的人権について語ることもすら許されていなかった。

そんな時代にもかかわらず、1986年3月に祁家威はある決断をした。世界に向けて、自分がゲイであることをカミングアウトするため、記者会見を開いたのだ。そのとき祁家威はまだ28歳だった。記者会見の会場に選んだマクドナルドには、AP通信、ロイター、AFPなどといった名立たる海外メディアが詰めかけた。チーはそのときのことを台湾メディアの「報道者」にユーモアたっぷりに語っている。

国営通信社『中央社』の郵便受けに記者会見のお知らせをポスティングしたら、予想以上にたくさんの記者が来てしまい、会場にしていたマクドナルドの店長にもものすごく怒られました。ジュースを20杯買って何とかなだめましたが、会見中のフラッシュがすごくて『二度とやるな!』とさらに怒られてしまいました〔COURRIER 2017〕。

祁家威はその会見で8000字の声明を発表し、台湾で初めてゲイであることをカミングアウトした男性になった。

第3節 「法改正」か「新法制定」か

さて、台湾では一定の署名を集めれば国民投票を実施することができる。その為、2018年に行われた地方統一選挙に合わせて、10件にも上る国民投票案が出された。そ

の中には、同性婚をめぐるものが5つ含まれていた。反対派が提出した国民投票案は3つ。「民法で定める婚姻は男女間に限るべき」「同性婚は別の法律で規定すべき」、そして「義務教育でLGBTについての教育は行うべきでない」という内容で、この同性婚反対派の提案に対抗するため、賛成派も2つの国民投票案を提出した。1つは「民法を改正し、同性間と男女間の婚姻を平等にすべき」、もう1つは「義務教育でLGBTを含む性の多様性について学校で教えるべき」という内容だ。そして、国民投票案の成立には、有権者の4分の1以上の賛成票を集め、さらに反対派の票を上回る必要があるが、前述のように地方統一選挙との同時実施ということもあり、国民の間では混乱が起きており、同性婚をめぐる5つの案を含む10の案がいずれも成立しないのではとされていた。しかし、2018年11月24日、地方統一選挙に合わせ、国民投票が行われた結果、図1のように同性婚反対派の提案が賛成多数となったことがわかる。反対派への賛成が多かった要因のひとつとしては、反対派が行ったキャンペーンにあると言われている。運動の中心となったキリスト教系の団体は、その莫大な予算を費やし、CMや新聞の広告などで民法改正による同性婚を阻止しようとしたのだ。ただ、2017年5月の台湾の最高司法機関「大法官」の解釈により、2019年5月までに同性カップルも婚姻が可能となることは確定している。しかし、今回の国民投票により、その方法は既存の民法の改正ではなく、新しく法律を作ることに限定されることとなった。

図1 同性婚をめぐる台湾での国民投票の結果

台湾：同性婚をめぐる国民投票の結果		賛成	反対
同性婚反対派の案			
1	あなたは、民法の婚姻規定が「男女カップル」に限定されるべき、という考えに同意しますか？	約765万	約290万
2	あなたは、義務教育（小中学校）の段階で、教育部および各学校が子供達に性別平等教育法実施細則に基づいたLGBT教育を実施すべきでない、という考えに同意しますか？	約700万	約340万
3	あなたは、民法に定められた婚姻規定以外の別の形式で、同性カップルが永続的な共同生活を送る権利を認めることに同意しますか？	約640万	約400万
同性婚賛成派の案			
1	わたしは、民法婚姻章によって同性二人が婚姻関係を築くことを支持します。	約330万	約690万
2	わたしは、法律に明記されているように、義務教育の各段階において、感情や多様性、LGBTに関する課程を盛り込んだ性別平等教育を実施し、子供たちの性別平等意識向上を図ることを支持します。	約350万	約680万

(出典) 松岡 [2018]

繰り返しとなるが、大法官解釈により、台湾で2019年5月までに同性婚が可能となることは確定している。しかし、その方法は民法の改正ではなく、新しい法律を作ることに

限定されることとなった。新しい法律はどんな内容のものになるのだろうか。台湾法に詳しい明治大学の鈴木賢教授はつぎのように語っている。

もし、民法の改正によって同性婚を認めれば、異性間と同性間も同等なものとして位置付けられるはずでした。しかし、新しい法律を作る場合、その内容によっては、例えば養子縁組や生殖医療によって同性カップルが子どもを持つことができるかどうか等で制限されてしまう可能性もあります [松岡 2018]。

「あくまで婚姻は男女間のもので、同性間の婚姻は別物である」という同性婚反対派の思惑が反映される結果となり、今後反対派は、新法についてもより権利を制限する方向へ働きかける可能性もある。そもそも大法官が定める2年という期限に対し、残された時間はあと半年。もし新法の制定が間に合わなかった場合、憲法解釈によって今の民法のまま、暫定的に同性婚ができるようになる可能性もあるという [松岡 2018]。

第3章 日本の同性婚

第1節 同性婚と憲法24条

第2章第3節で述べたとおり、現在海外では同性婚を法律で認めている国があるが、日本では認められていない。しかし、2015年3月31日、東京都渋谷区で、同性カップルにパートナーシップ証明書を発行する条例が成立した。この意義はきわめて大きい。また、レズビアンであることを公言する芸能人の女性カップルが結婚式を挙げたことなどを受け、日本国内でも同性婚について新聞やインターネットメディアで議論がなされはじめている。世界情勢の中、生まれながらに自由かつ平等な人権保障を実現する観点から、日本においても同性婚を法律で認めることを検討する時期にきたといえるのではないか。

日本では欧米のように宗教に根ざした強烈的なLGBTへの弾圧の歴史はないが、同性婚に慎重な、あるいは反対する意見もある。よく聞かれるのが、同性婚を法律で認めることは憲法24条に違反するというものである。この意見は、憲法24条1項の条文が「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」と規定しており、「両性」とは「男性と女性という両性」という意味であるから、憲法24条が同性婚を認めていないというものである。たしかに、憲法24条1項の「両性」という文言は、国語の理解として、「男性と女性という両性」の意味と解釈することに照らしても、憲法24条1項が予想する婚姻は、男女の異性婚と解すべきであるだろう。

しかしそれは、憲法24条1項が、封建的な家制度のもとで女性の自由や人権が奪われていたという実情を背景に、婚姻における女性の自由な意思決定と家庭内における男女の平等を希求して制定されたからにすぎない。家庭内においても、女性が女性であるというだけで差別されたり権利や自由を奪われたりすることがあってはいけないと趣旨から、「両性の合意」についてことさらに人権として言及しているのだ。だから、憲法24条1項が「両性」という言葉を用いて、男女の異性婚を念頭においているからといって、それだけで同性婚が禁止されており同性婚を法律で認めることが憲法24条に違反するということはできない。

そもそも憲法は、個人を尊重し、あらゆる人の人権を尊重するために存在する。それゆえ憲法は、国民には権利を保障し、国家には国民の権利を擁護する義務を課している。だからこそ、国民の権利を不当に制限するような立法を国会がした場合は、その法律は憲法に違反し無効となる。憲法は国家権力を縛るためにあるという「立憲主義」という言葉、あるいは議会の多数決によって浸すことのできない人権保障という基本原理が存在するという「法の支配」という言葉は、そのような憲法の意義と関連する。

憲法 24 条 1 項が制定されたとき、家庭内の人権問題は女性の自由と平等の確保だと考えられており、同性愛者や両性愛者の同性婚を求める権利は想定されていなかった。ゆえに「両性」という単語が用いられた。にもかかわらず、この期に及んで憲法 24 条 1 項が「両性」という文言を用いていることだけを理由に同性婚の議論をすることすら拒否することは、社会の発展の中で人権問題が再発見され、その解決により社会の人権保障がより豊かに成熟するという人権保障の進化を否定することだ。そのようなことはあまねく人権保障とあらゆる個人の尊重を希求する憲法の価値にそぐわない [南 2015 : 166-169] 。

第 2 節 同性カップルを取り巻く不利益

日本には、同性カップルを取り巻く多くの不利益が存在しているのが現実である。本節ではそのいくつかを紹介する。

1. パートナーが亡くなったとき

同性カップルの片方が亡くなった場合、残されたパートナーは二人で築いた財産であっても受け継げない。事故や病気の時同性カップルの中にも、男女のカップルと同じく、共に暮らし、共に生活している人々がいる、共に築いた財産があることももちろんある。遺言があれば遺言が優先されるが、遺言がない場合には、法定相続人（民法が定める相続人の人こと）が遺産を受け継ぐ。配偶者は常に法定相続人である（民法 890 条）。

では、配偶者の法定相続分⁵はなるだろうか。法定相続分は、配偶者が 2 分の 1、子が 2 分の 1 である（民法 900 条 1 項）。子が二人いれば、子一人あたり 4 分の 1 ずつになる（民法 900 条 4 項）。なお、子が相続開始以前に亡くなっている場合には孫、孫も亡くなっている場合はひ孫というように後の代が法定相続人になる（民法 887 条）。このように、婚姻している場合には、遺言がなくても、パートナーには 2 分の 1 以上の相続分がある。つまり、遺産がある場合に、遺言がないから何も受け継げないということにはならない。しかし、同性カップルは婚姻できないので配偶者となることができない。どんなに長く一緒に暮らしていたとしても、遺言がなければ、死亡したパートナーの財産を配偶者として受け継ぐことはできないのである [同性婚人権救済弁護団 2016 : 101-102] 。

2. 子どもを育てるとき

同性カップルが子どもを育てるといって不思議に思う人もいるかもしれない。しかし、日本でも、子どもを育てている同性カップルがいる。第一に、性的指向が両性愛である場合

⁵ 民法が定める、遺産に対する各相続人の持分割合のこと。他に法定相続人がいるかどうかによって異なる。子がいれば子も法定相続人になる（民法 887 条 1 項）。

に、異性との間で子をもうけたものの別れることとなり、新たに関係を築いた同性パートナーとの間で子どもを育てているケースがある。第二に、同性愛者であっても、自らの性的指向が同性愛であることに気づいたり、自らの性的指向を受け入れるに至ったりして、異性と別れた後、同性パートナーと関係を築き、子どもを育てているケースも存在する。第三に、女性同士のカップルの一方が第三者から精子の提供を受けて子どもをもうけ、女性同士カップルで子どもを育てているというケースもある。いずれも、海外ではなく、日本でも実際にあることである。

これらのケースの場合、同性のパートナーと子どもとは、実態として親子であっても、法的には親子ではない。共同養育していても、あくまでパートナーは、法律上は他人として養育にあたることになってしまう。では、パートナーとの間で養子縁組をすればいいと思われるかもしれない。しかしながら、養子縁組をすると、親権は、もともとの親権者から養親になったパートナーに移ってしまう（民法 818 条 2 項）。共同で親権を行使しようとする同性カップルにとっては、養子縁組は解決になっていない。

このような同性カップルのうち実親が死亡すると、深刻な問題が起こる。パートナーと子どもの関係がとてもよかったとしても、実親が死亡したからといって、パートナーが親権を得ることはないからである。遺言で未成年後見人を指定することはできる（民法 839 条 1 項）。しかし、このことを知っている人は多くはない。遺言でパートナーを未成年後見人に指定していない場合に、家庭裁判所がパートナーを未成年後見人にする可能性は、けっして高くない。パートナーが未成年後見人になれない場合、パートナーが子育てから排除されてしまうことになる。パートナーと共に、実際に子育てをしてきたのだから、未成年後見人ではなく、そもそも親として認められるべきである〔同性婚人権救済弁護団 2016：119-120〕。

3. パートナーが外国人のとき

同性パートナーが外国人（日本国籍を持ってない人）である場合、同性婚が認められないことによる不利益はとても大きいといえる。

外国人は「在留資格」がなければ日本に入国し、在留することはできない。また、「在留資格」には様々な種類があり、出入国管理及び難民認定法の「別表」に掲げられている。たとえば、「外交」「医療」「研究」「芸術」など個人の活動に基づくものほか、「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」など身分に基づく資格もある。

もしも、異性カップルのうち一人が日本人で、二人が結婚していれば、外国人パートナーは「日本人の配偶者等」の在留資格を取得して日本に上陸し、日本で暮らすことができる。しかし、二人が同性カップルの場合、日本では、同性婚が認められていないので、外国人の同性パートナーは「日本人の配偶者等」にはあたらない。そのため、多くの同性カップルの外国人パートナーは、「留学」「技術」「短期滞在」などという在留資格で日本に入国している。

在留期間が過ぎてしまうと、そのままでは不法滞在になってしまうので、在留期間が切れそうになると、在留期間を更新、つまりつづけて日本に在留するための申請を行わなければならない。そのときは、更新が認められるだけの「相当の理由」が必要である（入管法 21 条 3 項）、更新を認めてよいかどうか、総合的に判断される。

もともと、在留資格をもらえるためのハードルが高いので、きちんと更新されるかどうかは確約されてない。「留学」の在留資格で日本にきても、次の更新で、確実に更新される保証はどこにもないのである。一方、「日本人の配偶者等」の資格であれば、偽装結婚をしているなど、よほどのことがない限り、「日本人の配偶者等」として更新される可能性が高い。パートナーが異性であるか、同性であるかによって、取得できる在留資格が違うことになり、更新の際のハードルも変わってきてしまう〔同性婚人権救済弁護団 2016：123-124〕。

第3節 不利益解消のための方法

では、以上のような不利益に対して、どのような解決策がとられているのだろうか。以下のような3つがある。

1. 養子縁組制度

養子縁組とは、血のつながっていない二人の一方が親（養親という）となり、片方が子（養子という）になる制度である。

この制度を使っている同性カップルは少なくない。理由はさまざまだが、財産をパートナーに残せるからというのが大きい。養親が死亡すれば、養子に財産がうつる。つまり養子は養親の財産を相続することができる（もっとも、相続できる割合は、他の相続人がどの程度いるかによって変わる）。日本の法律では、同性カップルには、一方が死亡しても相続人が認められていないため、養子縁組制度を使って相続を可能にするわけである〔同性婚人権救済弁護団 2016：136-137〕。

2. 遺言制度

財産をパートナーに残すために、もう一つよく使われているのが遺言制度である。自分に財産をパートナーに遺贈するといった内容の遺言書を書いておけば、自分が死んでも、パートナーに財産を取得させることができる。この制度は、とても使いやすい制度であることは間違いない。しかし、遺言の作成に厳格なルールがあり、そのルールを破ると無効になること、亡くなったパートナーの相続人が遺言の内容に納得せず、遺言の有効を争う可能性があること、また、配偶者であれば受けられる相続税の優遇措置を受けられないことなどの問題がある〔同性婚人権救済弁護団 2016：139〕。

3. 公正証書（共同生活契約公正証書）

同性カップルの二人がお互いの財産をどちらが持つか、医療を受ける際の同意権などをあらかじめ、公正証書にしておくことが考えられる。公正証書とは、法律の専門家である公証人が作る文書のことである。同性カップルの二人が、財産をどちらがもっているか、同意権を相手に与えるのかといった法律に関する事柄を公証人に告げる。公証の執務する公証役場は、全国でおおよそ300カ所ある。

法律の専門家である公証人が作成した文書となると、内容もしっかりしていると考えられ、信用力があるといえる。しかし公正証書は、公正証書を作成した者どうしでは効果があるが、作成に関わっていない第三者に対する直接の効果は限られる〔同性婚人権救済弁護団 2016：14〕。

おわりに

今までは、世界の LGBT を取り巻く環境とその歴史、さらにはその中でも筆者と縁の深い日本と台湾での事例を多数見てきた。そこからは、世界各国の動きに対して日本の動きが遅いこと、台湾がアジアでは LGBT 先進国であることが見えてくる。以上を踏まえて筆者の見解としては、以下ようになる。

同性愛は、世界的に差別されている現状があり、社会的にも、まだまだ受け入れられていない。LGBT の人が堂々と生きられる環境を作りたいという思いから、LGBT の人たちは弱者として支援を必要としているのではなく、それ以外の人たちと同様の社会保障を受けられる環境作りを必要していることを学んだ。

筆者は同性婚に賛成である。この世全ての愛は同じであり、性別によって変わることはないと考えているし、いかなる差別もなくなって欲しい。筆者が望むのは、LGBT を嫌っていたとしても、LGBT の人々を傷つけないことだ。例えば、牛肉が嫌いだからといって、周りの人に牛肉を食べないでと言うのはおかしくないだろうか。

もし同性の結婚が合法化されたら、この世界はどうなるだろうか。これは倫理に反することだろうか。同性結婚したカップルの子どもは性別を混乱するだろうか（誰が父親、誰が母親は分からない）。周りの人々がゲイになったらこの世はどうなるだろうか。様々な疑問から、人々は世界の伝統社会体制が変わることを心配するかもしれない。

しかし、筆者は、一夫多妻制から一夫一妻制になるなど、この世界の伝統体制は変化しつつきてきたと考える。それならば、なぜ LGBT は人々に許されないことになるのだろうか。これは差別ではないだろうか。筆者は、同性結婚の合法化になってもこの世界は変わらない、逆にこの世界はもっと綺麗になると伝えたい。筆者が一番問題だと考えるのは差別であり、筆者はこの世界の差別がゼロになる時を待っている。

宗教も LGBT 人々に対して、残酷なものではないはずだ。筆者の母国では、多くの人は仏教徒である。仏教の理念は人々が幸せに、他人を傷つけずに幸せになることである。もし同性結婚が合法化され、ある人たちが幸せになれるのであれば、同性結婚の合法化はいいことではないだろうか。

キリスト教の「家の価値」からについても、家の価値はただ生物的な精子と卵子の結合だけではないはずだ。もし精子と卵子の結合が「家の価値」の中心ならば、不妊症などは LGBT と同じく許されないことになる。

筆者は少数者（マイノリティー）という言い方が好きではない。なぜならマイノリティーは、支援するべき弱者という印象を与えるからだ。例えば、台湾では、マイノリティーである先住民族に対して様々な教育や支援を行っている、筆者は LGBT の人たちについて、支援するべき弱者としてではなく、ただ多様なあり方があると認識して欲しい。

【参考文献・インターネット資料】

COURRIER (2017) 「台湾がアジアで初めて「同性婚合法化」を実現！ 献身した「ある偉人」の30年の物語」

<https://courrier.jp/news/archives/92227/>

2019年1月10日最終アクセス

NATIONAL GEOGRAPHIC (2016) 「地図で見る LGBT 違法の国、合法の国」

<https://natgeo.nikkeibp.co.jp/atcl/news/16/a/062100038/>

2019年1月10日最終アクセス

—— (2013) 「同性愛行為が犯罪となる国々」

<https://natgeo.nikkeibp.co.jp/nng/article/news/14/8634/>

2019年1月10日最終アクセス

鈴木まど佳 (2018) 「同性婚が認められている国は世界で何カ国？死刑になる国も存在します。」

<https://madokasuzuki.com/countries-the-same-sex-marriage/>

2019年1月9日最終アクセス

瀬地山角 (2015) 「ゲイやレズビアン：性的指向の自由は「21世紀の人権」——日本社会とLGBT」

<https://www.nippon.com/ja/currents/d00174/>

2019年1月10日最終アクセス

同性婚人権救済弁護団 (2016) 『同性婚だれもが自由に結婚する権利』明石書店

寺田和弘 (2016) 「同性婚——平等で寛容な日本への試金石」

<http://emajapan.org/promssm>

2019年1月9日最終アクセス

中西理絵 (2017) 「LGBTの現状と課題——性的指向又は性自認に関する差別とその解消への動き——」参議院常任委員会調査室・特別調査室『立法と調査 2017.11 No. 394』

永野靖 (2016) 「LGBT多様な性が尊重される社会に 日本はいまだ法整備なし 同性婚と差別禁止法の制定を」

<http://ictj-report.joho.or.jp/1606/sp06.html>

2019年1月10日最終アクセス

潘寬（2018）風傳媒 THE STORM MEDIA 「觀點投書：葉永鋇的悲劇就是沒有性平教育！不要推給廁所」

<https://www.storm.mg/article/434987>

2019年1月9日最終アクセス

松岡宗嗣（2018）「台湾の同性婚をめぐる国民投票、反対派が多数に。これまでの経緯と今後の影響を解説。」

https://www.huffingtonpost.jp/soushi-matsuoka/gay-marriage-taiwan_a_23601176/

2019年1月10日最終アクセス

南和行（2015）『同性婚 私たち弁護士夫婦です』祥伝社新書

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2018年度 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

生物と共存するために
～人々は何をするべきか～

19W1063 渡辺 菜月

はじめに

私は大学3年生の時猫を飼い始めた。もうすぐ1歳になるということで「去勢」する話が出てきた。そんな時にふと思った。去勢することで子孫を残せなくなり我が家の猫の家系はここで途絶えてしまうのか、と。というのも家で飼い始めた猫には兄弟がいなかったのだ。去勢のそもそもの目的は、猫が発情するのを防ぐため。家のそこら中でおしっこをする、いわゆるマーキングをするようになり、夜中に雄叫びを上げ始めたり、おしっこが臭くなったりするのを防ぐためだ。しかし、これらはあくまで人が生活しやすいようにするためであって猫には何のメリットもないように思えた。猫の寿命は種類にもよるが大体15年ほど。猫に限らず動物は、人よりもはるかに短い人生の中で自分の生きたいように生きたいはずなのに、かわいいから、番犬になってくれるから、といった人の勝手な理由で生きる道を決められ、拘束されて生きていく上に、人の勝手な理由で虐待されたり捨てられたりする。

これらは飼われている動物だけでなく野生の動物にも言えることだと私は思う。人が生きていけるように住んでいる森や海を奪われ絶滅していく野生動物たち、時には家畜でなくとも食べられることや根拠もなく薬や食べ物になることもある。それがテレビで放送されると、観る人々は口をそろえて「かわいそう」と言う。しかし、そんな「かわいそう」な状況を作ったのは紛れもなく人間なのだ。

人よりも過酷な環境で生活しているにも関わらず人よりも寿命は短く、しかし子孫を残さなければいけない。動物たちは生きていくだけで命がけなのだ。もちろん人も生きていくために何か食べなければならない。何らかの犠牲は生きていく上でつきものかもしれない。しかし、地球上で食物連鎖の最高捕食者である人間が動物を守っていくべきだと思う。動物園のオリの中で生活している動物や、我が家で飼っている猫もいつの日か絶滅してこの世からいなくなってしまうかもしれない。そんな儚い命をいかに守っていくかを今一度考えるべきだと思った。

国際自然保護連合（IUCN：International Union for Conservation of Nature and Natural Resources）が作成した現在絶滅の危機に瀕している野生動物のリスト「レッドリスト」では1万6000種ほどの野生生物が指定されている。霊長目で有名な動物を挙げるとショウジョウ科（ヒト科）のゴリラやオランウータン、チンパンジーなどがその中に入っている。他にもゾウ科のアジアゾウやアフリカゾウ、インドゾウやマナティー、ジュゴン、スナメリ、カバ、ラクダ、バク、サイ、シマウマ、クマ科のパンダやホッキョクグマ、ネコ科のライオンやトラなど動物園でお目にかかれるような動物たちも絶滅危惧種だ。

まず動物が絶滅する理由を考える。すでに絶滅した動物の絶滅した理由や絶滅しつつある動物の現状を調べてみると、以下の4つが大きな原因になっていると言える。第一に密猟・乱獲、第二に森林伐採など自然破壊、第三に外来種による生態系への影響、第四に地球温暖化など環境の変化によるものである。私はこれらの理由の中から第二と第四の点に焦点を絞り、どうすれば絶滅危惧種を護ることができるのか、共存していくためには何をしていくべきかを明らかにしていきたい。数多い絶滅危惧種の中でも特に環境破壊や森林破壊、密猟によって被害を受けている、オランウータン、トラ、ホッキョクグマを事例にまとめることとする。

第1章 オランウータン

第1節 オランウータンの説明

オランウータンは、カリマンタン島（ボルネオ島）に生息するボルネオオランウータン、スマトラ島のスマトラオランウータンともに絶滅危惧 IA 類（CR）に分類され、カリマンタン島とスマトラ島のアジアの熱帯にのみ生息している大型類人猿である。森林内を単独で行動しながら、果実などを食べて生活している。かつてスマトラ島には全域にオランウータンが生息していたが、森林伐採やアブラヤシ農園開発のため、また密猟により減少し、カリマンタン島では過去 60 年間で個体数が 50%に、スマトラ島では過去 75 年間で 80%が減少した [WWF ジャパン (a)]。現在、ボルネオオランウータンが 4 万 5000～6 万 9000 頭、スマトラオランウータンが 7300 頭ほどとみられている [WWF ジャパン (a)]。次節では個体数減少の背景にどんな出来事があるのか、背景を記述していく。

図1 現在のオランウータンの分布

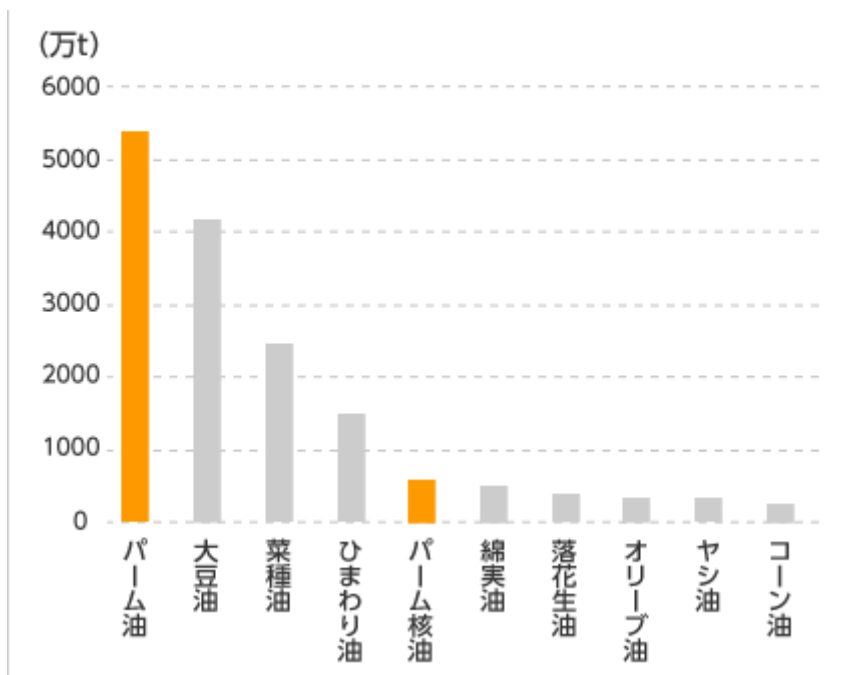


(出典) WWF ジャパン (a)

第2節 背景

オランウータンが生息するスマトラ島とカリマンタン島では、アブラヤシ農園の開発のために森林が減少している。アブラヤシとはパーム油の原料となるもので、パーム油は私たちの生活の中でもよく目にするチョコレートやインスタントラーメン、化粧品、せっけんなど様々なものに使用されている。アブラヤシの実から採れるパーム油は固めても溶かしても使えるため食品メーカーにとってとても使いやすく、需要が高い。マーガリンやチョコレートやアイスクリームなどに使うと口どけ滑らかな触感になることや、ポテトチップスやカップラーメン、フライドポテトなどの揚げ油に使うと酸化しにくくサクッと仕上がる [プランテーションウォッチ (a)]。石鹸や化粧品に使われる理由としては、肌の老化防止効果があるからだ。いわば私たちの生活に欠かせない油なのだ。パーム油の生産量は、2005 年に大豆油を抜いて、今や世界で最も消費されている植物油となった (図 2)。

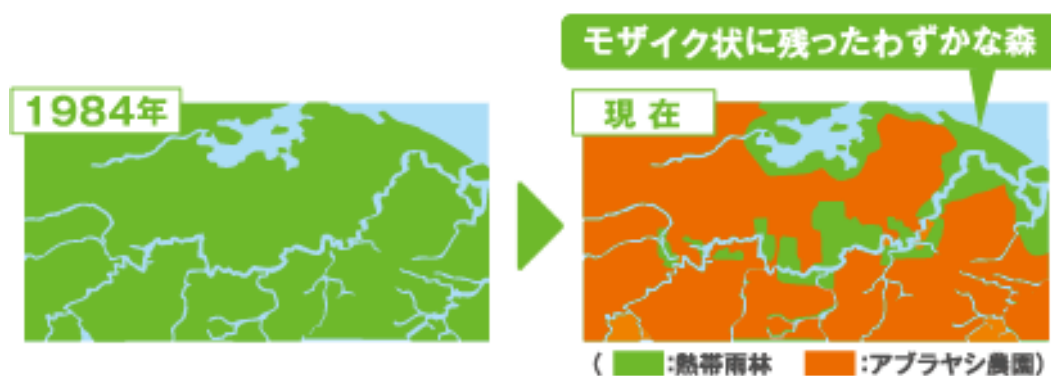
図2 世界における植物油生産量



(出典) WWF ジャパン (b)

しかし、その裏では動物たちの犠牲がある。熱帯の森林を切り拓いて農園が作られ、またパーム油は世界中で非常な勢いで消費されているため、インドネシアとマレーシアの森林、つまりオランウータンの生息地が驚異的なスピードで消え続けているのだ。なおインドネシアとマレーシアでは過去 20 年間にアブラヤシ農園を作るために約 360 万ヘクタール、九州の全面積に匹敵する広大な森林が伐採された。マレーシアのサラワク州では、原生林の面積が残り 5%を下回っている。製紙用のアカシアやユーカリの植林も、森林破壊の原因である。

図3 カリマンタン島キナバタンガン川周辺の森林



(出典) SARAYA

森が消えている理由はアブラヤシなど農園開発によるものだけではない。インドネシアで深刻な森林火災も森林消失の原因である。森林火災の主な原因である野焼きによる開墾は違法であるにもかかわらず、正規の手法に比べてコストがかからないため野焼きは後を絶たない。またインドネシアには、樹木等が分解されずに地表に積み重なることで生成される広大な泥炭地が広がっており、多くの炭素を含んだ泥炭の分解が火災により進むことで大量の二酸化炭素を放出することも大きな問題となっている。これにより温暖化が進みオランウータンだけでなく遠い北極に住むホッキョクグマにも影響を及ぼすことになることは、第3章で詳しく書くことにする。

オランウータンが絶滅の危機に瀕している理由はほかにもある。人々による「意図的な殺害」もオランウータンの生息数の減少に拍車をかけていた[NATIONAL GEOGRAPHIC 2018]。16年間で15万頭のカリマンタン島のオランウータンが、森林伐採やパーム油プランテーション、人との衝突で失われたそうだ。実際に、オランウータンの赤ちゃんは高価な値段で取引されるため密輸されることや、売買目的で捕獲されて違法に海外に輸出されるなど人々の利益のためや、ペットにしたいといった人々の個人的欲求のために犠牲になっている事実もある。ワシントン条約によってオランウータンは輸出入が禁止されているにもかかわらず、台湾で1995年から1999年にかけておよそ1000頭のオランウータンが違法に輸入されていたことや、日本でも1999年に大阪のペットショップで4頭のオランウータンが売られていたというニュースもあった[WWF ジャパン (a)]。また2017年には、パーム油プランテーションの労働者たちがボルネオ島のオランウータン1頭を殺して食べたという事例がある[NATIONAL GEOGRAPHIC 2018]。

第3節 対策

オランウータンと生息地を守るために活動しているのが、「Centre for Orangutan Protection (COP)」¹などのNGO団体だ。COPは主に森林破壊を止めるよう企業に対して働きかけをし、政府にも違法な操業を行っている企業へ対策をとるよう訴えるなど森林保護活動や、アブラヤシ農園や分断された森林からオランウータンを救助するなどオランウータンの救助・保護活動をしている。そのほかペットとして違法に捕らえられているオランウータンの押収や、母親がいない子どものオランウータンをカリマンタン島北部にあるリハビリテーションセンターで保護し野生で生きていく術を教えている。そのほかの活動としては、動物園のオランウータンの飼育環境を改善するための支援や、劣悪な環境下でオランウータンを飼育している動物園に対して閉園を求めるキャンペーン、密猟や違法取引から野生生物を護る取り組み、未来を担う子どもたちに、動物たちとその周りを取り巻く環境、人間に対する前向きな取り組みを後押しするための教育活動といったオランウータンにより良い環境で生きる機会を与える活動をしている[プランテーションウォッチ (b)]。

音楽家、坂本龍一が代表を務める一般社団法人「more trees」は森林火災跡地への植林や森林火災に備え貯水池や防火帯の設置、カリマンタン島でのツアーの実施など、オランウータンの森再生プロジェクトを行っている。また「more trees」とともにプロジェクトを進め

¹ 2007年に設立されたインドネシアのオランウータン保護団体。

るパートナー、「BOS 財団 (Borneo Orangutan Survival Foundation)」²では、地域コミュニティやインドネシア環境省、海外パートナー組織とともにボルネオオランウータンの保護と住処である森林の保全を進めている。2015 年時点で 700 頭のオランウータンをリハビリ中だそうだ [More Trees]。

WWF ジャパンはオランウータン保護活動として、政府への支援、保護、人材育成、環境教育などの活動に取り組んでいる。インドネシアではスマトラ島中部に位置するテツソ・ニロの森林を保全するために日本の企業などに「責任ある木材の調達」を働きかけ、カリマンタン島のマレーシア国境に接するバタン・クリフンにおける自然保護区設立を目指し、インドネシア政府を支援している [WWF ジャパン (e)]。マレーシアのサバ州においても、オランウータンの生態や個体数の把握といった調査や、地域の人々と協力して森に生い茂っている雑草やツル植物を取り除く作業やもともと森に育っていた熱帯林の職種の苗を植えるなど、野生生物保護区の整備拡充や新規の設立を目指すといった活動を行っている [WWF ジャパン (a)]。

第 2 章 トラ

第 1 節 トラの説明

トラはイノシシやシカ類、サル、鳥類、ワニなどを捕食する肉食性で、インドやネパール、インドネシア、中国東北部などに生息している。現在絶滅の危機にあるトラにはいくつかの亜種があり、インドのベンガルトラ、中国から東南アジアに生息するインドシナトラ、アムール川流域のシベリアトラ、マレーシアのマレートラはいずれも絶滅危惧 IB 類 (EN) に分類され、スマトラ島のスマトラトラ、中国のアモイトラは絶滅危惧 IA 類 (CR) に分類される。ジャワトラ、バリトラ、カスピトラはすでに絶滅した。20 世紀の初めには世界に約 10 万頭が生息していたといわれているが、今日では野生のトラは約 3000 頭で 1 日に 1 頭のペースで減少している [西遊旅行]。

第 2 節 背景

絶滅の主な原因と言われているのが、薬用や毛皮用の密猟・乱獲や、開発による森林伐採で生息地が破壊されるといったことだ。

トラは、トラと同じ森に住む貧しい人々によって密猟・乱獲され、中国人によって高価で取引され身体の一部まで高価な漢方になる。トラの漢方薬はリウマチや関節炎、小児の軟骨病などに効用があるといわれ、「虎骨酒 (ここつしゅ)」はトラのすねをあぶって酒に浸し、薬酒として中国では知られている。しかし本当にトラの骨が漢方薬として効能があるかどうかは不明で、もちろん中国でもトラは絶滅危惧種なので捕獲禁止である。「虎骨 (ここつ)」としてアジアを中心に漢方薬になると信じられ、特に足の骨は「虎脛骨 (こけいこつ)」と呼ばれ貴重なものだ。しかし密猟者たちが手に入れられる金額もごくわずかで、密猟者たちを雇う仲介者が別の仲介者に売り、さらに仲介者に売り、そしてさらに高価な値段で別の仲介者に売りということを繰り返して最後に買った仲介者が一番儲かるそうだ。しかし本当に一番儲けるのはトラの身体を頭から足の先まですべて漢方にして売る中国人だ。

² オランウータンの保護を目的に 1991 年に設立されたインドネシアの非営利組織。

表1 世界のトラの生息数

国名	フィールド調査による推定	各国政府による推定
バングラデシュ	情報なし	300-500
ブータン	50 (43-61)	115-150
カンボジア	0	10-30
中国	>7	20
インド	1,706 (1,520-1,909)	2,226 (1,945-2,491)
インドネシア	670 (371-1,273)	>250
ラオス	2	17 (9-23)
マレーシア	300 (250-340)	250-340
ミャンマー	情報なし	85
ネパール	198 (163-235)	198 (163-235)
北朝鮮	情報なし	情報なし
ロシア	情報なし (2015年以降のデータはあり)	360 (330-390)
タイ	221 (189-252)	189-252
ベトナム	<5	>10
推定個体数合計	3,1559-約 4,240	

(出典) IUCN

他にも、毛皮や壁掛けや絨毯などに使うため密猟されている。密猟はトラと同じ森に住む人々によって行われているため、食い止めるのが非常に困難だ。そのうえ密猟のターゲットになっているのは大人のトラだけでなく子どものトラもだから深刻さが目に見えてわかるだろう。2017年1月、極東ロシアの沿海地区で5~7カ月の子どものトラが顔に瀕死の重傷を負っている状態で発見され、リハビリテーションに搬送されたそうだ。検証によると、この子どもトラは母トラや兄弟と一緒にいたところを密猟者に撃たれた。手術や検査の結果、わずかながら野生に復帰できる可能性が残され、回復に向かっているそうだ [WWF ジャパン (e)]。

カスピトラは、人間が漢方薬や毛皮・骨を得るために密猟乱獲されることが大きな原因となり絶滅した。遺伝的調査でカスピトラとほぼ同じ遺伝子をもつことが判明したアムールトラも高級酒の材料として骨を得るために密猟乱獲され、森林伐採による生息地の減少で絶滅の危機にある。カスピトラと同じ運命を辿ることにならないよう、今後の対策が重要になってくると思う。密猟・乱獲は人々の私利私欲のために行われている。貧困が原因でこういうことが起きるのなら密猟者たちに代替となる生計手段を準備する必要があるだろう。

森林伐採によるトラへの影響も大きい。トラは餌をとるために1頭で約100平方kmの土地が必要とされている。しかし森林破壊が続き、人が森にまで侵入しはじめトラの住処がますます減っている。前節で述べたとおり、トラは樹上のオランウータンや、鳥類、ワニや魚や昆虫を獲物としている。農園開発のために森が破壊されればそこにいる動物も減り、トラの食糧も減る。近年ではトラの生息地がドリアン消費者によって犠牲になっているという

記事も出ている [COURRIER 2018]。中国で人気上昇中のドリアンはマレートラの生息地であるマレーシアが産地である。しかしマレーシアが中国の急激な需要増加に応えるため、ここ数年でドリアン農園が急増したようだ。特にラウブ地方の森林は「猫山王(むさんきん)」という高級品種の産地であり、300 頭しかいないとされているマレートラの生息地でもある。

また人里が森の奥深くまで広がったことによる人との衝突も大きな原因だ。人里近くのトラは、人や家畜を襲うことが多く害獣とされ、駆除の対象となった。「チャンパーワットの人食いトラ」という事件を紹介したい [格闘技ナビ 2018]。19 世紀後半にヒマラヤ山脈に近いネパール地方とインドのクマーウーン地方でジャングルに行く人々が何度も襲われるようになった。トラによる被害だとわかり、国軍が投入され、縄張りからトラを追い出すことには成功した。しかし、トラはつぎにネパールとインドの国境付近でも人を襲うようになり、1907 年にとうとうハンターによって射殺された。トラを検分したところ、右側の牙が上下ともに折れていて、上側は半分しかなく、下側は根元から失われていたようだ。犬歯がなく、野生動物を狩ることができなくて人を襲っていた。牙が折れた原因はネパールでハンターに襲われたためであることも判明した。

また 1930 年頃まで、インドで貴族たちによって頻繁に行われていたトラ狩り、いわゆるハンティングも大きな原因とされている。当時はトラ狩りがスポーツのようなもので、狩りを規制するような法律も特になかったため、多くのトラが犠牲になったようだ [WWF ジャパン (e)]。現在ではトラの生息国では、トロフィー（動物の頭部を剥製にした壁飾り）を目的にした狩猟は禁止されている。

第 3 節 対策

世界ではトラを絶滅から護るため様々な対策や保護活動がある。

「オペレーションタイガー」はインドで行われたトラの保護活動で、WWF が手掛けた初めてのプロジェクトだ。トラの保護区の設立や生態調査、違法な野生生物取引に関する調査や監視活動、自然保護区の整備やレンジャーの育成、各国政府による保護政策の支援などに WWF は取り組んできた。これらの取り組みをすることでトラだけでなく、トラの住処の自然の保全にもつながっている。

トラフィックイーストアジアジャパン³と WWF ジャパンが展開した「トラ保護キャンペーン」では、トラを使用して作られた漢方薬や強壮剤などの日本国内での取引を禁止することなどが目標に掲げられた。

密猟が後を絶たないインドでは、政府が「タイガーネット」というウェブサイトを立ち上げた。保護区のレンジャーなどがトラの密猟や保護に関する情報を記録・共有するためのもので、確実な情報を保護活動に役立てることを目的としている。またインドでは密猟だけでなく、トラの生活区域への人の侵入も問題となっている。2018 年 9 月の産経ニュースによると、インドのマハラシュトラ州で 9 人を殺した、T1 と呼ばれている野生のトラを射殺することをインド最高裁が決定したようだ。この決定に対し動物保護団体などは「T1 だけが

³ 野生生物の取引を調査・モニターする NGO「TRAFFIC」の日本事務所。主に希少種の保護や生態域の保全、資源の保護活動を行っている。

襲った証拠はない」と射殺許可を認めない命令を出すよう求めていたそうだ〔産経ニュース2018〕。

マレーシアでは、2020年までに1000頭のトラの個体数を増やすという目標が掲げられ、2009年11月4日に「国内トラ行動計画（National Tiger Action Plan）」が公式に採択された。インドネシアでは、政府が残された自然林を伐採から守るため「Sumatra Commitment」を、2009年6月にはインドネシアや米国政府が、これからの8年間でスマトラの13の森林地域の保護のために3000万ドルを提供する「自然保護債務スワップ」を発表した。ロシアのウラジオストクでは2007年9月28日に「トラの日」を国の行事として開催して以来、毎年9月の最後の日曜日に極東に生息するアムールトラなど自然保護への関心を高めるためパレードが開かれている〔WWF ジャパン (h)〕。

日本でも、国際環境NGO「FoE Japan」や株式会社リコー、パタゴニア日本支社、地球・人間環境フォーラムが共同で、アムールトラやシマフクロウなどの絶滅危惧種が暮らしているロシアの「タイガ（ロシア語で静かな森）」での活動を応援するため「タイガフォーラム」を立ち上げた。このタイガに住む先住民は森と森で暮らす動物たちのため、現地の環境NGOとともに世界遺産登録と森林地帯の保護区指定を目指し活動している。

7月29日は「世界トラの日（World Tiger Day）」でもある。WWFなどの働きかけで1994年に発足した「グローバルタイガーフォーラム」で宣言されたもので、発足以来、世界でトラのことを考える日となった。

第3章 ホッキョクグマ

第1節 ホッキョクグマの説明

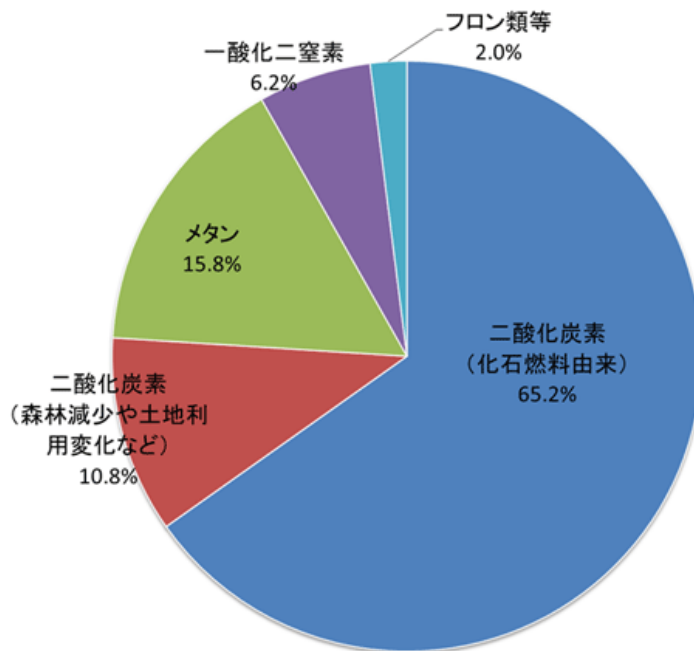
ホッキョクグマは地上最大の肉食動物で、北アメリカ北部やユーラシア大陸北部に分布している。WWFによれば、現在の個体数は2万6000頭でそのうちの約60%がカナダに生息している。絶滅危惧Ⅱ類（VU）に分類され、2000年から2009年の間で急速に減少し4割が失われ、今の状況が続けば2050年には2万6000頭から少なくとも66%が消滅すると言われている〔WWF ジャパン (i)〕。

後述するとおり、温暖化により狩りの時期が短くなることで、オスのホッキョクグマが子グマを食べてしまうという事例もある。ホッキョクグマの共食い行動は、北極地方に住む先住民の間では以前から知られており、珍しいことではないらしいが、夏の終わりから秋にかけて主食のアザラシが海に出るため子グマを捕食対象にすると考えられているようだ。

第2節 背景

ホッキョクグマが絶滅の危機にある原因は主に地球温暖化であると言われている。温暖化の原因は温室効果ガスによるもので、その約6割を占めるのが二酸化炭素である。二酸化炭素は化石燃料（石炭、石油など）を燃やすことで発生する。インドネシアやマレーシアでの森林伐採により熱帯森に住む動物達だけではなく、遠く離れた北極の環境や動物達にも影響が及んでいるのだ。一見関連性がなさそうに思えるが、森林が減少することで温暖化の主な原因である二酸化炭素の吸収量が減り大気中の二酸化炭素量が増え、地球から放出されるはずの熱が逃げられなくなって地球が温室のような状態になり、結果的に地球温暖化につながるのだ。

図4 温室効果ガスの種類



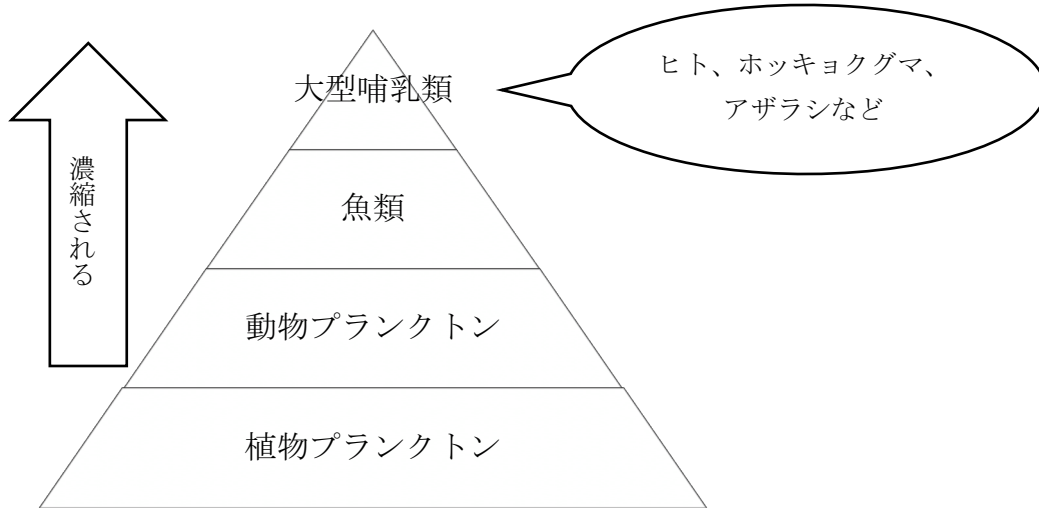
(出典) 気象庁

オランウータンやトラが生息するインドネシアにおける二酸化炭素排出量の最大の原因が、熱帯泥炭地の破壊によるものだそう [気候ネットワーク 2018]。前述したとおり、植物が不完全に分解して堆積した有機質土壌のことを泥炭といい、泥炭がある厚さ以上堆積している場所を泥炭地という。手つかずの泥炭地は二酸化炭素や水を吸収する役割を果たし、「炭素の貯蔵庫」とも言われている。アブラヤシなどの農園開発が進められてきたことで泥炭層の分解・酸化が進み、蓄えられた二酸化炭素が大気中に放出されたことも温暖化の原因の一つなのである。また、農園開発により水分が失われ泥炭層の乾燥が進み、火災が発生しやすい環境になっている。2015年にインドネシアで発生した大規模森林火災の主な原因は、アブラヤシ農園開発やパルプ生産などによる野焼きや、泥炭地火災によるものである。

また北極圏の環境汚染も問題とされている。WWFの近年の調査によるとホッキョクグマが高濃度の環境汚染物質に侵されているそう [WWF ジャパン (i)]。世界各地で発生するダイオキシン類といった「残留性有機汚染物質 (POPs)」などの化学物質や、熱帯地域で散布された農薬が北極圏に集まってくる。ダイオキシンとはごみや自動車の排気ガスやたばこなど何かを燃やすことで発生する、発がん性や生殖機能、免疫機能の低下につながる毒性の強い人工的化合物だ。森林火災による森林破壊は温暖化だけでなく、北極はじめとする地球全体の環境を悪化させ、動物達だけでなく人々にも影響を与えているのだ。熱帯地域で散布された農薬は土壌に留まらず、大気中に拡散し気流によって北極圏に集まり、汚染濃度が発生地域よりも高くなる。また POPs は海水に溶け込み食物連鎖を通じ生態濃縮を起し、最終的に食物連鎖の頂点にいるホッキョクグマにより高濃度の汚染物質が引き継がれてい

く (図 5)。

図 5 生体濃縮の仕組み



(出典) WWF ジャパン (i)

温暖化や汚染物質により、ホッキョクグマは生活や繁殖機能をはじめ身体に影響を受けている。北極圏の中でも特に南部にあるハドソン湾周辺では、温暖化により氷の量が減少している。氷が解けるのが早くなると、狩りができる期間が短くなってしまい蓄えられる脂肪の量もそれだけ減少し、結果的に餓死や、子どものホッキョクグマに十分な栄養を与えられず生き延びることができないということが起きている。また気温の上昇により降水量が増加し、雨で氷や雪で作られた巣が壊れホッキョクグマの赤ちゃんから隠れ家を奪っている。

汚染物質により、体内での抗体生成を阻害されて病気への抵抗力が弱まっている。伝染性の病気に効果を発揮する免疫グロブリン G が低下していることが 1991 年から 1994 年の WWF の調査で判明したそう。汚染された母グマから生まれた子グマも抵抗力が弱くなり免疫を低下させ死亡率が高くなっている。スバル諸島で WWF が調査したメスのホッキョクグマの約 1.5% に生殖器の奇形が確認された。これも POPs による影響だとされている。先進国を中心に多くの国で有害な化学物質の使用が禁止されているが、ロシアや東ヨーロッパ、アジアなどではまだ広範囲で使用されている。

他にも油田開発に伴う調査もホッキョクグマにダメージを与えている。ホッキョクグマの体に原油が付着すると、毛皮の断熱性が失われ体温が下がり体力消耗につながり、毛づくろいや原油で汚染された食物を通して肝臓や腎臓が直接悪影響を受けている。

第 3 節 対策

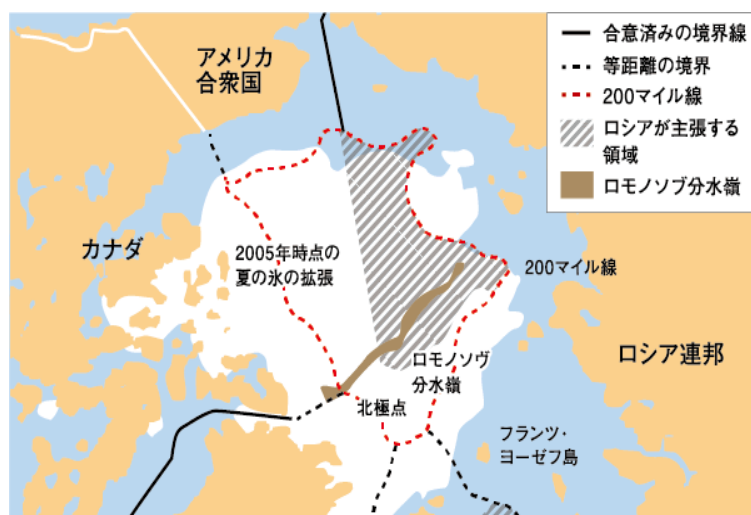
2001 年 5 月、スウェーデンで DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン)、PCB (ポリ塩化ビフェニル)、ダイオキシンなど 12 種類の残留性有機汚染物質の生産・使用を禁じ制限する「POPs に関するストックホルム条約」が採択された。

米国カリフォルニア州の NGO 団体「Polar Bears International (ポーラーベアーズインターナショナル：略称 PBI)」は、世界各地の研究者と共同でホッキョクグマを援助するため

の調査プロジェクトや、二酸化炭素排出削減の重要性への理解、促進を図るための教育・啓蒙活動を、ホッキョクグマとその生態環境の保護を目的として行っている団体だ。孤児となった子グマの保護や、クマの生活圏が減少することにより起こる人間との接触の回避、栄養不良のクマへの給餌活動などが想定されているようだ。PBI が普及させた「国際ホッキョクグマの日」というものが毎年 2 月 27 日に制定されている。

国際環境 NGO「グリーンピース」では 2012 年から「北極を保護区に」キャンペーンを開始している。どの国の領土、領海にも属していない北極点周辺の公海（図 6）の点線で囲まれた海域を「グローバル保護区」（図 6）に設定することを目的としたキャンペーンで、石油メジャーなどの企業とロシア政府に石油開発の見直しや、北極海で石油資源の掘削を始めようとしているシェル、BP、エクソンなどの企業に対し開発の見直しを迫るといった企業への働きかけを行っている。また北極圏における初の石油掘削基地を設置し掘削を始めようとしている、ロシアの政府系企業ガспロムに抗議活動をするため、ペチュラ海に北極海を航行できる砕氷船「アークスティックサンライズ号」を派遣した。

図 6 グローバル保護区



（出典）国際環境 NGO グリーンピース (a)

WWF の活動としては、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素などの排出を抑え、地球の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて 1.5 度未満に抑えることを目標に掲げ、省エネルギー化の推進や自然エネルギー100%の実現、世界的な温暖化対策の合意に向けた国際的な活動を行っている。他にも、ノルウェーに「WWF アークティック・プログラム（北極圏保全プログラム）・オフィス」を設置し、有害化学物質の排出削減や使用の規制や温暖化防止などを呼びかけている。2011 年冬には、ホッキョクグマの保護活動を支援するため米飲料大手 Coca-Cola が WWF と提携して米国内で白い缶のコカ・コーラを発売した。

おわりに

調査を進めることで、この論文でとりあげた 3 種類の動物たちが絶滅の危機に至った理由に共通して言えることがあるとわかった。それは、人々の生活が密接に関係しているとい

うことだ。オランウータンに関しては、人々の生活の中で普段から見られる身近なものが彼らの住処を奪っていることや、トラに関しては、彼らが家畜や人を襲うから、といった人々の生活面や、健康的に本当に効果があるのかわからないのに漢方薬や酒にされるといった人々の欲求面で被害を受けている。ホッキョクグマに関しては、人々の生活に欠かせない車のガソリンや電気、ガス、灯油などといったものが二酸化炭素発生の主な原因となり温暖化につながり、ホッキョクグマの住処を減少させている。

高槻成紀の『野生動物と共存できるか』によると、地球上に生息する数多い絶滅危惧種を護るためには「保全生物学」⁴という総合的な取り組みが必要だそうだ[高槻 2006:62-63]。これを実現するには、分類学、遺伝学、生理学など様々な分野の協力が必要で、生物学の中でも特に生態学が重要だ。しかし研究者など専門家でなくてもできることはある。私たちができることは野生生物の価値を考え、動物を本当に好きになり、動物のことを理解することが大切なことだと高槻は述べている [高槻 2006:182-183]。私もこの意見には同感だ。また高槻氏の『動物を守りたい君へ』では、動物を守ることは地球を守ること、と記述されている [高槻 2013:218]。まさにその通りだと思った。動物をはじめ、植物などの生物がいてこそ私たち人間は食べ物に困らず、呼吸をすることができ生きることができ。いわば生物たちから命をもらっていると言っても過言ではない。そんな生物たちを私たち人々の手で絶滅の危機に至らしめてしまったのだ。だからこそ人々には生物を守る義務があると思う。

人々の生活が豊かになることで生物が絶滅の危機に至っている。そのことをこの論文を書くまで私は詳しくは知らなかった。しかし、少し関心を持ち調べればこれだけの事実を知ることができる。この論文を通して、もう少し人間以外の生物に関心を持つべきだと私は伝えたい。環境に優しいと謳っているものは本当に環境に優しいのか、某洗剤は環境を大切にしていると宣伝しながらパーム油を使用している。実際はパーム油の開発によって犠牲となる動物たちがいるのだ。動物たちが犠牲になっているのに本当に環境に優しいと言えるのか。パーム油を使っているものを使うなということや、温暖化の原因となることをするな、というわけではない。ただ、私たちの恵まれた生活の裏では、尊い命の犠牲があることを少しでも理解して意識してほしいと思う。

⁴ 野生動植物の減少や人間の影響によるかく乱などから救うために問題に取り組もうという生物学者たちの動き。

【資料】

表 絶滅のおそれのある種のカテゴリー（ランク）

絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅（EW）	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ 存続している種
絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧（NT）	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

（出典）環境省

【参考文献・インターネット資料】

COURRIER (2018)「中国人の「ドリアン愛」が強すぎて…マレートラが絶滅の危機」

<https://courrier.jp/news/archives/141864/>

2019年1月9日最終アクセス

IUCN, “The IUCN Red List of Threatened Species”

<https://www.iucnredlist.org/>

2019年1月9日最終アクセス

More Trees 「オランウータンの森再生プロジェクト」

<http://orangutans.more-trees.org/>

2019年1月8日最終アクセス

NATIONAL GEOGRAPHIC (2018)「絶滅から動物を守る撮影プロジェクト」

<https://natgeo.nikkeibp.co.jp/atcl/news/18/021900074/>

2019年1月8日最終アクセス

SARAYA 「ボルネオ環境保全プロジェクト」

<https://www.saraya.com/conservation/>

2018年12月16日最終アクセス

WWF (a) 「オランウータンについて」

<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3564.html>

2018年11月20日最終アクセス

—— (b) 「暮らしの中のパーム油」

https://www.wwf.or.jp/activities/lib/pdf_forest/rspo/WWF_Palmoil_2012.pdf

2019年1月8日最終アクセス

—— (c) 「インドネシアの森林保全」

<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3541.html>

2019年1月8日最終アクセス

—— (d) 「国際的な地球温暖化防止」

<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3535.html>

2018年12月16日最終アクセス

—— (e) 「トラについて」

<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3566.html>

2019年1月8日最終アクセス

—— (f) 「仔トラが密猟のターゲットに」

<https://www.wwf.or.jp/staffblog/activity/291.html>

2019年1月9日最終アクセス

—— (g) 「絶滅に瀕したトラを救うために」

<https://www.wwf.or.jp/campaign/speciallp/tiger/>

2018年12月16日最終アクセス

—— (h) 「7月29日は『世界トラの日 (World Tiger Day)』」

<https://www.wwf.or.jp/staffblog/news/3681.html>

2019年1月9日最終アクセス

—— (i) 「ホッキョクグマについて」

<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3565.html>

2019年1月9日最終アクセス

格闘技ナビ (2018) 「チャンパーワットの人食いトラ/19世紀に436人を殺害した伝説のトラ」

<https://wonderfulblog.net/?p=2384>

2019年1月9日最終アクセス

環境省「レッドリスト」

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/redlist/index.html>

2019年1月9日最終アクセス

気候ネットワーク (2018) 「インドネシアで進む泥炭地破壊と私たちの生活」

<https://www.kiconet.org/kiko-blog/2018-02-14/2972>

2019年1月9日最終アクセス

気象庁「温室効果ガスの種類」

https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/chishiki_ondanka/p04.html

2019年1月9日最終アクセス

国際環境 NGO グリーンピース (2012) 「北極を保護区に、壮大なキャンペーンはじまる」

<https://www.greenpeace.org/archive-japan/ja/news/blog/dblog/blog/41064/>

2019年1月9日最終アクセス

—— (a) 「北極を保護区に」

<https://www.greenpeace.org/archive-japan/ja/campaign/citizen/savethearctic/>
2019年1月9日最終アクセス

西遊旅行「美しきインドの森へ『野生生物』」
http://www.saiyu.co.jp/feature/forest_in_india/animal.html
2019年1月8日最終アクセス

産経ニュース（2018）「インド最高裁9人殺害の人食いトラの射殺を容認 保護」
<https://www.sankei.com/world/news/180915/wor1809150013-n1.html>
2019年1月9日最終アクセス

タイガフォーラム「タイガフォーラムとは」
http://taigaforum.jp/index.php/about_us/
2018年12月16日最終アクセス

高槻成紀（2006）『野生動物と共存できるか』岩波書店出版

——（2013）『動物を守りたい君へ』岩波書店出版

プランテーション・ウォッチ（a）「あぶない油の話～パーム油のことを知るサイト～」
<http://plantation-watch.org/abunaiabura/>
2018年11月20日最終アクセス

——（b）「COPの活動」
http://plantationwatch.org/jatan/cop/about_cop/
2018年11月20日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2018年度 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

子ども食堂と交流
～心の豊かさを育むために～

19W1901 大島 千佳

はじめに

「『食べ物は優しさ、料理は願い』だということです」本学に編入学するための面接で、私はこう回答した。投げかけられたのは、「食物栄養学専攻の2年間の活動から学んだことは何ですか」という問いだった。この回答は母校鹿児島女子短期大学でお世話になった恩師のひとり、千葉しのぶ先生から学んだ故のものだと自らで分析している。先生との正確な出会いは2014年、高校で行われた講演会で初めて話を聞いた高校時代に遡る。当時、私は毎日食べているものにどれだけの思いがこめられているか深く考えていなかった。母が作る食事を平然と口に、さらには平気な顔で残すことさえあった。そんな私の目頭にまで伝わった、先生の話のあたたかさは4年半経つ今でも忘れられない。

調理中、工程を踏むたびに作り手は選択に迫られている。どのように切るか、どのくらいの硬さに茹でるのか、どちらの皿に盛りつけるのか。より厳密に言えば、調理を始める前から作り手は食べてくれる人が喜ぶことを願い、選択を重ねている。「あの人の好きな茄子を使おうか」「今日の給食と被らないように豚肉を使うことにしよう」「朝、時間がないみたいだけどスープに野菜を入れれば食べやすいよね」そのとき選ぶ食材はきっと農家さんが優しさをこめて育てたものだ。食事中、出来あがった料理のもつ物語に目を向けると、さらに食事が豊かになる。食事に求める要素が「スピード感」や「手軽さ」に偏りつつある社会の中で、食事本来の豊かさを取り戻そうとする、子ども食堂という取り組みがある。

先行研究として数は少ないものの、子ども食堂を開店させる上での工夫点、実際の子ども食堂の運営で気付く課題や解決策に関する論文を確認することができた。そこで本論では日本の現状を通して、主催者と利用者との立場から、継続的に「居場所づくり」をしていくにあたって子ども食堂のあるべき姿を探る。

構成として第1章では子ども食堂の成り立ちや行政との関わりについて述べる。中でも学校給食との類似点から子ども食堂の可能性に迫る。第2章では、節それぞれでカネ、ヒト、モノの観点から子ども食堂関係者へのインタビュー結果を整理した。第3章ではそれらを受けて、子ども食堂をつくる上で、あるいは利用する上で留意したい点について述べた。論文執筆にあたっては、名古屋市内の子ども食堂4カ所（北区、守山区でそれぞれ1カ所ずつ、天白区2カ所）で、実際のボランティア活動と聞き取り調査を行った。

第1章 子ども食堂と日本

第1節 子ども食堂の成り立ち

子ども食堂という言葉が最近よく耳にするようになった。愛知県では2015年11月に初めて子ども食堂が誕生して以来、3年足らずで90カ所近くまで増加した[あいち子ども食堂ネットワーク 2018:1] のだから無理もない。

まずはそんな子ども食堂とは何であるかについて明らかにしておきたい。結論から言うとそのものの定義がないというのが子ども食堂最大の特徴かもしれない。あえて定義を示すなら、「安価な料金あるいは無料で、子どもや親子に食事を提供する場」だ[NPO法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク 2016:19]。さらに、決まった定義としての「型」がないからこそ、子ども食堂の目指す子ども食堂像は子ども食堂の数だけ存在している。つまり、「子ども食堂が目標としていること」を束ね、ひとつの平均的な言葉で表現することは困難を極める。したがって、ここでは、子ども食堂運営側の視点からあくまで一例として

の目標を挙げる。まず、食事を通して子どもの空腹感や空虚感を満たすことだ。子どもに友達づくりの場を与えることが目標である子ども食堂もあれば、それにとどまらず、大人と子ども、あるいは大人同士でのつながりづくりの場を目指すところもある。家庭での食事が孤食やインスタント食品ばかりになるのを防ぐため、地域がその子の親のピンチヒッターを担おうとする子ども食堂も多い。地域を盛り上げようとして活動する子ども食堂もある。

子ども食堂という言葉がはじめてつかわれたのは「子ども食堂だんだん」¹でのことだ。小学校の副校長先生から家庭での朝夕の食事がバナナ 1 本という子が入学してきたため、先生がおにぎりをつくって保健室で食べさせているという話を聞いた気まぐれ八百屋だんだん店主である近藤博子さんが 2012 年、3~4 人の仲間と「子ども食堂だんだん」を始めた。それまで家庭の責任とされてきた食に関する課題を、地域で受け入れて解決しようという考えの表れだった。ファミリーレストランのように家族がそろわないと入れない飲食店ではなく、小学生の子どもだけの団体でも、利用者として受け入れる場にすべく「子ども食堂」と名付けられた。また、「子ども食堂」という名前ではあるが、大人の利用者也歓迎する [NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク 2016: 166]。子ども食堂が、その誕生当初から子どものためだけの取り組みではなかったことは興味深い点だ。

いま、子ども食堂は地域で子育てをするために運営されているといっても過言ではない。名古屋市天白区の「こども食堂にっこにこ」代表の黒田昭子さん²にとって、子ども食堂を開催する原動力となる気持ちのひとつは、子どもが育つ上でできるだけ平等な環境をととのえようという思いだ。自身が運営する黒田音楽教室を通して家庭間に貧富の差を見ることがあるという。生まれてくる家を選べない存在としての子どもが、育つ環境の狭さに押し込められ成長の可能性を奪われてしまうかもしれない。そのことに対する危機感は彼女にとって大きい。

子どもの貧困対策について行政の方針を表す文言がある。2014 年（平成 26 年）1 月 17 日に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」の目的を以下に載せる。

（目的）第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

以上の行政の方針は、実際の名古屋市の子ども食堂の運営者の指針と共通する部分が多くある。特に、貧困が足かせにならないように環境を整えようとする点においてだ。「生きていく世界には差があって当たり前」と貧困を理由に何かを諦めてしまうことは、ある意味で子どもの成長を妨げる最大の要因と言って過言ではないだろう。

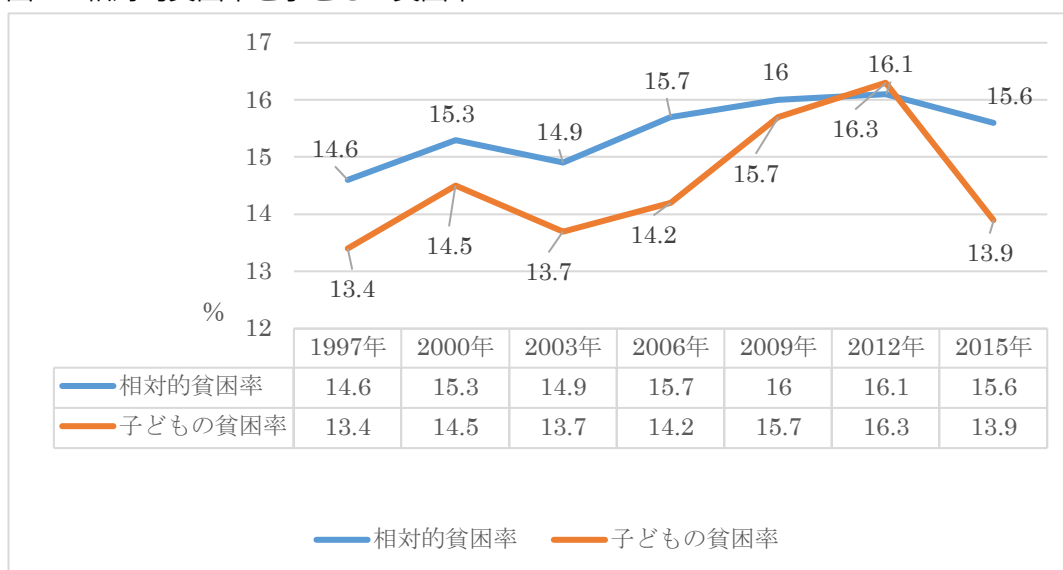
¹ 東京都大田区にある日本ではじめての子ども食堂。

² 2018 年 11 月 23 日、「こども食堂にっこにこ」にてインタビュー。子ども食堂会場として自宅を開放している。

第2節 日本の貧困の現状

厚生労働省は2015年の日本の相対的貧困率³が15.6%であったと発表した〔厚生労働省2017：15〕。さらにその報告に注目すると、17歳以下の子どものうち13.9が%貧困状態にある。子ども7人に1人の割合で貧困が蔓延していることを意味する。ちなみにその前年の2014年は子どもの貧困率が16.3%で、これは過去で最も高い数値であった（図1）。当時平均的な規模の小学校において、ひと学級28人のうち4～5人にもものぼる子どもが経済的に困窮していたと想定できる。

図1 相対的貧困率と子どもの貧困率



（出典）厚生労働省〔2017：15〕をもとに筆者作成

2014年9月に千葉県銚子市で起こった事件は、ひとり親家庭の貧困を語る上で触れずにはいられない。発生当時、高校生であった私もこの一件の再現VTRをテレビで目にした記憶がある。家賃滞納で県営住宅の明け渡しを命じられ、身動きがとれなくなったシングルマザーが当時中学2年生だったわが娘を絞殺したのだ。傍から見て、まわりの支援を受けることはできなかったのだろうか。そんな疑問は拭えない。当然、銚子市役所も生活保護制度の対応を行う。調べに対して銚子市の社会福祉課担当者は、「（母親が）保険年金課に保険証の相談をしに来たという話でしたので、生活状況などの詳細は把握しておりませんでした」と話している。それに対して丸山慎一千葉県議員は、行政が母親の意図を汲み取る必要があったと批判する。さらに、この事件において貧困が顕著にあらわれた、家賃の滞納に関しても家賃の減免制度が適用できたのではないかと課題をなげかけた〔フライデー2015〕。

たしかに制度が整っていても周知されていなければ利用の手立てがない。そして利用の手立てがなければ法令や取り決めの目的が達成されることもない。被支援者側は生活に困

³ 相対的貧困率とは経済協力開発機構（OECD）の基準を用い、全世帯の収入から税金などを差し引いた可処分所得を1人あたりに換算して低い順に並べ、中央の額の半分未満の人の割合。相対的貧困率が高いほど、経済格差が大きいことを示す。1日の所得が1.25米ドル以下の人の割合である、絶対的貧困率とは区別される。

窮するとその日を生きること目一杯になってしまって、まわりの支援に気付けなくなるのかもしれない。「どうせ解決しない」と思い込んでしまうのかもしれない。そうでもない、どうして愛する娘の命を自分の手で奪うことができようか。行政は支援の手続きのサポートをするだけの姿勢ではいけない。もう一步相手に近づいて、相手と支援の仕組みとを適切な情報で結び付けることで、守れる生活がある。しかし、そうは言っても行政の心がけだけで、15.6%に及ぶ相対的貧困者それぞれに満足な支援が行き届くとは考えづらい。

「子ども食堂は、『信号を受信する場』である」というのが、名古屋市北区の「わいわい子ども食堂」運営委員長である杉崎伊津子さん⁴の考えだ。行政の支援を集中的に受ける必要がある家庭やその子どもを赤色信号に例えるとすれば、黄色信号は行政や地域のサポートが必要な子だ。黄色信号を出す子どもの家庭には、いくつかの傾向があるという。それは外国人の親をもつ家庭であることや、ひとり親家庭であること、子だくさんで兄弟の年齢が大きく離れている家庭などだ。たしかに 2015 年のひとり親家庭の相対的貧困率は半数以上の 50.8%だ [厚生労働省 2017:15]。

「わいわい子ども食堂」にかつて 21 歳、16 歳、中 2、小 6、小 4、保育園、1 歳⁵という 7 人兄弟が訪れていたという。お母さんは精神的な疾患のため、子育てができない状況ではない家庭だった。そんな家庭で 16 歳の女の子が小学校 3 年生のとき以来、学校にも行かずにひとりでお母さん役を担っていることを杉崎さんは知っていた。しかもそれが継続した状況であるために、彼女は満足に字も書けないのだという。中学卒業後、高校に進学できなかったという噂もある。成蹊大学の澁谷智子准教授の言葉を借りるなら彼女は立派なヤングケアラー⁶だ。決して親や家族に弟妹の世話を強制されているわけではない。むしろ母親は地域の学習支援の利用を勧めているようだが、家族の世話を誰かがするしかないという現実がそれを阻む。先進国日本にも、学校に行けず苦しんでいる人がいる。こういった世情は子ども食堂を含め、地域資源を生かした子どもの貧困対策支援のための内閣府が行う施策「地域子供の未来応援交付金」や食事を含めた基本的な生活習慣の習得支援をする居場所づくりを支援するための厚生労働省の「子どもの生活・学習支援事業」といった取り組みとして反映されている [内閣府 2018:2]。要するにここではふたつのことが言える。ひとつはこんな現状の課題に対して行政も危機感をもっていることだ。そしてもうひとつは、行政までもが一軒の八百屋から生まれた子ども食堂という居場所づくり活動へ大きな期待を寄せているということだ。

第 3 節 子ども食堂と学校給食

仕事の傍ら名古屋市守山区の「心の子どもごはん」のボランティアとして活動している原田さん⁷にとって、元々は子ども食堂で家庭での子どもの様子を観察することがボランティ

⁴ 2018 年 12 月 21 日、名古屋市北区にてインタビュー。杉崎さんは、「あじまわいわい食堂」も運営している。

⁵ 子どもたちの年齢は 2018 年 12 月現在のもの。

⁶ ヤングケアラーとは家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18 歳未満の子どもと定義される。

⁷ 2018 年 11 月 17 日、「心の子どもごはん」にてインタビュー。子ども食堂の開催日に「心

ア開始のきっかけだったようだ。観察した家族の在り方は彼女の施設保育士としての業務に生かされる。彼女が働く児童養護施設は、虐待に遭って入所が決まった子どもや経済的な理由から親との生活が困難な子、親が逮捕された子に生活の場を提供している。

児童養護施設と子ども食堂では運営主体やアプローチの方法が異なる。しかし、話を聞くうちにある類似点が目につくようになった。それは、活動の目的だ。施設も子ども食堂もハンディキャップともなり得る環境をもつ子どもに対し、子どもの可能性がその環境に触まれないようにすることを目的としている。

私は子ども食堂と似た体質をもつ社会の取り組みに学校給食も該当すると考える。給食でも子ども食堂での食事であっても、そこから子どもが手にできるのが単にその食事のみであってはならない。子どもが受け取るのは、その食事を通した「経験」でなければならない。児童養護施設の食事に関しても、それは同じだ。ここで2008年改正の学校給食法第2条に規定されている、学校給食について7つの達成目標を確認する。

(学校給食の目標) 第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵を受けて成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地木の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食糧の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

栄養教諭の免許をとる過程でこれらの目標を知ったとき、数の多さや幅の広さにも驚いたが、それよりも自分の学校給食を思い返すと、それが見事にこれらの目標ののっとった構成になっていたことが衝撃的だった。自分たちで育てた芋を給食の時間に食べた経験、クリスマスに3種類から選ぶケーキを決めかねて、友達と相談の末別々の味を選んで分け合った経験、ある日特別好きでもなかったボイルキャベツが想像以上においしく感じられ、家でも出してくれるように親にせがんだ経験——。そうした何げない経験のひとつひとつさえ学校給食の目標に沿って心を豊かにしてくれたように感じる。

杉崎さん⁸は食事のレパートリーが少ない家庭の原因は、その親がかつて偏った食事をし

の子どもごはん通信」という手作りの広報紙を作成・持参する。同通信では、当日のメニューや、季節柄の注意喚起、次回以降の開催に関するお知らせに加えてスタッフの紹介を連載していて、2018年12月1日配布の第5号にはボランティアスタッフとして私も取り上げられた。

⁸ 2018年12月21日、名古屋市北区にてインタビュー。

ていた子どもだったからだ」と話す。バランスの取れた食事を意識的にとった経験の乏しさが原因という意味だろう。こうした経験の貧しさを私は「心の貧困」と表現したい。これは外からはまったく見えない貧困だ。一般的な貧困はお金の不足だが、その貧困で不足するのは経験だと考える。それは私の思う心が豊かな子がさまざまな経験をしてきた子どもであるからだ。また、心を耕せるのは何も幼少期に限ったものではないにせよ、私は心の豊かさを子どものうちに育ててほしいと考える。なぜなら心が豊かな子は得てきた経験の貯金があり、将来親になった時に子どもへの経験の与え方も心得ているのに対し、心の貧しさを抱えたままの子は経験が乏しく人に経験を与えにくいだろうと考えるからである。要するに心の貧困が人に経験を与えられず心の貧困を生む。杉崎さんが話す例もこの貧困のサイクルの中の話なのではないかと感じられる。

ちなみに、この問題に対しても子ども食堂はすでに働きかけている。例えば名古屋市天白区の「天白子ども食堂⁹」では三色のお月見団子を子ども達とつくる時間が設けられていた。ちょうど 2018 年の十三夜の日のことだ。団子を丸め始めてから、茹で、浮いてきたら掬い、みたらしあんやきな粉、餡子で好きにトッピングし、食べるまで、子ども達は終始笑顔だった。子ども食堂ではこのように食事に加えてレクリエーションをすることも少なくない。心の貧困への方策は長期的に見ないと結果が出ない分、何年後かにこの日のことを子ども達が振り返ってくれると思うと少し感慨深くもある。

第 2 章 子ども食堂と地域

第 1 節 子ども食堂とカネ

子ども食堂をするのには資金が必要だ。食材や調理、会場や広報などに備えた運営費は個人の負担か、利用者から集まる参加費用、支援金で賄われていることが多い。

まず参加費用についてだ。子ども食堂という名の通り、対象者はおおむね子どもである。お金がないことが食べられないという悲しさにつながらないように名古屋市 48 カ所の子ども食堂のうち、29 カ所は子どもが無料で食事できる食堂である〔名古屋市子ども青少年局子ども未来企画室 2018：1-13〕。ただし子ども食堂に定義がないように「子ども」の定義においても子ども食堂間で共通のものがない。既存の決まりごとは少ないという子ども食堂の側面が色濃くあらわれる一面だ。したがって、食堂ごとに「子ども」の料金で食事ができる年齢には大きくバラつきがある。たとえばある食堂で、無料で食事がとれる子どもは 3 歳までであるが、9 カ所の子ども食堂は高校生までを子どもと設定している。

2016 年 8 月のお昼時、名古屋市北区の「わいわい子ども食堂」に、ある兄弟 4 人が顔を出した。その回は杉崎さんをはじめ主催者側にとっても子どもたちにとっても特別な開催だったため、普段は来ない子ども達が参加したという¹⁰。特別というのは、子ども料金 200 円、大人 300 円と参加費を受け取りながら子ども食堂を開催していた当時、その回に限り子どもには特別に無料で食事を提供することにしていたのだ。その兄弟は乱れた身だしなみが目立つ。話を聞くと、予想通り学校にも毎日行けていないということがわかった。子ども達に「次からも来てね」「お金は持ってこなくてもいいからね」食事後もそう声をかけた。

⁹ 2018 年 10 月 21 日、天白区在宅サービスセンター研修室にて開催の子ども食堂。

¹⁰ 2018 年 12 月 21 日、名古屋市北区にてインタビュー。

ところが、その特別開催以降一向に来る気配がない。個別にポストインしたりして食堂で待った日もあったという。ある日、その子の友達である児童が杉崎さんにこう打ち明けた。「お金を持って来られないから、行けないって言っていたよ」その声を受けて、杉崎さんは子どもの利用料金の無料化を急ぎ始めた。翌 2017 年 4 月にキリンビールのキリン福祉財団からの 30 万円の支援で大きく前進し、無料化へとこぎつけた。それから待っていたあの子どもたちが再び足を運んでくれるようになるまでにそれほど時間を要さなかったという。なお、「わいわい子ども食堂」は現在も子どもが完全無料、大人 300 円という料金体系で継続して開催している。

子ども食堂あてに支援金を寄付しているのはキリン福祉財団だけではない。名古屋市守山区で「心のこどもごはん」を運営する中村さん¹¹のもとへは、月に数万円ずつ継続的に振り込みがある。しかも匿名で振り込まれることもあるために、それらは誰からの寄付であるのかがわからないという。先ほど述べたキリン福祉財団の支援のように、個人ではなく企業から寄付を受けることもある。企業と子ども食堂はどのようにつながっているのだろうか。その疑問に対して、杉崎さんは今からおよそ 2 年前の 2017 年 1 月 15 日の出来事を話してくれた。

雪が降ったその日、生ビールの速達「速達生」など酒類を販売する株式会社マルト水谷から問い合わせがあった。内容は、子ども食堂あてに寄付をしたいのだが全体をとりまとめている組織はないかというものだった。当時、愛知県内の 30 カ所（うち名古屋市内に十数カ所点在していた）の子ども食堂のすべてが個別に立ち上がっていたために、統括している組織は存在していなかった。そこでその問い合わせをきっかけに子ども食堂同士のネットワークづくりの必要性に気付いた杉崎さんらが中心となって「あいち子ども食堂ネットワーク」を設立した。

県内の子ども食堂ネットワークの設置は子ども食堂の社会的アピール力を強めた。子ども食堂の認知の広まりは、元々ネットワークに求めていた「子ども食堂への支援の受け皿」としての役割にはとどまらず、子ども食堂の数や協力者の増加の要因ともなった。また、株式会社マルト水谷は 11 月から 2 月までの 3 カ月間、参加店舗での生ビール 1 リットルを売り上げるごとに 1 円を子ども食堂やそのサポート団体へ寄付するキャンペーンを主催している。マルト水谷ハッピーリングチャリティ¹²と名付けられたその運動は現在に至るまで続いており、昨年の「ハッピーリングチャリティ 2017-2018」の寄付金 413 万 5761 円は、あいち子ども食堂ネットワークや東海 3 県の子ども食堂 39 団体に寄付された [株式会社マルト水谷]。

第 2 節 子ども食堂とモノ

次に子ども食堂を支えるさまざまな物資の流れを見ていきたい。子ども食堂において、不可欠な物資に食材がある。第 1 節で見えてきた通り、子ども食堂で受けとる参加費は多くて原価とほぼ同等、子ども料金のほとんどは原価を下回る。そんな子ども食堂の継続的な運営

¹¹ 2018 年 11 月 17 日、12 月 1 日、「心のこどもごはん」にてインタビュー。

¹² 2017 年度は 2017 年 11 月 1 日から翌年 2 月 28 日まで開催。また、ハッピーリングチャリティとは 2017 年度より使用されるようになった呼称。2015 年度、2016 年度は「カンパイチャリティ」の名称で開催。

を助けているのは、農家や企業からの寄付だ。「天白子ども食堂」代表の佐藤浩子さん¹³に聞いた話によると、子ども食堂実施日前に、提供される野菜の内容と量について農家が連絡をくれるため、前もってメニューを考案することができるそうだ。

同じく天白区の「こども食堂にっこにこ」の12月度のメニューはケチャップライス、唐揚げ、ジャーマンポテト、サラダ、ケーキというクリスマスメニューだった。中でも子ども達に人気だった主菜の唐揚げに使われた3キロの鶏もも肉は、中国台湾料理味仙今池本店から譲られたものだった。

また民間企業の協力的な姿勢に驚いた私は、どうして味仙とやりとりをするようになったのか、同子ども食堂代表の黒田さんに尋ねた¹⁴。「にっこにこ」のスタッフが味仙の店長と直接やり取りをしたわけでもないという。私が仲介役の名刺を頼りに連絡をとっていくと名古屋名東ロータリークラブにつながった。同クラブは2017年8月、「あいち子ども食堂ネットワークRCC（地域社会共同体）」を設立し、子ども食堂に協力している。そう教えてくれたのは同RCC委員長の藤野直子さんだ¹⁵。毎月子ども食堂のために味仙が用意した鶏もも肉30キロをロータリークラブが数カ所の子ども食堂に分配しているそうだが、これはロータリークラブ会員と味仙の店長との昔からのよしみからうまれた仕組みらしい。人と人とのつながりそのものが、食材の流れるパイプとなっている。

子ども食堂への支援に関する取り組みを持続的なものにするために、ロータリークラブが流通させる「モノ」は食材だけではない。藤野さんによると、名古屋名東ロータリークラブに会員として在籍しているホシザキ株式会社の会長が、業務用冷蔵庫・冷凍庫をロータリークラブへと寄贈したという。念願の子ども食堂に特化したフードバンク整備への足掛かりとなったと喜ぶ藤野さんの明るい声が印象に強く残っている。それを聞いて私は子ども食堂が子どもの目の前でのみ開催されているのではないことを強く実感した。インタビューの中で、子ども食堂への食材や寄付を通して初めて周りのあたたかい応援に気付くこともあるという主催者の声をよく耳にしたが、その声はこのことを指していたのだ。そこにあるつながりの数だけ子ども食堂をつくりあげる要素がある。その子ども食堂の開催を担っているヒトの存在や、そのヒトそれぞれの思いに子ども達が気付くとき、子ども食堂の役割もさらに豊かになるに違いない。

第3節 子ども食堂とヒト

子ども食堂を作り上げているヒトとしてやはり一番に思いつくのは子ども食堂の運営スタッフだ。スタッフとして学校関係者が子ども食堂に参加することもある。私が名古屋市北区の「あじまわいわい食堂」に参加した日¹⁶には、小学校の給食センターの調理員もスタッフとして調理を手伝っていた。2019年4月から民間委託導入の方針が明らかになっている7つの小学校の学校給食の民間委託反対運動¹⁷の一環を兼ねた参加だった。名古屋市は厳し

¹³ 2018年10月21日、「天白子ども食堂」にてインタビュー。

¹⁴ 2018年11月23日、「こども食堂にっこにこ」にてインタビュー。

¹⁵ 2018年12月19日、電話でインタビュー。

¹⁶ 2018年12月8日、楠地区会館にて開催。

¹⁷ 名古屋市は2016年4月から学校給食調理業務の民間委託を開始した2018年11月時点では263校のうち15校の小学校で民営化がなされている[なごやの学校給食をよりよ

い財政状況・人材体制の中で今後も学校給食を安定的に実施することが民間委託の目的であり、安全性や給食費はこれまでと変わらないと主張している[名古屋市 2019]。しかし、民間委託では 4~5 年周期で競争入札が行われ、委託業者が切り替わる可能性がある。その度にノウハウがリセットされることで、学校給食の安全性に不安が残るとというのが給食調理員の主張だ[なごやの学校給食をよりよくする会 2018]。そうした意見を保護者と共有するという場としても、子ども食堂は学校と家庭の間としての機能を果たしている。

子ども食堂に参加する学校関係者が直接給食へ関わる職種でない場合もある。「あじまわい食堂」代表の杉崎さんが主宰するもう一つの子ども食堂「わいわい子ども食堂」では、スクールソーシャルワーカー(以下 SSW)を子ども食堂スタッフとして受け入れているが、それが子どもの生活に即効的な役割を果たすと杉崎さんは話す¹⁸。理由は SSW¹⁹の、家庭や役所にも顔を出し児童・生徒のおかれている「環境」に働きかけるという業務上の特徴にある。SSW が子ども食堂の支援を希望している子を子ども食堂へ紹介する。児童の家庭訪問に行くことも多い SSW だからこそ目が届く子どもの状況がある。さらに SSW は子ども食堂での食事風景から、子どもたちの観察を深める。SSW とのつながりは利用者の子どもの食堂に対する満足感を上昇させるだけでなく、子ども食堂で受信した黄信号を学校や行政に伝え、解決へ運ぶことも可能にしている。

繰り返しになるが、子ども食堂を作り上げているのは、直接子ども達と関わるスタッフだけではない。運営者を寄付でサポートするヒト、調理室や会議室などの提供をするヒト、広報において協力するヒトなどたくさんのつながりで成り立っている。そして、ここに利用者側のヒトの流れを付け加えたい。私は 2018 年 12 月 15 日、「こども食堂にっこにこ」の利用者・保護者計 16 名を対象に、子ども食堂の満足度調査を実施した。年齢は 7 歳~78 歳と大きな幅がある。参加のきっかけや利用頻度に関する選択式回答欄に加え、同子ども食堂を利用する理由や感想用の自由記入欄を用意した。参加のきっかけは「知人による紹介」が 44%で最多となり、人脈によるつながりの強さをうかがわせた。つづく 37%は八事コミュニティセンターなどのチラシがきっかけでの参加者だった。16 名の調査対象者のうち、25%がはじめての利用者だった。こうした紹介やチラシでの広報が新しい利用者を招くのだろう。そしてほぼ毎月足を運ぶ利用者も 25%だった。このような常連者が一定数以上いる理由としてやはり満足度の高さは特筆すべきだ。69%が「こども食堂にっこにこ」に対して大変満足、満足と回答したのは 31%だった。すなわち参加したすべての方が満足できるという予想以上の結果だった。

ところで、アンケート作成の段階から私が聞き取りたかったのは利用者が「こども食堂にっこにこ」に求めているものだ。子ども食堂を利用する理由はひとつではないことが予想されたため複数回答可にして調査をした。集計の結果、もっとも票が集まったのは「手作りの

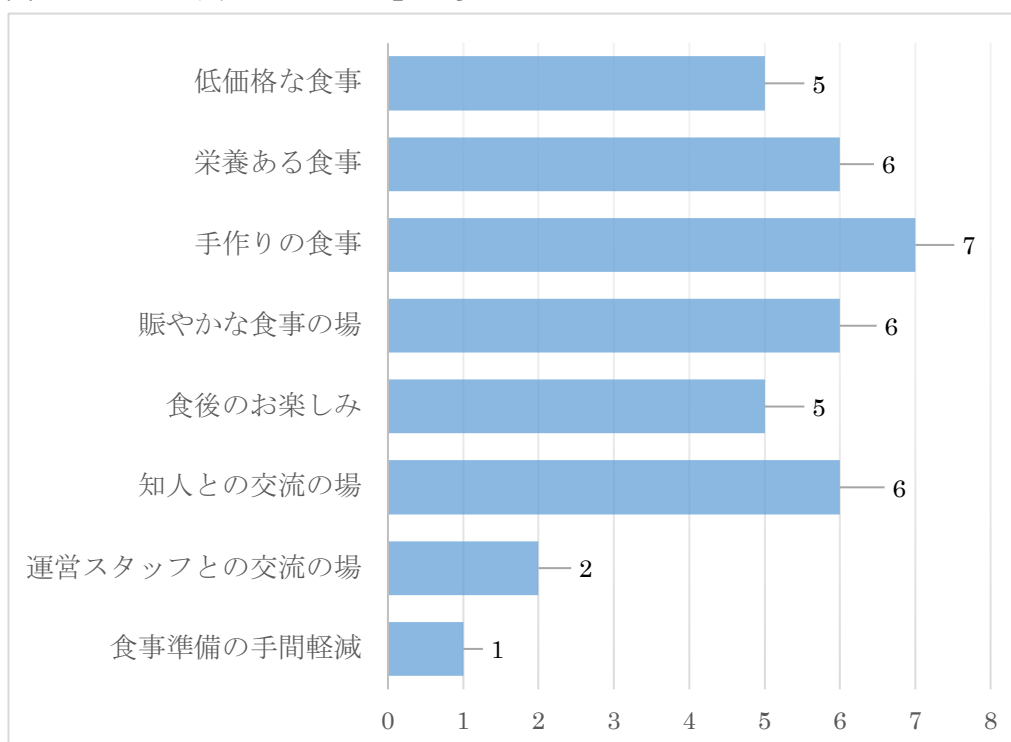
くする会]。

¹⁸ 2018 年 12 月 21 日、名古屋市北区にてインタビュー。

¹⁹ 配置人数も 2016 年には前年の 1.4 倍、2017 年には前年のさらに 1.7 倍というように増加傾向にある。さらに貧困対策を必要とする地域にソーシャルワーカーの配置日数を増やす取り組みが行われていることからその取り組みの重要度の高さがわかる[内閣府 2017: 1]。また、スクールカウンセラーは、基本的に学校内の相談室という拠点で児童や生徒本人の心の問題に働きかけるという点で SSW とは区別される。

食事」で、その次に「栄養ある食事」と「賑やかな食事の場」、「知人との交流の場」が続いた。このことから子ども食堂では全体的に経済的に厳しいという利用者よりも、賑やかで温かい食事の場を求めて参加しているヒトが多いということがわかった（図 2）。つづく感想の自由記入欄からは、保護者からはアットホームな雰囲気を気に入っているという声が多く、中には学生ボランティアを中心とした今後に期待するというように長くつづく子ども食堂の開催に期待する声もあった。「こども食堂につこにこ」の満足度の高さは、参加者一人ひとりにスタッフが適温で丁寧に料理を用意するなどの利用者目線の対応があつてこそではないかと分析する。

図 2 「こども食堂につこにこ」に求めるもの



(出典) 筆者作成

第 3 章 子ども食堂と家庭

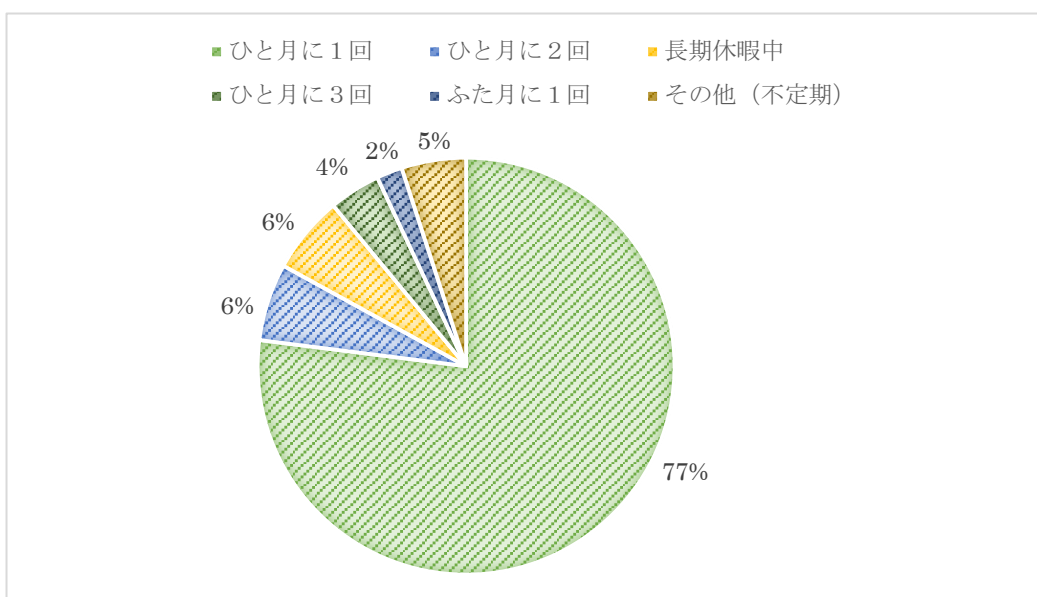
第 1 節 子ども食堂の利用

以下ではこれまでとすこし違う角度で子ども食堂を見ていきたい。これまでは子ども食堂の主催者に寄り添った立場から子ども食堂を見てきたが、この節に限っては一变して子ども食堂の主役である利用者側の立場から子ども食堂を考える。

利用者は子ども食堂の開催日を把握しておく必要があるが、子ども食堂の開催は全般的に見て頻繁とはいえない（図 3）。実際に訪問した 4 か所の子ども食堂のうち、「心の子どものごはん」は第 1 土曜日と第 3 土曜日の月 2 回開催、その他 3 か所のこども食堂は月 1 回の開催だ。食事が 1 日 3 回行われると考えると余計に少なく感じてしまう。しかし、それは私が足を運んだ子ども食堂だけでない。名古屋市の子ども食堂全体の 48 か所でもそのうち 77%に及ぶ 37 か所が月 1 度の開催だ。月 2 回開催の子ども食堂と、長期休暇中のみ

開催される子ども食堂は同率で6%、3カ所ずつで続く。ところでこの長期休暇のみの開催の子ども食堂は、利用者の立場からニーズを導き出した親切心を感じる。給食がない時期に体重減少する子どもも少なくない〔子どもの貧困白書編集委員会 2009:81〕という現状に寄り添う取り組みがなされている点には支援として秀でたものを感じる。また、利用者の状況それぞれの場合に応じたきめ細やかな支援が可能だという子ども食堂の特徴が発揮されているともいえる。

図3 名古屋市内の子ども食堂開催頻度



（出典）名古屋子ども青少年局子ども未来企画室〔2018〕をもとに筆者作成

次にそんな子ども食堂が発展した一例を見てみたい。大阪市東淀川区の小学校の家庭科室で月、水、金曜日の週3日開店する「朝ごはんやさん」²⁰だ。ある日のメニューは野菜いため、きつねうどん、バナナとパウンドケーキで1食の費用は約200円。そのうち利用者の払う金額は50円。残りは市の補助金で賄っている〔読売新聞 2018〕。親の負担と朝ごはんに付随する家庭ごとの格差をなくすことで、子どもにより平等な食事の機会を得られることは望ましい。朝ごはんにより集中力を高め、体のリズムを整えるという効果〔農林水産省〕からみても大いに賛成である。さらにこの取り組みでは子ども食堂同様、単に朝ごはんを食べるだけでなく食事をみんなで囲む経験を味わうことができる。このように子どもを地域で育てていく方向に動くと、親の社会進出がより活発化し経済的な困窮も緩和されるかもしれない。さらに朝ごはんやさんでは60代以上のボランティアスタッフが10名在籍しており、交代制で朝食を準備する〔湯浅 2018〕。つまり取り組みによってはボランティアスタッフの生きがいにもつながる。場づくりの例としていいことづくめだ。

しかしここでひとつだけ危惧していることがある。それは、家庭が役割を放棄し、地域に

²⁰ 「朝ごはんやさん」は、大阪市立西淡路小学校にて2016年11月開始された。事前に利用希望者を募り、調理は60歳以上のボランティア10人程度が交代で担っている。

依存する危険性だ。今まで家庭で担っていた子育てや食事の責任が地域に続々と投げ出されたとき、地域の支援が持続可能であるかという問題もある。加えて地域に頼るばかりで家庭側の自立心が育たないという恐れるべき事態がうまれかねない。利用者として、家庭と地域のバランスを客観視したい。

第2節 子ども食堂の課題

子ども食堂が今ぶつかっている壁や、今後ぶつかるであろう問題の中で、取り上げたいと感じる課題がある。いかにして本当に支援が必要な子に、子ども食堂としての支援を届けるかだ。目的をもって始めたほとんどの子ども食堂が感じる悩みではないだろうか。この問いを掘り下げて考察するために、まずはこの課題が生じるケースを挙げてみる。

第一に、足を運んだ子ども食堂で用意している料理が品切れになっているというケースがある。第二に、親が地域の取り組みに共感していないケースもある。子どもは子ども食堂に行きたいと思っても親に止められてしまう。この問題は非常に厄介だ。なぜなら親が社会と家庭との間に壁を作ってしまうと、途端に子ども食堂側からの踏み込んだ支援が難航をし始めるからである。それに仮にその子が学校に通えていない場合、その子は学びや社会とのつながりをどこにもつことができるのだろうか。そう考えるとき、まわりの支援が必要かどうかだけでなく、支援を受けられるかどうかという境界も家庭の雰囲気や親のありかたに大きく左右されることを実感する。第三として、もうひとつ最近新たに増加している問題を紹介する。それが子ども食堂の認知度の高まりにつれ、世間一般から「子ども食堂＝貧困家庭の子どもが利用するもの」というレッテルが貼られてしまうという問題だ〔朝日新聞取材班 2016：251〕。支援を受けたくてもまわりの目が気になって子ども食堂を利用しづらくなっているという状況につながる。子ども食堂の認知が広まってきたことによる数少ないデメリットのひとつといえるかもしれない。このケースでは、利用者と子ども食堂を隔てるのは、行きたくなさという障壁だ。その障壁は「恥ずかしさ」や「不安」が積みあがって形作られているといえる。

すなわち、子ども食堂の支援が必要としている子に届かない原因は、第一のケースにみられるような子ども食堂側の想定と現状の食い違い、第二のケースのような子ども食堂に対する親の理解度の低さ、第三のケースのような利用者自身が子ども食堂を利用したいと思えない場合の3つのパターンに分けられると考える。

第3節 子ども食堂への提案

以上を受けて、本節では子ども食堂でより適切な支援を行うための対策を講じる。

まず食数に関する課題の解決策としては、ふたつの方法がある。ひとつはチャーハンや和え物のように数ではなく量で食数を調整しやすい献立にしておくことだ。そうすれば多少人数が増えても対応しやすい。もう一つの方法は完全予約制にして利用予定者数をあらかじめ把握しておくことだ。私が見学に行ったなかでも名古屋市守山区の「心の子どもごはん」では店内の席に限りがあるためという理由で、完全予約制をとっていた。その利点は子ども達が来る前に食事や席を準備することが可能である点と、利用者ひとりひとりの様子を知るきっかけが生まれることだ。予約の際に名前や人数などといった基本的な情報から、どこから来るのかなど個人的な情報まで目が届きやすくなる。しかし、この方法では欠点もある。

例えば、満席になった段階で予約を断らざるをえなくなってしまうことと、インターネットを使えないなどの理由で支援にアクセスできない人が発生しかねないことだ。これでは、より支援を広めるための対策が、見事に裏目に出てしまうことになる。したがって席や調理食数に余裕があるのであれば、前者の対策である献立の工夫が課題克服の鍵になりそうだ。

次に子ども食堂に対する親世代の理解度の低さについての対策を考えたい。地域社会として子ども食堂が家庭と連携をとるためには親世代とつながり、共通の目標を掲げるのが望ましい。私の考える具体的な提案のひとつは、各家庭に食育新聞を配布することだ。第1章第3節の学校給食の目標に関する記述で紹介した通り、健康増進だけでなく文化の継承、地域理解にまで役立つ可能性をもつ食事だからこそ、新聞内で扱うことで親子のコミュニケーションのきっかけとなることを期待する。親子間や家庭内での信頼関係と、家庭としての自立した姿勢を伸ばすことがねらいだ。子ども食堂として現在の困窮をサポートしつつ、新聞発行の取り組みを通して将来の家庭が自立していくことを目指す。記事にする事柄を決めるために、親がどのようなことに興味をもっているのか探るのも利用者との距離が近く、柔軟性の高い子ども食堂にとっては得意分野だろう。補足として郷土食にフォーカスした記事を書くことを想定する。人気アニメに登場する食事を実際につくるためのレシピ本²¹を目にすることが増えてきた。それと同様に、その土地に伝わるストーリーから食事やその土地そのものに愛着をもってもらえないだろうか。例えば「これは薩摩藩に年貢を厳しく取り立てられる島民が、役人たちの心を和らげるために祈りを込めてつくった料理²²だよ。貧しい中でも貴重な鶏を一羽つぶして、まるごとつかったごちそうで役人をもてなしたんだね」と料理の背景に思いを馳せることでも、味わいは深まりそうだ。学校給食に限らず食事とは本来このように複数科目の土台となることで、人の心を耕す。複数科目というのは歴史・風土としての社会科、調理法としての家庭科、人々の思いとしての道徳などだ。言い換えれば食育とは特別な教材媒体を用いて行わずとも、一食分の食事が教科書となる。その手軽さと影響力の強さには大きな可能性を感じる。

最後に利用者が子ども食堂に障壁を感じている場合について考える。以下では解決策として実施されている動きをふたつ紹介する。ひとつ目の解決策は障壁に穴をあけるというものだ。対してふたつ目は子どもが感じている障壁を壊す方法だ。壊すといっても一度に衝撃を加えるのではなく、障壁をつくっているブロックをひとつずつ取り除き、ハードルの高さなくしていくようなイメージだ。ここで障壁を構成しているのは「恥ずかしさ」や「不安」であることを再度確認しておく。

まず、利用者が感じている障壁に穴をあける方法を紹介する。文京区を含む6つの団体²³

²¹ 週刊少年ジャンプ連載中の人気アニメ『ONE PIECE』に登場する料理が掲載されているSANJI [2012] が例に挙げられる。著者がアニメの中でコック役のキャラクターの名前となっている。料理はフードコーディネーターの飯島奈美による監修。

²² 奄美の鶏飯（あまみのけいはん）の実際の由来。ごはんにはぐした茹で鶏、煮含めた椎茸、錦糸卵、パパイヤの漬物、などを盛り付け、上から丸鶏でとった熱いスープをかけていただく、鹿児島为学校給食ではトップといえる人気メニューだ [よい食・環境鹿児島県民フォーラム 2015: 22]。

²³ 一般社団法人RCF、NPO法人キッズドア、一般社団法人村上財団、NPO法人日本ファンドレイジング協会、文京区、フローレンスの以上6団体。

が2017年7月にはじめた「こども宅食」だ。この取り組みはフードバンクやふるさと納税制度を活用して用意された食材をボランティアが利用者の自宅まで配達するというものだ。官民協働とあってふるさと納税制度を活用するのが特徴だ。申し込みもスマートフォンアプリのLINEを通じて行うので、手軽である上に、人目が気にならない分プライバシー問題として感じる抵抗が小さい。そして配達サービスもまわりの目が気になるのを防ぐはたらきをする。これらの秀でた点から、こども宅食は子ども食堂のひとつの進化形と呼べるだろう。しかし、その支援では障壁のある一カ所の隙間から支援をしているようなものだ。障壁自体はなくなる。それに食べ物を自宅に届けるかたちをとれば、子ども食堂のような孤食対策や心の貧困予防を行うことは容易ではなくなる。

名古屋市北区の「わいわい子ども食堂」の杉崎さんから話を聞いていたときだった。「子ども食堂を貧困対策とは言わないで」と周囲に念を押すことがあると聞いた²⁴。子ども食堂がどのような背景で誕生したのかについてはすでに述べた。そしてそんな子ども食堂が、今後の貧困対策として行政から大きな期待をされているということも紹介した。それなのに「貧困対策と言わないで」とは一体どういうことなのだろうか。杉崎さんの話から、それは子ども食堂に対する利用者の障壁を取り除くための対応なのだとわかった。ちなみに杉崎さんが念を押すのは、主に取材に来たマスコミに向けてだという。子ども食堂がメディアで取り上げられてきた中で、貧困対策という印象が強すぎたという反省から、今では「貧困対策」という表現を避けてもらうように頼んでいたのだ。たしかに貧困対策に一役買うと期待されている子ども食堂ではあるが、「貧困対策」としての面だけが独り歩きしないように歯止めをかけるのは有効だろう。マスコミに頼らずに類似した方法を模索する団体もある。「子ども食堂」と銘打つことで周囲から貧困対策だと連想させてしまわないように、名前に子ども食堂という言葉を含めず名前をつけるのだ〔朝日新聞取材班 2016:252〕。また、子どもしか利用できないという誤解をなくしたいという思いから同じ方策をとる子ども食堂もある。杉崎さんが2018年4月に始めた子ども食堂の名前が「わいわいあじま食堂」であるのがその例だ²⁵。いずれにせよ、利用者を特定の層に固定しすぎないのが子ども食堂らしさであろうし、これは日本で最初の子ども食堂、「だんだん子ども食堂」が利用者を子どもだけに限定しなかったやり方が生んだ子ども食堂の体質なのかもしれない。

まとめとして、子ども食堂は常に目的にアプローチする取り組みであるので社会の状況によって取り組みの内容は変化する。子ども食堂は厳しい「型」をもっていないし、社会に細やかに対応していくために、特に「型」をもつ必要性もない。それを踏まえて私が目指す子ども食堂は「子どもが食事を通してさまざまなものと交流し、心の豊かさを育む場」だ。子どもを育てることは長い目で見て次の親の世代へのアプローチにもなる。目の前の子どもに豊かさを与えることで、ゆくゆくその子が親となり作る家庭の豊かさも守れるのではないか。人に経験を与えるために経験を積み上げておくべきだというのは、私自身にもあてはまることだ。

²⁴ 2018年12月21日、名古屋市北区にてインタビュー。

²⁵ 2018年12月8日、あじまわいわい食堂会場にてインタビュー。

おわりに

今思えば私自身にとっての子ども食堂との出会いは鹿児島で栄養士を目指して学習をしていたある日の通学途中にみかけたポスターだった。栄養教諭の二種免許状の取得を目指し、子どもに伝えるべき食の楽しさや、子どもの食事における注意点には関心をもっていた影響か、子ども食堂については未知ながらに、それが孤食防止を目的のひとつとしていることは理解できた。しかし理解が浅く、ポスターから子ども食堂の参加対象者が子どものみだという印象を受けたため参加することはなかった。子どもの貧困や全国規模で見る子ども食堂の広がりについてはつゆ知らず、その子ども食堂のポスターを横目に駅と短期大学を往復する日々だった。ちなみに短期大学における私の当時の食物栄養学専攻の学生としての一歩の関心事は、発展途上で活躍する栄養士になる方法だった。その夢を叶えるには世界で自分を役に立てる方法をあまりに知らなすぎる。そう考えた私は就職先の代わりに編入学先として名古屋学院大学国際協力学科を選んだ。

発展途上国の貧困についての学びをスタートさせた私は、ゼミの指導教員である佐伯奈津子先生との出会いでインドネシア語を学び始めた。そして学んだ語学を使いたい一心でインドネシアへ二度足を運んだ。一度目はジャワ島のプカロンガンだ。マングローブ植樹とマングローブの加工食品の販売・考案が主な目的のボランティアツアーだった。それから約半年後、今度はゼミ旅行でチョコレート生産を学びに、パプア州へ足を伸ばした。日本とパプア州との距離は約4500キロ。ジャワよりも約1000キロも日本と近い割に、ジャワ島よりアクセスの面で格段に不便だ。パプア州はインドネシア領でありながら土地的にも民族遺伝的にもパプアニューギニアの方がずっと近い。食文化を見てもインドネシア国内のほかの島と比べてパプアではサンバル(チリソース)をあまり見かけなかった。伝統的な主食もインドネシアの他の地域で共通している米ではなく、パペダと呼ばれる、サゴヤシのデンプン粉をお湯で溶いて糊化させた日本でいう葛湯のようなものだ。このようにパプアには特異な点が多い。その特徴を経験として知れたことを振り返ると、ジャワ島の様子を一度見に行っていてよかったと強く感じた。数ある文化的特徴を抑制された状態でインドネシアに併合されている彼らは独立意識が高い。ゼミ旅行を通じて私は人生ではじめて政治独立問題について考えるきっかけをもらったと思っている。

さらにゼミ旅行は私にもうひとつ大きな変化をもたらした。夢として抱いていた支援は国内でも可能であること、そして国内での経験をその先、国外の活動で生かしたいと考え始めたのだ。というのも先住民族の彼等自身は開発を望んでいなかったり、外部からの開発の理想像と彼等にとっての幸せ像がずれていたりすることがある。彼らはお金に余裕がなくても家族そろって生活することを大切にしている。そもそも漠然とお金がないことを嘆いているわけではなく、行っている労働や生み出している製品に見合った公正な賃金を求めているだけである。経済的に見れば貧しい生活かもしれないが、親切心に富んでいる彼らと話す限りでは心の貧困は感じられなかった。

そういった過程でかえって貧困を日本国内の問題としてとらえなおすようになった私は、佐伯先生に薦められて読んでいた『<食といのち>をひらく女性たち』の中で子ども食堂と再会した。もともと栄養士として貧困と食事、栄養に関するテーマを探していた私にとってこのテーマで卒業論文を執筆することになったのは、とても自然な成り行きだったと思う。今回の調査を経て、視点を海外に移し現地での食育の位置づけ、発達状況について新た

に興味をわいたと同時に、私自身の心が豊かになるように、と様々な経験をさせてくれた親や環境には改めて感謝の念を感じた。末筆にはなりますが今回この論文をまとめるにあたってご協力くださった皆様には深く御礼申し上げます。

【参考文献・インターネット資料】

NHK ハートネット福祉情報総合サイト(2018)「子どもが家族をケアする時代 第1回 ヤングケアラーって何？」

<https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/131/>

2019年1月7日最終アクセス

NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク (2016)『子ども食堂をつくろう！人がつながる地域の居場所づくり』明石書店

SANJI (2012)『海の一流料理人サンジの満腹ごはん——ONE PIECE PIRATE RECIPES』集英社

web 中公新書 (2018)「『ヤングケアラー——介護を担う子ども・若者の現実』／澁谷智子インタビュー」

<http://www.chuko.co.jp/shinsho/portal/110036.html>

2019年1月8日最終アクセス

あいち子ども食堂ネットワーク編 (2018)『子どもたちを孤立から救おう！子ども食堂の挑戦』あいち子ども食堂ネットワーク』

朝日新聞取材班 (2016)『子どもと貧困』朝日新聞出版

大江正章 (2008)『地域のか——食・農・まちづくり』岩波新書

株式会社マルト水谷「ハッピーリングチャリティ」

<https://010m.co.jp/csr/03/>

2019年1月8日最終アクセス

鷹咲子 (2016)『給食費未納 子どもの貧困と食生活格差』光文社新書

厚生労働省 (2017)「平成28年 国民生活基礎調査の概況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf>

2019年1月6日最終アクセス

公益財団法人鹿児島県学校給食会 よい食・環境鹿児島県民フォーラム（2015）「地域の特産物を使った学校給食レシピ集」

<http://www.kagoshima-sl.jp/wp/wp-content/uploads/2016/08/h27-recipe.pdf>

2019年1月8日最終アクセス

公益社団法人全国学校栄養士協議会「郷土食の料理集 鹿児島県奄美の鶏飯」

<http://www.zengakuei.or.jp/localfoods/46kagoshima/kagoshima.html>

2019年1月8日最終アクセス

公益社団法人千葉県栄養士会「学校給食の役割」

<https://www.eiyou-chiba.or.jp/commons/hokuji-kou/generational/kyusyoku/>

2019年1月9日最終アクセス

こども食堂ネットワーク

<http://kodomoshokudou-network.com/index.html>

2019年12月26日最終アクセス

こども宅食事務局「こども宅食 とどく、つながる、みらいのために」

<https://kodomotakushoku.jp/>

2019年1月9日最終アクセス

子どもの貧困白書編集委員会（2009）『子どもの貧困白書』明石書店

小林泰士（2016）「相対的貧困率とは何か：6人に1人が貧困ラインを下回る日本の現状」

<http://bigissue-online.jp/archives/1017887481.html>

2019年1月5日最終アクセス

佐藤一子・千葉悦子・宮城道子（2018）『＜食といのち＞をひらく女性たち』農文協

天白子ども食堂

https://peraichi.com/landing_pages/view/1089kodomo-shokudou

2019年12月26日最終アクセス

内閣府（2017）「平成29年度子どもの貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況について」

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/shien/pdf/about.pdf>

2019年1月9日最終アクセス

内閣府（2018）「国及び地方公共団体による『子供の居場所づくり』を支援する施策調べについて」

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/shien/pdf/about.pdf>

2019年1月9日最終アクセス

名古屋市 (2017) 「調理業務の民間委託について」

<http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000080468.html>

2019年1月8日最終アクセス

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画室 (2018) 「名古屋市内の子ども食堂」

なごやの学校給食をよりよくする会 (2018) 「名古屋の学校給食をよりよくする会からのお知らせ」

日本経済新聞 (2014) 「子供の貧困率、最悪の16.3% 厚労省12年調査」

https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG15H15_V10C14A7CR8000/

2019年1月5日 最終アクセス

農林水産省「朝ごはんを食べないと？」

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kakou/mezamas/about/about.html>

2019年1月7日最終アクセス

ひがよどっこ「朝ごはんやさん」

<http://higayodokko.info/ibasyo/朝ごはんやさん/>

2019年1月8日最終アクセス

福田いずみ (2017) 「広がりを見せる子ども食堂～JAの関与と可能性～」『共済総研レポート2017.12』

<https://www.jkri.or.jp/PDF/2017/Rep154fukuda.pdf>

2019年1月4日 最終アクセス

フライデー (2015) 「貧しさゆえに娘を殺したシングルマザーの慟哭～銚子市・女子殺害事件の真相」

<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/44912>

2019年1月6日最終アクセス

文部科学省 (2011) 「特別支援教育について 7.少人数の学級編成について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/007.htm

2019年1月5日最終アクセス

矢嶋桃子 (2017) 「子供の貧困と自己責任論。湯浅誠が貧困バッシングに感じた「心強さ」とは」

<https://florence.or.jp/news/2017/12/post21934/>

2019年1月9日最終アクセス

湯浅誠(2018)「学校で朝ごはん 食べてそのまま教室へ ばあちゃんたちの奮闘記・大阪」

<https://news.yahoo.co.jp/byline/yuasamakoto/20180425-00083289/>

2019年1月10日最終アクセス

読売新聞(2018)「朝食は学校で」児童の遅刻減少、集中力アップ…住民・企業が協力し
広がり」

<https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20181105-OYTET50051/>

2019年1月10日最終アクセス